

を了し、その效力の翌一九二〇年一月十日を以て發生すると共に、休戦規約そのものの效力が形式的には茲に始めて満了となつたので、その期間は實に七ヶ月半の長きに互れるものであつた。

三四九八 第二次大戦にありては、一九四〇年六月、獨逸は佛軍を壓倒的に撃破して巴里に迫り、佛軍は巴里を棄てて後退し、次で伊太利も同月十日獨逸側に參加して東南より佛軍を壓迫するや、佛軍全く悲境に陥り、同國首相ベタンは遂に同六月十七日、獨伊に向つて休戦を哀求した。ヒットラーはムッソリニとミュンヘンに相會して對佛方針を議定し、その結果ヒットラーは同月二十一日佛國代表を獨軍の占領に屬する佛國のコムピエニュー——第一次大戦の末期に獨逸代表が佛軍總司令官フオッシュより屈辱的の休戦條件を突付けられ、涙を呑んで之に署名するの己むなきに至れる緣深き *Compiègne* ——に召致して之に休戦條件を示命し、佛國代表は一旦引取りたる上、翌二十二日を以てその全部を受諾し、署名を了した。獨逸政府の公表として當時電報せられたる所に依れば、その内容左の如くである。

獨佛休戦規約

獨逸國軍最高指揮官ヒットラー總統に依り委任を受けたるカイテル大將と佛蘭西國政府より充分の權限を賦與せられたる佛國政府全權、即ち首席アンチヂエ將軍、ノエル大使、ルリユック海軍中將、バリゾー將軍、ベルジュレ空軍大將との間に左記箇條の通り合意を得たり。

第一條 佛國政府は本國、保護領、植民地、受任統治領内、並に海上に於ける對獨逸國行爲の停止を命す。佛國政府は獨軍に依り包圍されたる佛軍に對しても直ちに武器抛棄を命す。

第二條 獨逸軍は獨逸の利益を確保するため添付地圖上に引かれたる線の北及び西側の佛領土を占領す。右領土にして獨軍未占領の地域は本規約締結後直ちに占領するものとす。

第三條 獨逸は佛領占領地域内に於て占領權に基く一切の權限を行使す。佛國政府はこれ等權限の行使に付凡ゆる支持を與ふべく、佛國行政組織の助力に依り之が遂行を期すべきことを誓約す。之がため佛國政府は直ちに占領地域内に在る佛國官憲並に各公共機關に對し獨逸軍指揮官の命令に服し、之と正當なる方法に於て協力すべき旨を命す。獨逸政府は西部海岸地域の占領を對英戰闘行爲終了後は絕對必要なる程度に迄限定せんとす。佛國政府は政府所在地を未占領地域内に選定し、若くは巴里に決定することを許容せらるべし。右何れの場合に於ても、獨逸政府は佛國政府に對し占領、未占領地域の行政上に便宜を與ふべきことを保障す。

第四條 佛國の陸海空各軍は、國內治安維持に必要にして且獨逸又は伊太利政府に依り決定さるべき兵力の軍隊を除き、追て決定さるべき期間内に動員並に武装の解除を行ふべし。獨逸軍に依り占領せらるべき地域内に在る佛國軍は迅速に非占領地域内に移動し、武装を解除せらるべし。これ等軍隊は進發に當り本規約發効當時の現在地に於て凡ゆる武器並に裝備を解除し、獨逸軍に對する平穩なる降伏に付その責に任ず。

第五條 休戦規約履行の保障として總ての大砲、戰車、對戰車砲、軍用機、高射砲、歩兵武器、トラック、トラクタ、その他對獨戰に使用せられたる佛國軍武器は、本規約發効當時獨逸軍の占領せざる地域に在るものをも含めて破壊せられざる状態に於てその引渡を要求せらるることあるべし。獨逸休戦委員は右引渡武器の範圍を決定す。

第六條 殘餘の武器にして佛國領非占領地域内に在る各種軍用機材は、今後存續を許容さるべき佛國軍部隊の裝備として所持するを許されざる武器をも含めて、獨逸軍若くは伊太利軍の管理下に保管又は確保せらるべきものとす。獨逸軍司令部はこれ等保管武器の無許可使用を禁絶するに付必要なる凡ゆる手段を講ずべき權限を留保す。非占領地域内に於ける武器の新製造は直ちに禁止せらるべし。

第七條 占領地域内の地上並に沿岸各要塞は、その兵器、裝備、貯藏彈藥、その他各施設を破壊することなく獨逸軍に引渡さるべし。既に獨逸軍に依り占據せられたる各要塞の設計圖は直ちに獨軍に引渡さるべし。既に埋設せられ

たる爆薬、地雷、導火線の外、防毒壁等の明細書は之を直ちに獨逸軍司令部に提示すべし。これ等障害物は獨逸軍の要求あり次第直ちに佛國軍の手に依り除去せらるべきものとす。

第八條 佛國海軍はその植民地の利益擁護のため佛國政府にその保有を許容せられたる一部を除き、總て追て明確に決定さるべき港に集結し、獨逸軍若しくは伊太利軍の監督の下に動員並に武装の解除を行ふべきものとす。獨逸政府は佛國政府に對し獨逸軍管理下の港内に繋留せられたる佛國海軍を、沿岸警備及び掃海の目的に必要な艦艇を除き、一切作戦上に使用せざることを嚴肅に宣言す。獨逸政府は交戦の終結に當り、佛國海軍に對する権利の要求を提示する意圖なきことを更に嚴肅に且強調して宣言す。佛國海軍の一部即ち佛國植民地の利益保護に必要にして追てその範圍の決定せらるべきものを除き、海外に在る全艦艇は直ちに本國歸還を命ぜらるべきものとす。

第九條 佛國軍司令部は獨逸軍司令部に對し佛國軍の敷設したる地雷、港灣及び沿岸用障碍物、並に防備用の一切に關する精細の材料を提供すべし。獨逸軍司令部の要求あるときは、掃海は佛國側の手に於て之を行ふものとす。

第十條 佛國政府はその残存する軍隊の何れの部分を以てするも、又如何なる方法に依るも、獨逸に對し敵對行爲を執らざることを約す。佛國政府は又佛國兵の何人をも外國へ赴くことを許さず、艦船軍用機等如何なる種類の武器をも英國その他外國諸港に持出さざることを約す。佛國政府は佛國民に對し獨逸と尙ほ交戦状態に在る諸國の勤務に服することを禁すべし。更に佛國政府は佛國民に對し獨逸と戦ふことを禁すべし。この取極に違反する佛國民は獨逸軍より非正規兵としての取扱を受くべきものとす。

第十一條 沿岸並に港灣用諸船を含む一切の佛國船にして佛國港灣に在るものは、將來指示する期間まで出港を禁止す。これ等の船が再度通商に従事し得るや否やは獨逸又は伊太利政府の許可に依りて決するものとす。現在佛國港以外に在る佛國商船は佛國政府の命に依り本國に歸還すべく、若し實現困難なる場合には中立國諸港に赴くべし。獨逸船にして佛國諸港に護送又は抑留されたるものは要求あり次第現状の儘引渡すべし。

第十二條 佛國政府は佛國領土内に在る一切の飛行機に對し離陸禁止の命令を即時發すべし。獨逸側の許容なくして離陸したる飛行機は獨逸軍に對し敵對行動を執るものと看做し、然るべく處分せらるべし。非占領區域に於ける飛行場及び空軍の地上施設は獨逸又は伊太利の監督機關之を管理す。場合に依りては之が破壊を要求することあるべし。非占領區域内に在る外國機に對しては佛國政府は今後その飛行繼續を許さず、之を獨逸軍に引渡すべし。

第十三條 佛國政府は今後占領せらるべき地域に在る佛國軍の一切の施設物件及び貯藏物資は之を損傷することなく管理し、獨逸軍に引渡すことを約す。佛國政府は又港灣、工業設備、及び造船所を現状の儘管理し、之を損傷又は破壊すべからず。一切の輸送機關、輸送路、殊に鐵道線路、内海舟運、電信電話設備、並に航路標識、沿岸燈臺等に就ても亦同じ。佛國政府は又獨逸軍司令部の命令に依り前記諸物件の一切の必要な修理の責に任ずることを約す。佛國政府は平時の正常状態に於けると同様に、占領地域内の熟練職員、運行材料、その他の運送機關の確保に必要な方策を採るものとす。

第十四條 佛國領内に在る凡ての放送局の放送は即時之を禁止す。非占領區域に於けるラヂオ放送再開は後に定むる別の許可を要す。

第十五條 佛國政府は獨逸政府の要求に依り獨逸間の物資輸送に協力することを約す。

第十六條 佛國政府は獨逸官憲と協議の上、佛國民を占領地域内に復歸せしむべし。

第十七條 佛國政府は貴重品並に倉庫在荷の占領地域より非占領地域への移送を阻止することを約す。これ等貴重品並に倉庫在荷は獨逸政府との協議の上にてのみ處分することを得るものとす。但し獨逸政府は非占領地域内住民の重大必要に對しては特に考慮を加ふるものとす。

第十八條 獨逸軍の佛國領土占領に要する費用は佛國政府之を支辨す。

第十九條 佛國軍の監理下に在る一切の獨逸軍及び非戰鬥員の俘虜（獨逸側に加擔せる廉を以て逮捕又は宣告を受け

抑留又は入監中の者を含むは即時獨逸軍に引渡すべし、佛國政府は獨逸政府が要求する場合には、佛本國に在ると佛國植民地、屬領、受任統治地域に在るとを問はず、その指定する一切の獨逸人を獨逸軍に引渡すものとす。佛國政府は獨逸の戦闘員たるを非戦闘員たるを問はずこれ等を佛國植民地又は外國に送致せざるべきを約す。佛國政府は既に佛國本土外に送致せられたる獨逸軍俘虜に獨逸軍傷病俘虜の正確なる人名簿を作成し、右獨逸軍俘虜を現在地に留め置くべし。獨逸軍最高司令部は獨逸軍傷病俘虜の管理に任ず。

第二十條 獨逸軍收容中の佛國軍俘虜は講和條約締結まで俘虜として抑留す。

第二十一條 佛國政府は本協定に依り破壊せられず且獨逸に引渡し且獨逸の處理に委ねられたる一切の施設並に物品保管の責に任ず。若し本協定に違背し、これ等に關し破壊又は損害が加へられ又は搬出せられたる場合には、佛國政府は賠償の責に任ずるものとす。

第二十二條 本休戰規約の實行は獨逸軍最高司令部の指令に依りて行動する獨逸休戰委員會之を監督統理す。佛國側の希望を提出し且休戰委員會の實行命令を受理するため、佛國政府は獨逸休戰委員會に代表を派遣す。

第二十三條 本規約は佛國政府が伊太利政府と休戰に付協定に到達するを俟ち直ちに効力を發生す。戦闘行為は伊太利政府が右休戰規約の成立を獨逸政府に通告してより六時間後に於て停止さるべし。獨逸政府は右期間を無電に依り佛國政府に通達すべし。

第二十四條 本休戰規約は講和條約締結の時まで有効とす。佛國政府が本規約所定の義務を履行せざるときは、獨逸政府は何時にても之を廢棄する權利あるものとす。且右廢棄は即時効力を發生す。

本休戰規約は獨逸夏季時間六月二十二日午後六時五十分コンピエーニユ森に於て調印せられたり。

(佛獨兩國各主席代表署名)

三四九九 伊佛兩國の休戰規約も越えて二日の同六月二十四日、羅馬郊外の一邑フランスカチに於て兩國代

同じく伊

佛休戰規約

表者間に署名せられた。左に伊國政府の公表として當時新聞電報に傳へられたるその條文を掲げる。

伊佛休戰規約

第一條 佛國は佛本土、佛領北阿弗利加各植民地、及び佛國受任統治領の各地域に於ける戦闘行為を停止す。佛國は又空中及び海上に於ても戦闘行為を停止す。

第二條 休戰規約が効力を發生し休戰が繼續する期間、伊國軍は全作戦地域に互り現在の進出地點に留るものとす。

第三條 佛國本土に於ては第二條に依る境線と之に直線距離五十料を隔てて並行する線との中間の地域は休戰期間中之を非武装地帯とす。チュニジアに於てはリビア、チュニジア現國境と附屬地圖に劃されたる境線間の武装地帯を休戰期間中非武装地帯とす。リビアと國境を接するアルジェリア及びその南方佛領阿弗利加諸地域に於ては、リビア國境に沿ふ深さ二百料の地域を非武装地帯とす。伊英兩國が戦闘行為を繼續中及び佛伊休戰期間中、佛領ソマリランドの全海岸は非武装地帯とす。伊國はゾブチ港(港内全施設を含む)及びゾブチ・アズマアベバ間鐵道の佛國所有部分を凡ゆる種類の輸送のために使用する完全且繼續的の權利を取得す。

第四條 前記非武装地帯に在る佛國軍隊は戦闘行為停止後十日以内に同地域より撤退するものとす。但し築城物、兵舎、武器、貯藏所、及び軍用建物の監視並に保存のため嚴格に必要な人員、及び追て伊國休戰委員會に依りて決定せらるべき國內治安維持に必要な軍隊はこの限に在らず。

第五條 第十條所定の權利の完全なる留保の下に佛國本土、及びリビア隣接の佛國植民地に於ける非武装地帯内の一切の武器並に軍需品は十五日以内に除去さるべきものとす。佛領ソマリランド海岸に於ける要塞の定着軍事施設並に軍需品は一定の期間内に於て廢棄するものとす。又一切の可動性武器、彈藥類も佛國撤退軍所屬分と共に伊國休戰委員會指定の場所に十五日以内に送還せらるべきものとす。以上の地域内に於ける要塞附屬の定着軍事施設に就ては佛國本土並にリビア隣接佛領植民地に對すると同様の原則を適用するものとす。

第二款 休戰の種類

第六條 伊英兩國間の軍事行動が繼續さるる限り、陸海の要塞地帯及びツーロン、ビゼルト、アジアッショ、オラン等の海軍根據地は、英帝國に對する軍事行動が終結さるる迄武装を解除すべし。右武装解除は十五日以内に行はるべきものとす。

第七條及び第八條 「共に第六條所定の陸海要塞地帯及び海軍根據地の武装解除手續に關するものなるに付略す」。

第九條 佛國本土内の陸海空軍は、國內の治安維持に必要な部隊を除く外、後日決定せらるべき特定期間内に動員並に武装の解除を受くるものとす。右國內治安維持に必要な部隊の兵力並に之が武装は伊獨兩國に依り決定せらるべし。佛領北阿弗利加、シリア並に佛領ソマリランド海岸の關する限り、伊國休戦委員會は動員並に武装の解除手續を決定するに當り、右地域に於ける治安維持のため特殊重要性を考慮に入らるものとす。

第十條 伊國は休戦規約の實行に對する保障として、伊國軍と交戦し又は對峙中の佛國部隊所持の彈藥、歩砲兵使用武器、裝甲車、戰車、自動車、馬車等の全部又は一部の引渡を要求する權利を留保す。上述の武器並に器材は休戦當時の現狀に於て引渡さるべきものとす。

第十一條 「本條は佛國領土内未占領地域に於ける武器、軍需品、並に軍用器材等に對する伊獨兩國に依る管理及び右地域に於ける軍用器材製造の即時中止に關する規定に係り、今略す」。

第十二條 佛國艦隊は伊獨兩國が佛國植民地の防備に必要と認むるもの外は指定の海港に集合を命じたる上、伊獨兩國の監督の下に動員並に武装を解除せらるべし。佛國本土隣接水域外に在る佛國軍艦は、佛國植民地の權利及び利益防備に必要と認められたるものを除き、總て本國海港に呼返さるべきものとす。伊國政府は今次の交戦に於てその管理下に置かるべき佛國艦隊を使用する意圖を有せず、且講和條約締結の際に於ても右艦隊に對し何等の要求を提出するの意思なきことを宣言す。休戦繼續中伊國政府は佛國艦隊に對し掃海作業を要求することあるべし。

第十三條 佛國政府當局官憲は武装解除せらるべき陸海の要塞地帯並に海軍根據地に敷設せる機雷及び地雷を十日以

内に全部無害ならしむべし。

第十四條 佛國政府は如何なる形式及び如何なる場所に於ても伊國に對し敵對行爲を爲さざるの義務を有する外、之を爲すの目的にて佛國の軍隊及び國民の國外に出づることを阻止すべき義務を有す。

第十五條 佛國政府は佛國軍艦、飛行機、武器、軍需品、彈藥等一切の英帝國領土又はその他の國に搬出せらるることを禁ずべし。

第十六條 「本條は佛國商船一切に對し、獨伊兩國政府が佛國の商業上、海運上の活動を部分的又は全般的に許容することあるまで出港禁止のこととし、及び休戦の當時佛國海港又は佛國支配下の港津以外に在る總ての佛國貨物船に對し上記海港に歸還し若くは中立國諸港に赴かしむべきことの規定に係る」。

第十七條 「本條は伊國貨物船並に同積荷の伊國への引渡し、及び伊國以外の商船より拿捕したる伊國向商品の引渡に關する規定に係る」。

第十八條 「本條は佛國飛行機の佛國本土及び佛國支配下の領土よりの離陸の禁止、並に一切の空港及び航空施設を獨伊の管理下に置くべきことの規定に係る」。

第十九條 伊獨兩國政府が追て決定する迄、一般に佛國本土よりの無線電信の發信は之を禁ず。佛國本土と北阿弗利加、シリア及び佛領ソマリランド間の無線通信に關する條件は伊國休戦委員會之を決定す。

第二十條 伊土兩國間の物資輸送には未占領の佛國領土を自由に通過するを得るものとす。

第二十一條 伊國軍俘虜並に政治的理由若くは犯罪又は交戦のため抑留、逮捕、又は刑を宣告せられたる伊國民は即刻伊國又は獨逸國に引渡さるべし。

第二十二條 佛國政府は本休戦規約の規定に依り引渡さるべき一切の物資保管の責に任ずべし。

第二十三條 「及び二十四條、第二十五條略す」。

第二十六條 本規約は講和條約の締結の時まで有効とす。但し佛國政府に於て本規約に定められたる義務を履行せざる場合には、伊國政府は何時たりとも之を破棄するの權利を有す。

三五〇〇 右の獨佛休戦規約に於ては、その主眼としたるものは佛國の人的及び物的の資源の英國に利用せらるるのを妨げ、以て英國の抗戦力の増大を阻止するにありて、佛國人の名譽心を甚しく傷けざるに留意せる跡あるを認むべく、隨つてその休戦條件は獨逸提出の直前に一般に豫想されしほどに峻嚴苛酷ならずとの評もある。峻嚴苛酷は畢竟は程度の論で、尺度次第にて如何様にも評し得べけんが、しかも右の對佛休戦條件は、第一次大戰末期の聯合與國の對獨佛休戦條件に比し必しも溫裕柔和のものとも謂へまい。蓋し一九一八年の秋に獨逸が講和を申出でた當時にありては、獨軍は一九四〇年の六月と同様に佛國の領土に喰込んで居つた(その占領地域に大小の差はありしも)。當時獨軍は退却しつあつたが、敵軍に蹂躪し去られたのではなく、自國土内には敵軍は一兵も侵入して居らなかつた。故に聯合軍が休戦條件を獨逸に示命するにしても、獨逸は既に窮境に陥つては居つたが、この上續戦して獨軍を撃破り、軍を獨逸國內に進めて城下の盟を爲さしむることは容易ならず、時も掛れば味方の蒙る損害も尙ほ少なからじと感じ、殊に聯合國の求むる所は侵略政策の打破に在りて、領土擴大の匪望に在らず、との思想は強かつたので、自然對獨佛休戦條件の上に斟酌を加ふることになつた。その條件は勿論苛酷であつたには相違ないが、同時に前途續戦の得失如何を商量し、専ら獨逸をして續戦を不可能ならしめ、意を之に抛たしむるといふを主眼とした。隨つてこの目的を以てする休戦としては、一は獨逸をして武器彈藥類を棄てて侵入地より撤退せしむること、二は聯合軍に於て萊因の左方沿岸及び右方五十軒の地帯を占領すること、この二大眼目の達成に止めたのである。獨軍を

して聯合軍側に引渡さしむる武器輜重の如きも、フオッシュ元帥の當初の要求では、その中機關砲三萬門、航空機二千基、自動貨車一萬臺とあつたが、機關砲は二萬五千門に、航空機は一千七百基に、自動貨車は五千臺に、孰れも大負けに負けて了つた。(その他水上艦の全部の武装解除且聯合國港又は中立港への抑留、潛水艦の引渡等の條件はある)。當時聯合國軍部内には、獨逸の全武装の解除その他一層苛酷の條件提示方も論議せられたが、結局續戦の聯合國側に取りても不利なる所以を考量し、獨逸の再起の絶對不可能といふが如き極度の峻嚴なる條件の示命は聯合國側に於て自ら抑制したものである。

然るに第二次大戰にありては、佛軍は擧げて崩潰し、獨逸の向後數日にして佛本國全土をだに席卷せんとするに對し、之に抗拒するの力既に全然無くなつた。故に佛國にしてこの上社稷を救はんとならば、獨逸の示命する如何なる條件にても之に屈服するの外なき地位にありて、事態は第一次大戰の末期との間に自ら逕庭があつた。故を以て獨逸は佛軍に對し事實的に絶對に武装解除を申渡し、佛本國の領土の約三分の二に互る廣地域の占領を持續し、佛國の全海軍をも、ただ之を掃海及び沿岸防禦以外には使用せずとの條件の下に、之が引渡方を命じ、要するに佛國をして常に續戦を絶對不可能ならしむるのみならず、佛國の人的及び物的資源を向後對英作戦に利用すべく擧げて獨逸(及び伊太利)の手に握ることにせしめたのである。

伊國は對佛休戦條件に於て伊軍の休戦中全作戦地域に互り現在の進出地點に留まるべきことを聲明し、その以外に佛本國の領土には多く觸れず、ツローン軍港の武装解除以外には主として北阿弗利加(オーラン及びビゼルト)及び佛領ソマリランドに於ける、並に伊領リビアの周圍に於ける、佛軍基地の確保に止まつたが、別にチブチ港及びエチオピア首都に到る鐵道の佛領部分の使用權をその掌中に收めたるに於て、參戦後

その日尙ほ淺き伊國としては、佛國を制する上から先づ十分の收穫であつたと謂へやう。

三五〇一 前掲の獨佛休戦規約の第八條に依れば、佛國海軍はその若干を除き、大部分は追て確定せらるべき港に集結して獨軍又は伊軍の監督の下に動員並に武装解除を行ふべきものとなつてあるが、獨逸は或は之を對英作戦に利用せずとは限らず、さすれば英國に取りては更に一層脅威感の加はるは勿論である。之を怖れたる英國は、佛國の艦艇中その合意の上にて無事に接收し得るものを外にし、接收に應ぜざるものは武力を以て大部分接收を遂げ、又は無力化せしめた。北阿のオラン港に於ける七月三日(一九四〇年)の英佛艦隊戦は則ちそれであつた。この始末は、英國首相チャーチルが翌四日下院に於て演述したる所その委曲を悉してある。その要に曰ふ。

『抑も二國が相結んで共同の敵と交戦しつつある間に於て、その一國は大敗戦を招きたるがため、他の同盟國に向つて協定上の義務の免除を求むるの已むなきに至るは有り得べしとするも、我方に於ては少なくとも、佛國政府が之がためその忠實なる盟邦に不必要の損害を與へざるやう充分の愼慮を盡すべきであらうと期待した。そこで本政府は佛國政府に對し、佛國にして獨逸との間に單獨休戦規約を取結ぶに先だち佛國艦隊を英國港に入らしむるならば、豫て英佛は孰れも單獨に休戦せずと兩國間に相約せる協定上の義務より佛國を解除し、獨逸との單獨休戦を承認すべしと申入れたるに、佛國政府は同國海相ダーラン (Adm. Darlan) の凡ゆる約束及び證言ありしに拘らず、今次の休戦規約に於て佛國艦隊を完全に獨逸の指揮の下に立たしむることにした。これが如何なる結果を招來するかを充分承知の上にて、休戦規約を取結びたる佛國のベタン内閣は、以て致命的損害を英國に與へた。英國が敢て佛國の國民よりは云はず、その政府より受けたる被害の一には、佛國には休戦當時その收容し居れる約四百の獨逸空軍俘虜をレイノー首相は英國に引渡すことを約束せるに、後任のベタン内閣はその約束を裏切りて之を獨逸に引渡したことにあ

る。仍て本政府は斷然佛國艦隊を我方に押收することに決し、是より先きボーツマス、ブリムッス、シーブネスの諸港に入れる佛國艦艇は、僅に一潛水艦スクルパーの多少の抵抗を試みたる以外に、悉く無抵抗且無流血にて我方之を接收した。

『英國海軍はオラン軍港に於て佛國主力艦ダンケルク (Dunkerque)、同ストラスブル (Strasbourg)、並に輕巡洋艦數隻、驅逐艦多數を撃沈し、又は行動不能たらしめた。その日即ち三日の朝、英國艦隊司令官ソマーヴィル提督 (Vice-Adm. Sir J. F. Somerville) は佛國海軍の今後の意圖を確めんとて、部下の一將校を在オラン佛國艦隊司令官の許に遣はし謁を求めしめたるも、應諾を得なかつたので、更に文書を以て同司令官の決意を質した。曰く。

『「貴下の精銳の艦艇を獨逸又は伊太利の敵手に渡らしむるが如きは、今日まで貴下の盟友たる吾等として之を容認する能はず。吾等は最後まで戦ふに決意す。幸にして吾等の信するが如く戰運我方に利あるに於ては、吾等は佛國の我が盟邦たりしこと、我國の利害は佛國のそれと一致すること、及び我が共通の敵は獨逸なることを長へに忘れざるべし。吾等は今嚴肅に聲明す、戰勝の曉に於ては吾等は佛國の大と領土の回復に一臂の力を添ゆべしと。而してこの目的のためには、佛國の精銳の艦艇が吾等の共同の敵に依り吾等に對し利用せらるるなきことを確保せざる可らず。これ等の事情に鑑み、予の本國政府は予に訓令するに左の要求を爲すべきことを以てせり、即ち在オラン及び在 Mer el Kebir 所在の佛國艦隊は(一)英國艦隊と共に出港して獨伊兩國艦隊と決戦するか、(二)乗員を減少したる上英艦隊統御の下に英國港に回航するか、尤もこの場合に於ては、退艦員は能ふ限り速に本國に歸還せしむべく、且右の兩者その孰れを執る場合に於ても、貴下の艦艇は戦後之を佛國に還附し、損害あるときは充分の賠償を爲すべし。(三)若くは貴下の艦艇は休戦規約を破るに非ざる限り之を對獨又は對伊戰闘に使用せしむるを得ざるものと貴下に於て思惟せらるるならば、乗員を減少したる上英艦と共に西印度の或佛領港に行き、そこに武装を解除するか、將た或は之を米國に寄託し、戦局終了の時まで安全に該地に留まり、乗員は本國に歸還せしむること。以上の妥當なる申入を貴

下拒絶せらるるに於ては、予は眞に御氣の毒ながら貴下に要求するに貴下自らその艦艇を六時間以内に撃沈せしめんことを以てせざるを得ず。しかも之をだに肯せられざるに於ては、予は英國政府の訓令に基き、貴下の艦艇の獨伊の手に渡るを遮るため必要と認むる如何なる手段に訴ふるやも測られず。

『然るに佛國艦隊司令官は右の要求を拒絶した。これはウキスパーデンの獨佛休戦委員會からの指令に由れるものなること疑を容れない。是に於てか我が提督は、日没前に行動を終了せしむべく麾下の艦隊に對し、要塞砲の掩護を恃む有力なる佛國艦隊を砲撃すべしと命令した。斯くて英國艦隊は午後五時五十八分を以て砲門を開き、同七時半までにストラスブル級巡洋艦一隻を擱坐せしめ、ブルタニユ級戦艦一隻を沈没せしめ、驅逐艦二隻、航空母艦一隻を撃沈又は炎上せしめた。ダンケルク又はストラスブルルの中一隻は脱出に成功し、我方の航空機及び水雷艇の襲撃を受けつつ僚艦と合して遂に拿捕を免れ、ソーロンに遁入した。ダンケルクと思はしき右の戦艦は逃亡の際我が魚雷の命中を受け、ここ數ヶ月間行動不可能と見られる。佛國艦隊は勇敢に闘へるも、その損害は甚大なりしと想像する。斯くして佛國艦隊の大部分は我手に落ち、否らざるものも概ね既に戦闘力を失つた。』

(一九四〇年七月四日倫敦發『同盟』、同月六日『The Jap. Advert.』據る)

右のオランダ港事件のため英佛の國交遂に破るるに至りたるが、之と共に獨逸大本營にては、前記休戦規約第八條は一時その實行を停止する旨を發表した。意は佛國海軍に向つて英國との交戦を允許すといふにあつたのである。

第三項 講和と實質上同一の休戦

如何なる

三五〇二 講和と實質上同一の長期的休戦（形式は暫定的であるとしても）は、多くは法的戦に非ざる實

場合に之
を見るか

的戦に於て、交戦の目的に一段落を告げたるを機會として敵對行動が終焉となつた場合に、休戦の名に講和の實を含蓄せしむるもので、特定條件の不履行の場合に敵對行為の再開のことは文面には謳はるるも、事實その再開を豫想せざるものである。故を以て休戦と共に若くはその直後に撤兵は行はれ、その結果は講和と實質が異ならざる事態を示すものである。けれども講和と實質を同する休戦は必しも實的戦の場合のみとは限らず、法的戦に於てもその例は絶無でない。

三五〇三 休戦規約を以て事實上の戦戦と爲したる近代の一二の例としては、一八七一年四月、一方は西班牙、他方は智利、祕露、ボリヴィア、及びエクアドルの四國を各當事國とする休戦規約はその顯著なる一に屬する。西班牙と該四國との戦は一八六六年に始まれるが、その後米國は一再講和に斡旋せしも成らず、その成らざりし一難關は、西班牙艦隊が同年三月ヴァルパライソ港に加へたる砲撃の國際法違反なりしことを西班牙政府に於て認むべしとの智利の要求に對し、同政府の之を拒絶したことにあつた。そこで正式の講和を當分不可能と見たる米國は、更に當事國双方の間に斡旋を重ねたる末、遂に一八七一年四月十一日を以て事實無期限の停戦協定を締結せしむることに於て成功した。この停戦協定は、當事國の一方が米國政府を通じて廢棄のことを明確に他方に通告したる後三ヶ年を経るに非ずんば失効と爲すを得ざること、即ち事實に於て交戦を再開するを得ざること、且停戦中は交戦に伴ふて中立國の通商に加へたる一切の制限は之を撤去すること、別語にて云へば、交戦状態は中立國に對し事實終焉となれること、を規定したるもので (Moore, *Digest*, VII, § 1067, p. 9; § 1162, p. 332)、即ち形式は一時的のものなるも、事實に於ては永久の休戦即ち戦戦を意味したものである。

一八七一年の西班
牙對南米
戰規約

三五〇四 米西戦役末期の休戦規約(一八九八年八月十二日華府にて調印)も、少なくとも米國政府側にて於ては再開戦のありべきを豫想せざりし實際的に戡戦の意味のものであつた。之に關しては、米國軍艦の同休戦期間、中立港碇泊方希望のことに付、當時米國政府と日英兩國政府との間に左の如き交渉問題があつたのを参考すべきである。

交戦國軍艦の戦時の中立港碇泊に關する一般的通則に就ては既に詳述したが、休戦中にありては中立國は如何に之を取扱ふべきかといふに、休戦中とても戦時たるに相違ないから、理に於ては取扱上に區別なき筈である。けれども休戦にして事實的に講和と異ならざるが如き場合には、中立國として幾分の斟酌を加ふるに理由が必しも無いではない。そこで米西兩國の休戦に入りて後間もなく、米國亞細亞艦隊司令長官は麾下の軍艦若干隻を休戦期間長崎に碇泊せしめんとて、在本邦米國公使は在長崎同國領事からの伺出に基き帝國政府の意向を尋ねた。然るに我が外務省にては、休戦は講和と異なり、交戦國と中立國の關係には依然變る所ないから、その意味する碇泊は中立と兩立せずと爲し、不許容の意を以て之に答へた(Moore, *Mygdal*, VII, § 1333, pp. 1035-6)。嚴格に論ぜば、理はまさしくその通りである。然るに米西の休戦は事實に於て講和と擇ぶなく、講和の成立は疑なき事實といふ見地から、米國の軍艦に平時と略々同様の碇泊及び補給を許せる國もあつたやうで(*ibid.*, p. 1036)、乃ち英國政府の如きは、米國が右の休戦中、支那の長江専用的小型砲艦 *Helena* を上海に送るに方り「萬一戦鬪再開の場合には本艦は西班牙に對し作戦に従事すべき亞細亞艦隊に編入せざること」の了解の下に、パーミュダ(大西洋上の英領島)及びチブラルタルに寄港し煤炭その他の便宜を得たしと要望したるに對し、右の了解を條件として之を許容したとある(*ibid.*)。

三五〇五 停戦協定は交戦當事者間限りに於て、且戦鬪の現地(必しも戰場とは限らず)に於て取結ぶを普通とするも、稀にはその協議及び調印に第三國代表を立會はしむるものもあり、將た第三國の領土内に於て、第三國代表の立會の下に又はその立會なしに之を商定するものもある。その前者即ち第三國代表の立會の下に行へる顯著の例としては、昭和七年の上海の停戦協定(及び追て述ぶる昭和十六年一月末の泰・佛印のそれ)を擧ぐべきである。

三五〇六 昭和七年の上海事變に伴へる同年五月五日成立の日支停戦協定は、これも事實的に戡戦を意味したる長期休戦規約であり、且種々の意味に於て重要視すべきものである。同協定の調印を見るに至るまでの五週有餘日に亙りたる紆餘曲折——幾たびか決裂の危機に瀕したるも漸くにして妥結を得たる——は今略し、その協正文は、以下尙ほ援用する場合もあるから、左に掲げて置きたい。

第一條 日本國及中國ノ當局ハ既ニ戰鬪中止ヲ命令シタルニ依リ、昭和七年五月五日ヨリ停戦ガ確定セラルルコト合意セラル。雙方ノ軍ハ統制ノ及ブ限リ一切ノ且有ラユル形式ノ敵對行爲ヲ上海ノ周圍ニ於テ停止スベシ。停戦ニ關シ疑ヲ生ズルトキハ、右ニ關スル事態ハ參加友好國ノ代表者ニ依リ確メラルベシ。

第二條 中國軍隊ハ本協定ニ依リ取扱ハルル地域ニ於ケル正常状態ノ回復後ニ於テ、追テ取極アル迄其ノ現駐地點ニ止マルベシ。前記地點ハ本協定第一附屬書ニ掲記セラル。

第三條 日本國軍隊ハ昭和七年一月二十八日ノ事件前ニ於ケルガ如ク、共同租界及虹口方面ニ於ケル租界外擴張道路ニ撤收スベシ。尤モ收容セラルベキ日本國軍隊ノ數ニ鑑ミ、若シハ前記地域ノ附近ノ地方ニ當分ノ間駐屯セシメラルベキモノトス。前記地方ハ本協定第二附屬書ニ掲記セラル。

國軍ヨリ交代中國警察ヘノ引繼ノ取運ニ協力スベク、右中國警察ハ日本國軍ノ撤收スルトキ直ニ引繼ヲ受クベシ。
右委員會ノ構成及手續ハ本協定第三附屬書ノ定ムル通ナルベシ。

第五條 本協定ハ其ノ署名ノ日ヨリ實施セラルベシ。

本協定ハ日本語、中國語、及英吉利語ヲ以テ作成セラル。意義ニ關スル疑又ハ日本語、中國語、及英吉利語ノ本文ノ間ニ意義ノ相違アルトキハ英吉利語ノ本文ニ據ルベシ。

昭和七年五月五日上海ニ於テ之ヲ作成ス。

(日本國及中國代表 署名)

同席者トシテ昭和七年三月四日ノ國際聯盟總會決議ニ從ヒ商議ニ助力スル友好國代表者

(該外國外交代表者 署名)

第一附屬書

本協定第二條ニ定ムル中國軍隊ノ地點左ノ如シ。

附屬縮尺十五萬分ノ一郵政圖上海地方參照

安亭村ノ正南方蘇州河上ノ一點ヨリ北方安亭村ノ直グ東方ノ「クリーク」ノ西岸ニ沿ヒ望仙橋ニ至リ、次デ北方ニ「クリーク」ヲ越エ沙頭ノ東方四軒ノ一點ニ至リ、次デ北西方揚子江上ノ滄浦口ニ至リ、且之ヲ含ム。

右ニ關シ疑ヲ生ズルトキハ、問題ノ地點ハ共同委員會ノ請求ニ依リ共同委員會ノ委員タル參加友好國ノ代表者ニ依リ確メラルベシ。

第二附屬書

本協定第三條ニ定ムル地方左ノ如シ。

前記地方ハ甲、乙、丙、及丁ト標記セル附屬地圖ニ區劃セラル。右ハ第一、第二、第三、及第四地域トシテ引用ス。

第一地域ハ甲地圖ニ示サル。(一)本地域ハ吳淞鎮ヲ除外スルコト。(二)日本國側ハ滬甯鐵道又ハ其ノ工場ノ運用ニ干渉セザルベキコト合意セラル。

第二地域ハ乙地圖ニ示サル。國際競馬場ノ北東方約一哩ニ當ル中國人墓地ハ日本國軍隊ニ依リ使用セラルベキ地域ヨリ除外セラルルコト合意セラル。

第三地域ハ丙地圖ニ示サル。本地域ハ曹家宅村及三友織布工場ヲ除外スルコト合意セラル。

第四地域ハ丁地圖ニ示サル。使用セラルベキ地域ハ日本人墓地及之ニ至ル東方通路ヲ含ムコト合意セラル。

右ニ關シ疑ヲ生ズルトキハ、問題ノ地方ハ共同委員會ノ請求ニ依リ共同委員會ノ委員タル參加友好國ノ代表者ニ依リ確メラルベシ。

右ニ示サル地方ヘノ日本國軍隊ノ撤收ハ本協定ノ實施ヨリ一週間以内ニ開始セラルベク、且撤收開始ヨリ四週間以内ニ完了セラルベシ。

第四條ニ依リ設置セラルベキ共同委員會ハ撤收ノ際引揚ゲ得ザル患者又ハ傷病動物ノ看護及其ノ後ノ引揚ニ付必要ナル措置ヲ講スベシ。右患者又ハ傷病動物ハ必要ナル衛生人員ト共ニ之ヲ其ノ現在地點ニ殘存スルコトヲ得。中國當局ハ右ニ對シ保護ヲ與フベシ。

第三附屬書

共同委員ハ十二名ノ委員、即チ日本國及中國ノ政府並ニ三月四日ノ國際聯盟總會決議ニ從ヒ商議ニ助力スル友好國ノ代表者タル米國、英國、佛國、及伊國ノ中國駐劄外交代表者ノ各ノ代表者タル文官及武官各一名ヲ以テ構成セラルベシ。共同委員會ノ委員ハ其ノ隨時必要ト認ムル數ノ補助員ヲ委員會ノ決定ニ從ヒ使用スベシ。手續ニ關スル一切ノ事項ハ委員會ノ裁量ニ委ネラルベク、委員會ノ決定ハ多數決ニ依リテ爲サルベク、議長ハ決定投票權ヲ有スベシ。議長ハ委員會ニ依リ參加友好國ヲ代表スル委員中ヨリ選出セラルベシ。

第二款 休戰の種類

委員會ハ其ノ決定ニ從ヒ、其ノ最良ト認ムル方法ニ依リ本協定第一條、第二條、及第三條ノ實行ヲ監視スベク、且前記三條ノ何レカノ規定ノ實行ノ懈怠ニ對シ注意ヲ喚起スルノ權限ヲ有ス。

三五〇七 右協定の第一條にある『一切ノ且有ラユル形式ノ敵對行爲』とは、管に正規兵に依る敵對行爲のみならず、便衣隊や義勇團の出没をも許さざるの意であること、停戦會議の當初に於て了解済みとなつた所である。第二條の『正常状態ノ回復』(英文では *reestablishment of normal conditions*) の正常とは妙な文字であるが、これは抗日運動の終熄をも意味せしむる積りで、特にこの字を用ひたものである。けれどもこの一字にて果してそこ迄を期待せしむるだけの力あるや疑はしきものであつた。

尙ほ第二條は『正常状態ノ回復後ニ於テ』の次に『追テ取極アル迄』とある。本協定の交渉當時、立會の歐米諸國代表者間にては、目前の停戦協定成立後には次で共同租界及び佛租界の背面に位する廣地域を完全なる非武装地帯と爲すことの協定を更に行ふべきことを期待したものである。我國も該交渉中に於て、より廣き非武装地帯設置、即ち追て述ぶる浦東及び蘇州河以南のそれを主張せぬではなかつた。然るに停戦協定に於て支那軍の撤退地域を蘇州河の左岸のみに局限することに満足——でもあるまいが——したのは、畢竟追てはより廣き無武装地帯設定の事を含む上海の將來の問題を議定するため、日支兩國及び友好諸國の代表者にて構成する圓卓會議が催さるべしとの豫想に鑑み、之に信賴して右の限定地域に讓歩した結果である。この圓卓會議なるものは、同昭和七年二月二十九日の國際聯盟理事會に於て可決せられたる議長ボンクル提案の『日支兩國間に停戦に關する地方的協定の取結ばるることを前提とし、日支兩國及び上海に特別の利害關係を有する重なる國々の代表者にて圓卓會議を開き、上海問題の決定的解決を計ることを希望す。』

その條文
の字義

との決議に基き、當然開催の期待せられた所のもので、即ち停戦協定第二條に『追て取極ある迄』とあるのは、右の決議の上には現はれた圓卓會議を指したものである。けれども、その開催は却々行はれない。一は、その開催は支那國民の自負心を傷くるの結果となるなきを保せず、との論の出でたにも由つたのであるが、兎に角之が開催は遂に見るに至らなかつた。假に該圓卓會議にして開催せられ、上海の背面一體の廣地域を完全に無武装地帯と爲し、殊にその無武装地帯を管に停戦協定に依る支那軍の撤收地域のみならず、蘇州河以南にも之を及ばさしめ、進んで杭州灣の或地點に達する一線以東を之に含ますを得たとしたならば、而して之が實行監視にしてその道を得たとしたならば、昭和十二年の上海再戦闘は或は之を見るに至らなかつたかも知れまい。

第三條の日本軍隊の撤收は、當時の豫想では同年五月十一日までに前線よりのそれを開始し、之を閩北、江灣、引翔、吳淞の四ヶ所に集結せしめ、四週間に撤收を完了し、爾後は謂ゆる『當分』の間そこに駐屯し、撤退期は自主的判斷にて我國獨自に之を決するの建前であつた。けれども我國は程なく、迅雷耳を掩ふに遑なき急速度を以て全部の撤兵を執行した。

第四條の共同委員會は、協定調印に次で日支及び英米佛伊の各國公使館附武官一名宛及び各總領事とで組織せられたるも、既に全部の撤兵が執行された以上は、事實殆ど告朔の餼羊に過ぎざるものと化したこと後に述ぶる如くである。

日本軍隊撤退區域の治安維持に關しては、支那政府の一方的聲明として左の意味が議事録に留められた。即ち『一般事態を平靜にし且事件の影響を受けたる地域の安定及び正常状態の速なる回復を確保する目的を

以て、中國政府は上海租界附近の撤兵地域に於ける平和及び秩序維持のために自ら進んで直ちに特別警察隊を組織し、右警察隊の指導監督として専門家を招聘するの意向あることを茲に表示す。上海に於ける停戦協定取極に従ひ撤收日本軍より引繼ぐ中國警察は、前掲特別警察隊を以て之に充當すべきものとす。』といふのである。

第五條には『本協定ハ其ノ署名ノ日ヨリ實施セラルベシ。』とある。休戦規約の效力發生の時期に關しては追て別に解説する。

本協定の
不備

三五〇八 本停戦協定は之に依り事實的に戡戦を齎らさしめ、少なくとも向後何十年かは上海附近に於て日支兩國兵の再衝突を見るなからしめんと企圖の下に取極められたものに相違なからんが、平和は——若くは停戦は——辛うじて五年を支え得たのみで、遂に昭和十二年の支那事變に於ける上海の再戦鬪となつた。これには種々の原因もあるが、本協定の不備且不安當も亦その責の一半を負はざるを得ざるものと信ずる。その不備としては支那軍撤收の地域に關する缺陷を、又不安當としては共同委員會の將來の好意的行動を當てにしたる當年の歐米依存主義を指摘せざるを得ない。

支那軍撤
收の地域
に關する
缺陷

三五〇九 先づその前者から云へば。支那軍撤收の地點として本停戦協定の第一附屬書に於て指定せられてある所は、安亭村の西南方蘇州河上の一處より北方安亭村の直ぐ東方のクリークの西岸に沿ひ望仙橋に至り、次で北方にクリークを越え、沙頭の東方四軒の一點に至り、次で北西方揚子江の滄浦口に至り、且之を含む地域としてある。安亭は上海より約三十軒に位し、又滄浦口は上海より約八十軒、吳淞より約六十軒の揚子江沿岸にある。斯く撤收地域は専ら蘇州河以北に限られてあるから、支那兵が安亭の南方即ち蘇州河を

南に渡りてその右岸より東に向ひ上海の共同租界及び佛國租界に接し、更に佛國租界の西南に沿ひ南市に至る一帯の地域に互り、且進んでは黃浦灘を南に渡りて浦東方面に大部隊の駐兵を行ふが如きことあるも、我方は之に對し本協定の文面からは故障を挟み得ないのである。果然この缺陷は、後年の支那事變に於て如實に立證せられた。

浦東及
蘇州河以
南の駐兵
問題

三五一〇 抑も昭和十二年の支那事變を以て同七年の上海事變に比し、上海の戦鬪の關する限りに於ての相違點を擧ぐれば、蘇州河以南もさることながら、特に浦東に敵の大兵が屯在し、南北の敵と相呼應して我が陸海軍部隊に挾撃を加へたことは、その重なる一であつた。上海の停戦協定會議の當時、我が當局者は後年再び事あるが如き場合に於て、よもや今次の事變に於けるが如き浦東屯在の敵の大部隊からの側面攻撃を受くべしとは蓋し豫想せざりしならんも、我が陸軍部隊の租界上陸の必要ある際に浦東側より防害を受くるなしとは限らずと氣遣ひ、乃ち停戦協定會議に於て我方は、將來支那は浦東及び蘇州河以南に軍隊を駐屯せしめざるべしとの一條の挿入方を提議した(昭和七年四月四日の第十一回本會議)。その理由として申述べたる所は、支那軍隊の同方面に於ける出現は日本人の生命財産に對する一の脅威で、ために時局の常態への回復を遅らすものであり、日本軍隊との萬一の衝突を避けんがためには、支那軍隊の同方面の不屯在を望ましとす、といふにあつたのである。然るに支那側は、本會議の豫定討議事項の以外に屬する斯かる提案を見るのは意外なりとし、主義上に於ても討議するを欲せずと云ひ、日本軍隊さへ浦東に上陸せず、又蘇州河を渡らざる限り、兩軍の衝突の懸念は斷じて無しと論じた。我方は、停戦協定の精神は上海の安全を確保するにある、支那軍の現駐地停止は決して蘇州河以北即ち我が第一線と相對峙する部隊のみに適用すべきでなく、

苟も蘇州河以南及び浦東に於て支那軍が自由に集結行動するに於ては、上海の平和は決して確保せらるべきでない」と駁した。けれども支那側は、支那軍は當分の間現駐地に留まるとの原則協定の意味は現交戦地域を指すもので、若し同地域以外の支那軍の行動をも束縛するものとせば、それは支那の主権を侵害するものである、日本にしてこの新規の要求を持出して之を固執する以上は、會議繼續の可能を疑はざるを得ず、とまで論じて之を峻拒し、討議二時間に亙りて決しない。會議に參席の英國公使は調停的に『原則協定の「日支兩軍は凡ゆる戦闘行為を停止す」の字句に「上海及びその附近に於て」の一句を加へ、その中に蘇州河以南及び浦東を含ませることにしては如何』との新案を試提したが、我方は原則協定にその字句を入るを得るならば、細目を決定すべき本會議に於て何故に蘇州河以南及び浦東のことを審議し得ざるか、と論じてこの調停案を容認せず、斯くして本問題は、撤收時期問題と共に難關の双壁となつた。

三五二 其の後本問題は日支兩國の軍事專家會議(四月十四日)に於て尙ほ討議せられたが、支那側にては依然之を討議の範圍外に屬すと稱して同意しない。是より先き停戦協定會議は幾たびか決裂の危機に瀕し、殊に支那が徒らに國際聯盟に縋れる事情もあり、四月九日の本會議及び同十四日の小委員會を最後として無期停頓の状態に陥つたが、その間にありて裏面の折衝は何程づつか進捗し、殊に聯盟の態度も全然支那の希望通りには進展しないので、支那側も前に戻りて協定未了事項の内交渉に應じ、又我方も四月二十九日の上海新公園の爆彈事件に拘らず交渉續行の方針に出で、乃ち五月二日英國總領事館に於て日支外關係國武官は相會して小委員會を開きたるが、その際討議の末に(一)浦東は現下實際に於て支那兵駐屯せず、依て將來も原狀の儘とすること、(二)蘇州河以南には若干の支那兵あるも、これは現在兵數の儘として將來増兵

停戦協定に規定せしむるに不成功

せず、且日支双方共に兵の移動を一切行はざること、を支那側委員より本會議に報告するといふことに於て妥結を得た。この報告は本會議に於て行はれたに相違あるまいが、それに何程の實効力を認むべかりしか。支那側の右の意向が假に停戦協定の條文の上に表現されてあつたならば、法的の拘束力は當然發生し、之に背けば條約違反として支那を咎責するを得べきも、單に小委員會に於ける話合のみでは、到底それだけの實効力を期待し得ない。果然支那は後年の支那事變に先だち、疾く大兵を浦東及び蘇州河以南に集結せしめ、以て盛に皇軍に對抗せしめたのである。

三五二 次は我方の共同委員會依存主義である。

本協定は第四條に於て『參加友好國ヲ代表スル委員ヲ含ム共同委員會』なるものの設置のことを規定し、而してこの共同委員會は、日支兩國政府及び昭和七年三月四日の國際聯盟總會の決議に従つて停戦の商議に助力したる米、英、佛、及び伊の四國公使(後に大使)の各代表者二名宛を加へ、總員十二名を以て構成せるが、その母體たるものは歐米の四國代表者八名である。該委員會の任務は(一)日支兩軍の撤收を認證すること、(二)撤收の日本軍より交代の支那警察への引繼の取運びに協力すること、(三)日支兩軍の撤收地域に關し疑義生じたるときは之を確定すること、(四)兩軍撤收の際殘されたる傷病人馬の看護及びその後の引揚に關し必要の措置を講ずること、(五)本協定第一條乃至第三條の實行を監視すること、(六)前記三ヶ條の孰れかの規定の實行の懈怠に對し注意を喚起すること、概略この六事項である。斯くして共同委員會は停戦協定に次で支那政府代表及び日、英、米、佛、伊の五國公使館(後には大使館)附武官一名宛及び五國總領事にて組織せられた。されど日支兩軍の撤收が協定通り實行せられたので、該委員會は實際に於て最早用なく、單

共同委員會依存主義

に名のみ存在となつた。又實際名のみ存在となることは始めより判り切つたものである。彼等及びその各本國政府は、各自の利害から上海事變を一日も速に終局せしめんと欲するので、停戦協定の成立に向つては奔命相努むるに吝ならざりしも、それが一たび成立したる以上は最早や之に用なしとし、なまじに懸り合を持ち協定事項の監視の責任を負ふなどは迷惑至極なりと感じ、成るべく敬遠主義を執るに至るべきことは始めより火を賭るよりも明かで、無責任と云へば無責任に相違なきも、そは必然的の無責任なるべきものであつたのである。斯かる性質の委員會なるものを、支那側に於ては兎に角、我方に於て當てにし、將來紛議の生じたる際には該委員が適當に捌いて呉れるものと見、安心して本協定に調印したものとすれば、それは驚くべき歐米依存主義と評せざるを得ない。されど兎に角共同委員會は前述の如き任務を有するものとなつてあつたから、昭和十二年の初夏上海に再び危機の迫りし頃、既に存在の世人より殆ど忘れられたる同委員會に向つて我方は惶遽その注意を喚起した。

是より先き本協定の調印に際し支那側が一方的に聲明したる撤兵地域に於ける特別警察隊(保安隊)は、撤兵の年の七月一日よりその部署に就いた。當時上海市長にして淞滬警備司令たりし吳鐵城は我方に對し、保安隊の任務は一に平和及び秩序の維持にあること、その隊員は約二千名に過ぎざること、隊は短銃、小銃、及び機關銃を有すべきも、戰車、装甲自動車、迫撃砲の如きは全然之を裝備せざること、隊員には正規兵を編入せず、専ら退役の憲兵及び尋常の警察吏員を以て之に充つべきこと等を聲言した。然るに爾來支那側にては右の聲言を裏切り、保安隊の増大、武裝の充備、攻防陣地の建造等を実行し、之がため我方は次第に脅威を感じた。されば帝國總領事は之に就て前記共同委員會の注意を喚起したので、委員會は漸く上海再戰闘

勃發の直前の六月二十六日開會し、我方の提起せる(一)吳淞砲臺の再武裝、及び(二)保安隊の増員及び裝備の増大並に攻防陣地の施設の二問題に就て討議した。然るに席上上海市長(吳鐵城は前年廣東に轉じ、俞鴻鈞その後任となつた)は、吳淞砲臺の件は委員會の權限以外に屬すと爲し、その他の問題に關しても辭を左右に托して核心に觸るるを避け、結局討議は不得要領に終つた。

その後共同委員會は重ねて帝國總領事の請求に依り八月十二日を以て開會し、その際總領事は再び保安隊の威力膨大の事實を指摘し、且支那の八十七師及び八十八師の閘北駐屯は上海協定違反なりと論じ、その撤去を要求したるも、上海市長は逆に日本陸戰隊の八字橋方面への進出に依り停戦協定は既に寸裂せられたるものとして取合はず。斯くて同日の會議も亦何等成果を齎すことなかつた。共同委員會の本來の任務から云へば、本協定第三附屬書の第二項に謂ふ『前記三條ノ何レカノ規定ノ懈怠ニ對シ注意ヲ喚起スルノ權限』に依り、事態の斯く逼迫するに先だち疾く支那側の注意を喚起すべかりしものであるが、委員會は敢て之を爲すなく、事態漸く逼迫し我方よりの要求あるに及んで濊々相會した。しかもそれはほんの形式一片の會合に止まり、中には委員にして本國政府筋より缺席の利を説かれたものもあり、深入りすべからずとの内訓を受けたものもあり、隨つて何等見るべきの効果を擧げず、遂に局面をその向ふが儘に委ねたる、委員會それ自身の懈怠たるを免れざるは勿論である。けれども退いて考ふれば、委員會に之を責むるも實は見當違であつたかも知れない。講者は曾て上海停戦協定の成立の直後に共同委員會の將來に關し

『支那側は果して能く本協定を遵守して協定所規の現位地より一步も踏み出ぬであらうか。何等かの形か名義に依る兵の相當數を何等かの口實に於て、協定の文字又は精神を無視して近く再び上海附近に集結せしむることないであら

うか。あつた場合に、共同委員会は果して協定所規の職責を完全に遂行するであらうか。共同委員会は協定調印の當座こそ熱あらんも、日子の経過と共にそれが冷え、進んで憎まれツ子になるよりも退いて深入りせず、支那側の協定實行の懈怠に對し注意を喚起するにしても、結局は微温的といふことになりはしまいか。」(拙著『上海戦と國際法』第四九五頁)

と論じたことあるが、この豫評が不幸にして適中したのは頗る遺憾であると同時に、その當てにすべからざる共同委員会の如きものを當てにし、之に依りて支那軍の侵略的攻勢を喰止め得るものと信じたるその過失は、我方之を過失として自認せざるを得ないのである。

三五三 右の上海停戦協定に比すれば、それより約一年後の昭和八年五月三十一日を以て在塘沽日支兩國代表委員の間に成れる日支兩軍停戦協定は、比較的に上出来のものとして評したい。是より先き支那軍の挑戦に由り我が關東軍は北支那に進出し、同五月下旬には既に北平を指呼の間に望んだが、關東軍の目的は主として長城線の確保にあつたので、敢て北京侵入の舉に出せず、暫く形勢を靜觀しつつあつた。然るに支那側にては事態の重大性を察し、五月二十三日我方に向つて停戦交渉開始方を申出でた。我方之を容れて支那代表との間に豫備交渉を開き、同月三十日より塘沽に於て正式會議に入り、妥結となつて調印せられたものが左記五ヶ條の協定である。

日支兩軍停戦に關する協定

去五月二十五日密雲に於て何應欽より其軍使たる參謀徐燕謀を以てせる正式停戦提議を受理せり。右に基き關東軍代理陸軍少將岡村關東軍參謀副長は塘沽に於て北支中國陸軍代表陸軍中將熊斌との間に三十一日午前十一時十一方左記條項の停戦協定を締結し、調印を了せり。

昭和八年
の北支停
戦協定

一。中國軍は速に延慶、昌平、高麗營、順義、通州、香河、寶坻、林亭鎮、寧河、蘆臺を綴る以西及以南の地に一律に撤退し、以後同線を超えて前進せず、又一切の挑戦擾亂行爲を行ふことなし。

二。日本軍は第一項の實行を確保する爲め隨時飛行機及其他の方法に依り之を視察す。中國側は之に對し保護及び諸般の便宜を與ふるものとす。

三。日本軍は第一項に示す規定を中國軍が遵守せることを確證するに於ては、前記中國軍の撤退線を超えて追撃を續行することなく、自主的に大概長城の線に歸還す。

四。長城線以南にして第一項に示す線以北及以東の地區内に於ける治安維持は中國側警察官之に任ず。

五。本協定は調印と共に效力を發生するものとす。

これは前掲の上海停戦協定に比し、簡ではあるが要點は能く押え、大體に於て間然する所なき協定である。この協定の成立と共に我が陸軍外務兩省及び關東軍にては、之に關し夫々聲明書を發表したが、中にありて陸軍省の聲明は左の如くで(外務省及び關東軍の聲明も趣旨に於て大同小異に過ぎない)、今之を掲げて本協定の趣旨を明かにする。

『曩に皇軍の熱河省肅清を完了するや、關内に退却したる支那軍は南方より北上したる中央軍と共に長城前面近く陣地を構築し、之を根據とし邊疆を窺ひ、挑戦日に繁く、滿洲國南境は爲めに一日の和平をも許されず。斯の如き狀態の永續は皇軍の到底忍ぶべからざる處、遂に再度に互る關外進出を除儀なくせらるるに至り、正に支那軍を殲滅するの機運からざるを思はしめたる時、適々支那側は深く自ら省みる所あり、無益にして且無謀なる抗戦の非を悟り、停戦の交渉を希望し來るに至れり。皇軍の目的は滿洲國境の安全を確保し、以て極東平和の基礎を確立するに存し、敢て他意あるなし。仍て支那軍にして誠意を披瀝して停戦を求むるに於ては欣然之を應諾するや素より其の所なり。斯くて樽俎の間折衝を重ねること旬日、五月三十一日遂に日支兩軍の間に停戦協定の成立を見るに至る。實に兩軍の爲

め慶賀すべき處なるのみならず、東洋平和建設に一步を進めたるものとして誠に欣幸に堪へず。然りと雖も本協定は支那軍が誠意を以て之を遵守履行することに依りて初めて効果を發揮するものなるを以て、支那側が之をして一片の空文に終らしめざらんことを希望するや甚だ切なり。従つて北支方面政權今後の對滿對日政策は、其の誠意を測るの試金石として大に注視を要する所なり。苟も支那軍にして協定に悖るが如き行爲あらんか、皇軍は更に直ちに斷乎たる處置に出づべきや言を須ひざる所なり。』

三五一四 次に第三國の領土内にて第三國代表の立會なしに行はれたる停戦協定の例としては、次項に述ぶる明治三十八年九月一日ポーツマス調印の日露休戦議定書（主として滿洲及び豆滿江方面に關する）の如きは最も顯著なる一例である。更に第三國の領土内に於て第三國代表の立會の下に行はれ且成立したるものとしては、極めて最近の泰・佛印間の停戦協定にその例がある（その會商の場所たりし帝國軍艦を假に帝國領土に擬し）。この戰團の基因に屬する佛國の泰國領土割取の由來は今略し（泰國は一八六七年以降一九〇七年に至る四十年間に、前後五回に互り本國の現在領土の約一半に均しき廣大の領土を逐次佛國に奪はれたこと史に詳である）、又輓近泰國內に頗みに起れる失地回復運動の事歴も亦煩を避けて叙せず、要するに泰國政府は昨昭和十五年九月、佛印政府に對し直接談判にて素志を達せんと試み、佛印側の之を拒絶するに及んで平和的交渉は決裂し、十一月二十八日の泰機佛印領土爆撃を切掛けに爾後數日に互り戰團は國境附近に行はれ（海上に於ても佛印側の泰國艦艇への襲撃があつた）、爾後衝突は次第に激化するの狀勢となつた。我國は東亞新秩序建設の指導者として之を無關心視するを得ざる所から、双方の間に居中調停を試み、その結果停戦交渉會議は一月二十九日西貢沖合の帝國軍艦内にて、帝國代表者の立會の下に兩國委員の間に行はれ、互讓の末に妥結を得、やがて停戦協定の調印となつた。（この協定の正文が日本文であることは外國を兩

第三國領土内にて停戦協定の

當事國とする従前の國際約定に類例なきものである）。

- 一。紛争の最終的解決を見るに至るまでの間に起ることあるべき一切の事故を避けんがため、双方の軍隊は互に一月二十八日午前十時現在の占據地點より十軒の後退を爲すこと（第一條）。
- 二。兩國軍艦はシム灣に於て一定の境界線を互に超ゆべからざること（第二條）。
- 三。兩國航空機は第一條所定の兩軍の占據すべき線の後方十軒の線を互に超ゆべからざること（第三條）。
- 四。兩軍の後退は本協定調印後七十二時間以内を完了すべきこと。停戦條件は日、泰、佛三國間の協定に依り延長するを得ること。本協定に調印したる日本側代表者は本協定の實施を監視し、その目的のために必要なる一切の便宜を供與せしむべきこと（第四條乃至第九條）。
- 四。兩軍の各俘虜は互に交換すべきこと（第十條）。

三五一五 次で紛争解決の交渉會議は我が東京に於て開かるることになつた。停戦に伴ふ紛争解決の善後交渉を遠隔ながら第三國——當事國双方に對し重きを成す所の——首都に於て開くことは、一九一二年の巴爾幹第一次戰役のそれが倫敦にて開かれたる例もありて、格別異とするに足らない。（倫敦開催の始末は拙著『巴爾幹外交史論』第七九頁以下参照）。斯くて關係國委員は二月七日を初會として永田町の首相官邸に於て數次の公式及び非公式の會議は行はれた。而して泰は當初失地全部の回收を要求し、佛印側は全面的に之を峻拒し、妥協一時は頗る困難に見え、剩さへ當時一再傳へられたる停戦協定違反の軍事行動の演出は、會議を難局に導ける嫌もあつたが、帝國委員の誠意を込めたる仲裁的斡旋に依りて双方次第に折合ひ、その間に停戦期間の延長もあり、紆餘曲折を経て遂に妥結に達し、三月十一日を以て三國代表者間に泰・佛印の紛争調停條項の署名を了した。その内容は、右と同時に我が情報局の發表したる左の三國共同コムミニュケ

昭和十六年一月の泰・佛印停戦協定

次で行はれたる東京會議

その妥結

に詳である。

今回東京に於て開催せられたる泰國・佛領印度支那國境紛争調停會議は去二月七日第一回公式會議を以て開始せられ、爾後三回の非公式會議の外連日個別會談を重ね、調停者側の斡旋に依り漸次双方意見の接近を圖りたる結果、大體妥結の見透しを得たるを以て、調停國は同月二十四日第四次非公式會議の席上調停案を提出し、爾來兩當事國に對し同案受諾方勸説し來れる處、今般佛・泰兩國政府は右調停案を基礎とし之に若干の修正を加へたるものを受諾し、本日午後四時調停條項に署名を了したり。調停條項左の通り。

(イ)佛國は一九〇四年二月十三日の佛蘭西國暹羅國間協約第二條に定められたるバクラーノ、並にバツタンパン、ブルサット兩州の州境以北シエムレアブ、バツタンパン兩州境の南端グラン・ラック湖に接する地點より經度線に沿ひ北上し十五G (註、フランス獨特の地球物理学上の用語で、北緯十五度ではなく、實際は北緯十三度四分附近である)の緯度線との交會點に至り、右交會點より緯度線に沿ひ東向しメコン河に達する線以北のメコン河右岸の土地を泰國に割譲す。但しスツン・トレン對岸小地域は佛印側に留保す。

(ロ)前記の割譲地域は全地域を非武装地帯とし、且佛蘭西國民及び佛領印度支那人は全地域に於て入國、居住、營業に付泰國民と絶對平等待遇を享有す。

(ハ)泰國政府はルアン普拉バン對岸三角地帯に於けるルアン普拉バン王室御陵を尊敬し、其の保存參拜等に關し便宜を供與す。

(ニ)メコン河境界は最深部河底の原則に依り之を定むるも、コン及びコーン二島嶼は泰國主權の下に兩國の共同管理とし、兩島嶼における従来の佛側施設は佛國に屬す。

尙ほ右署名に際し日本側に於て前記調停條項は紛争解決の決定的性質を保障し、佛泰側より大東亞に於ける平和の維持、特に日泰、日佛間の特殊緊密關係の樹立又増進に關聯し追て取極を爲すべき趣旨を明にしたる文書を夫々日泰、

日佛間に取交したり。斯くして佛泰兩國間に友好平和關係恢復せらるると共に、關係三國の紐帶關係益々強化せらるるに至るべし。

即ち要は、右の(イ)に於て泰國は一九〇四年に失へる舊領土の殆ど全部及び一九〇七年のその大部分を回收した譯で、泰としては一大成功たりしに相違ない。(ロ)乃至(ニ)も仔細に檢分すれば、その妥結に達するまでの道程に於て少なからず困難があつたかと察せられる。しかも之に關する帝國政府の斡旋盡力の結果は、その東亞新秩序建設に至大至重の關係を有するに顧み、帝國外交の一大收獲として祝福するに足ること論なきが、事は本講の範圍外に屬するので今細論せず。ただ右の末段の『日本側に於て前記調停條項は紛争解決の決定的性質を保障し』とあるは、本協定に依る領土の新分合は今後永遠に亘りて變更するを得ず、泰にはこの以上失地の回復に志すを許さず、といふが如きことを帝國政府に於て保障したものと解すべきか。假に然りとすれば、斯かる保障は果して能きるものか、又長へに效力を期し得るものであるか。聊か疑なきを得ない。

第四項 講和と同時に締結の休戦

三五一六

休戦は必しも講和に先だちて之を訂約するとは限らず、講和と同時に之を取結ぶこともある。

明治三十八年の日露講和條約は同年九月五日付であるが、日露休戦議定書の調印は九月一日に行はれ、その效力發生は同月七日に至り溯つて前々日の五日より始まるものであつた。これは日露の講和要項は八月二十九日を以て大體妥結に達し、次で條約文の起草に一週間を見込み、而して豫定通り九月五日に講和條約の

調印となつたが、その間の九月一日に休戦議定書の調印を了へ、講和條約の調印と共に之を實施することにした結果である。故に實質的には、休戦議定書は講和條約の調印と同時に出來たものと見るに妨げない。この休戦議定書は條文五ヶ條で、即ち左の如くである。

下名ノ日露兩國全權委員ハ各本國政府ヨリ相當ノ委任ヲ受ケ、講和條約ノ實施ニ至ル迄ヲ有効期限トシテ兩交戰國間ニ左ノ休戦條款ヲ協定セリ。

第一條 滿洲並ニ豆滿江方面ニ於ケル兩國軍隊ノ間ニ一定ノ距離(區劃地域)ヲ定ムベシ。

第二條 兩交戰國ノ一方ノ海軍ハ他ノ一方ノ領土若ハ占領地ヲ砲撃スルコトヲ得ズ。

第三條 海上ノ捕獲ハ休戦ノ爲ニ停止セラルルコトナシ。

第四條 休戦期限中増援兵ヲ戰地ニ派遣スルコトヲ得ズ。其ノ派遣ノ途ニ在ル者ハ日本國ニ在リテハ之ヲ奉天以北

ニ、露西亞國ニ在リテハ之ヲ哈爾濱以南ニ送ルコトヲ得ズ。

第五條 兩國陸海軍司令官ハ前條ノ規定ニ遵ヒ雙方合意ノ上休戦ノ條件ヲ決定スベシ。

第六條 兩國政府ハ本議定書ヲ實施セムガ爲メ講和條約調印後直ニ其ノ司令官ニ命令ヲ發スベシ

千九百五年九月一日「ポーツマス」ニ於テ

(兩國全權委員四名自署)

三五七七 時には講和會議に於て講和全權委員が休戦の大綱を議定し、而してその實施に關する細目の協定は兩軍の總司令官間に於て之を取結ぶものもある。前掲の日露休戦は則ちその一例である。同休戦議定書第五條に依り、滿洲方面に於ける日露兩軍の休戦に關しては、兩軍休戦條件協定委員は次で九月十四日沙河子に相會して該協定を議了し、翌十四日滿洲軍總司令官は左の命令を發した。

細目の協定を兩軍司令官に委任

命 令

滿洲方面休戦協定

一、日露兩軍ノ休戦條件協定委員ハ昨十三日午前十時ヨリ沙河子(昌圖停車場北方約二里)ニ於テ會見シ、同日午後七時二十分調印ヲ了セリ。此協定セラレタル休戦條件議定書ハ左ノ五箇條ヨリ成ル。

第一條 滿洲全部ニ戰闘ヲ中止ス。

第二條 本議定書ト共ニ交換スル圖面ニ示ス日露兩軍第一線ノ中間ヲ以テ離隔地帯トス。

第三條 兩軍ニ一切ノ關係ヲ有スルモノハ如何ナル口實ヲ以テスルニ拘ラズ離隔地帯ニ入ルヲ許サズ。

第四條 双廟子ヨリ沙河子ニ至ル道路ヲ以テ兩軍ノ共用道路トス。

第五條 本議定書ハ明治三十八年(千九百〇五年)九月十六日、露曆九月三日、正午時ヨリ效力ヲ生ズ。

二、各軍ハ遅クモ來十六日ノ正午迄ニ此議定書ニ從ヒ休戦條件ヲ實施スベシ

又海軍にありては、同じく日露休戦議定書第五條に基き休戦の條件を決定するため、東郷聯合艦隊司令官の代表者たる島村海軍少將は艦隊の一部を率ひ、九月十八日露國の代表者エッセン海軍少將の率ゆる艦隊と羅津浦港外に會し、左の海上休戦地域を協定した。

同じく海上休戦協定

海上休戦地域協定ニ關スル協約書

各艦隊總指揮官ヨリ代表者トシテ相當ノ委任ヲ受ケ下ニ署名シタル島村海軍少將及「エッセン」海軍少將ハ左ノ如ク協約セリ。

交戰國ノ海岸ニ沿ヒ左ノ如ク海上ヲ區劃ス。即チ界線ハ「ロヂヲノツフ」角ヨリ起リ南東ニ三十海里ヲ走り、北緯四十二度東經百三十六度ノ地點、北緯四十六度東經百四十度ノ地點、北緯四十八度東經百四十一度ノ地點、北緯五十度東經百四十一度二十三分ノ地點、北緯五十一度四十八分東經百四十一度二十三分ノ地點ヲ連接スルモノニシテ、之レヨリ北緯五十三度二十七分東經百四十一度二十七分半ノ地點ニ至ル間宮海峽ノ最狹部ハ中立地帯トシ、界線ハ再ヒ北緯五

十三度二十七分東經百四十一度二十七分半ノ地點ニ起リ、北緯五十六度東經百四十二度ノ地點、北緯五十六度東經百四十八度ノ地點ヲ經テ占守海峡ノ中央地點ヲ過ギ、北緯五十五度五十分ノ距等圈ニ合ス。

間宮海峡ノ最狭部ハ中立地帯トス。

兩交戰國ノ海軍ハ互ニ前記ノ界線ヲ超ユルヲ許サズ。

此決議ハ署名ノ當日ヨリ實施シ、休戦期間效力ヲ有スルモノトス。各代表者ハ此議定書ニ署名シ之ヲ證ス。

西曆千九百五年八月十八日

(兩國代表者二名自署)

この海上休戦協定に關しては、島村代表の一隨員たりし山本信次郎少將の後年の談に

『第一には、これが朝鮮の北のはづれで行はれたので世間の注意を惹かず、第二には、當時我が日本海の海戦で未曾有の大勝利を博した後だったので國民が特に興味を感せず、第三には、當時我が同胞の頭は全くボツマスの講和談判の方に向いて居りましたので、海上休戦地域劃定の如きは全く看過されて了ひ、一向世間では問題とならず、自然今日までも全く闇に葬られてあつたやうな次第であります。しかもこの休戦地域劃定の問題は、さう簡単なものではなく、まかり間違へば北鮮とその附近に作戦をして居りました我が陸軍の後方は、或はために非常なる脅威を受くることとなつたかも知れず、或は既に物資缺乏の極にあつた浦鹽斯德へ敵がこの休戦期間を利用して糧食彈藥等を輸入して、結局活を入れた形になつたかも知れず、或は敵の殘存艦隊が自由に浦鹽から出動して、太平洋上で味方商船を拿捕するやうなことが出来たかも知れなかつたのであります。』

『殊に海上の戦争には全敗したとはいへ、當時まで持つて居つた世界の最大強國てふ自信？ 妄信？ の下に作られた露國の地域劃定案が、勝ち誇つて居つた我國のもの一致する譯は到底なく、しかも之をうまく纏められたのは、島村速雄少將(後の元帥)の努力と配慮とに依るもので、これが今日まで殆ど認められてなかつたことを私は最も遺憾とす

る者であります。

『島村司令官は戦後に於ける彼我の感情の問題までを深く慮られ、當時露國にその餘りに屈辱と思ふ所を強ゆるは爾後に於ける兩國の融和上決して策の得たるものに非ずとせられ、不必要の點は或程度まで譲られました。しかも實質上には一文も損せずして、而して天地も嘗ならざる懸隔のある彼我兩案を適當に接近せしめられて妥協されましたのは、全く頭腦明晰を極められた司令官と、その名補佐役秋山參謀とに因つたのであります。』(『東京日々』、大阪毎日共篇『回顧三十年、日露大海戦を語る』第四八四・五頁)

とあるが如く、相當苦心の末に成つたもので、事は叙して同少將の右の談話の續きに詳である。

三五一八 最近の例としては、一九四〇年三月の蘇露國と芬蘭との休戦規約も、講和條約の調印日即ち同月十二日を以て、同條約のそれと同じ類振の兩國委員に依りモスコウにて調印せられた。蘇芬講和條約は全文九ヶ條の比較的簡單のものであるが、休戦規約も亦全文八ヶ條の左の如きものである。

『兩締約國は軍事行動の停止及び本講和條約所定の國境への軍隊撤退に關し左の命令を發すべし。』

『第一。兩軍は一九四〇年三月十三日レニングラード時刻の十二時を以て軍事行動を停止すべし。』

『第二。軍事行動の停止として定めたる時刻に發し、輻員一軒の中立地帯を兩軍の前線間に設くべし。一方の部隊にして他方の領土内に在るものは、第一日中に於て新定の國境に依り一軒の距離に後退すべきものとす。』

『第三。新國境を越えて行はるる一方の軍隊の後退及び他方の軍隊の新國境までの前進は、芬蘭灣よりエスカに至る全線にありては一九四〇年三月十五日十時、又リエスカの北にありては翌十六日十時を以て孰れも始まるべきものとす。一方軍隊の後退は二十四時間に七軒より少なからざる道程に於て日々實行すべく、他方軍隊の前進は後退軍隊の最後部隊と前進軍隊の最前部隊との間に七軒より少なからざる間隔を取りて行ふべし。』

『第四。國境の別方面に於ける後退の時期は前記第三の規定に則り左の如く之を定む「六方面の各後退時期略す」。

『第五。赤軍のベツァモ地方よりの撤退は一九四〇年四月十日迄に完了せしむべし。』

『第六。國境を越えて行はるる後退に關しては、双方の軍事官憲は一方より他方への受渡に屬する都市村落に於てその保持に必要な措置を執り、且市邑、軍事的及び經濟的施設（橋梁、堰堤、飛行場、兵器廠、倉庫、鐵道接續點、工場、電信、發電所）の毀損及び破壊に對し擁護せらるべきことを保障するに適當なる措置を執るを要す。』

『第七。地域、地點、都市、その他本規約の第六點に於て指示せる物件の一方より他方への受渡より生ずる一切の問題は、現地に於ける双方代表者に依り決定すべし。この目的のため兩軍の移動の基本線に於ける軍事官憲は特別委員を任命すべし。』

『第八。軍人俘虜の交換は軍事行動の停止後能ふ限り速に特別協定に基いて之を行ふものとす。』

(Amer. Jour. of Int. Law, Vol. 34, July 1940, Suppl., pp. 130-1 に據る)

第五項 休戦の地域範圍

三五一九 最後に、休戦をその行はるる地域に依りて類別すれば、陸戦法規慣例規則第三十七條の示す如く、休戦に『普ク交戰國ノ作戰動作ヲ停止』する全般的休戦と『單ニ特定ノ地域ニ於テ交戰軍ノ或部分間ニ之ヲ停止』する部分的休戦とがある。全般的休戦の謂ゆる『普ク』とは、必しも隅から隅まで悉く作戰行動を停止するものとは限らず、一小部分の戰線は之を除外するに妨げなく、又之を除外したる先例も多々ある。既に一小部分でも除外すれば、最早や文字通りの全般的でないから、之を部分的休戦の方に編入すべきでないかとの論も出でんが、それは文字の末の論で、畢竟は程度の問題に過ぎない。戰線の大部分が休戦となるものは全般的休戦と稱するも可なり、一部分でも除外あらば部分的休戦といふも亦可なりで、それ等は文

全般的休戦

字争ひの一遊戯として深く論究するに値せず、要するに休戦が戰鬪地域の九分九厘に互り、戰鬪部隊の大部分に就て休戦が行はるれば、普通に稱して全般的休戦といふに妨げない。明治二十八年の下ノ關訂立の日清『休戦定約』に於ては『奉天省、直隸省、及山東省地方ニ於ケル海陸軍ノ休戦ヲ約ス』とありて、臺灣に於ける作戰行動は除外せられてあつた。けれどもこの『休戦定約』は、我が全權の勅命を奉じて清國全權との間に訂約したるその形式に於ても、且休戦の適用範圍に於ても、以て全般的休戦と見るに疑を容るべき餘地は無いのである。

三五二〇 部分的休戦は陸戦法規慣例規則の前掲條句既に之を盡して亦蛇足を加ふるの要なきが、ただ部分的休戦は、その休戦部面が交戰の全線に互らないので一時的休戦に似たる所あるも、その目的が例へば死體收容の如き單に一時的且目前の事由に止まる戰場の要求に因るのではなくして、たとひ均しく軍事的目的に出づるにもせよ、政治的目的を多少の程度に加味したる軍事上の要求に發するの點に於て一時的休戦との間に重要な差ありと云へば云へるのである。部分的休戦も亦講和談判の前提として豫備的に取結ばるることもある。けれども部分的休戦は、例へば陸軍部隊は休戦とするも海軍には及ぼさず、將た本國領土に就ては休戦するも植民地はこの限りにあらずといふが如くに特定部面を除外する點に於て、同じ豫備的の全般的休戦と相異なるのである。

三五二一 講和談判の前提である豫備的休戦にありても、戰鬪地域が多方面に互りて行はれ來りたるものにおいて、各方面に同時に休戦を實現せしむることは困難であるから、その全般的休戦を見るに至るまでの間にありては、休戦は自然に部分的となる。之を日露戰役の例に徴するに、講和談判地たるポーツマスに

部分的休戦

講和の豫備的休戦の一部分がある

於て日露兩國全權委員は、講和條約の調印（明治三十八年九月五日）に先だつ九月一日を以て休戰議定書に調印し、講和條約の調印日を以て之を實施することとしたが、同議定書は休戰の大綱のみを定めたる六ヶ條の簡單なものに過ぎず、細目は前掲の同議定書第五條の規定に依り日露兩軍司令官に於て追て之を議定することになつてあつた。そこでこの規定に基き、滿洲方面の休戰に關しては九月十三日昌圖停車場の北方約二里の沙河子に於て日露兩軍代表者（我が滿洲軍參謀福島安正少將と露國滿洲軍參謀次長オラノウスキー少將）と相會して休戰條件議定書を訂約し、北韓方面に於ては、我が北韓軍司令官と露軍指揮官との間に交渉上種々行違を生じて會議抄取らず、その停頓中に日露講和條約の批准交換となり（十一月二十五日）、休戰條件議定のごとは自然消滅となつた。而して海上方面に於ては、彼我代表者（第二艦隊司令官島村速雄少將と露國艦隊司令官エツセン少將）は九月十八日羅津浦港外に相會して休戰地域界線その他の事項の議定を了したこと前述の如くである。斯の如く當該方面の休戰條件議定の日取は區々であつたので、その全部の議了を見るまでは、よしんば事實的には敵對行動は終焉を告げて居つたにしても、法的には部分的休戰が行はれたに過ぎなかつたのである。尤も主たる戰鬪舞臺たる滿洲方面に休戰が成立つた以上は、之を全般的休戰と云へば云ひ得ぬでもあるまい。

全般的
及
部分的
休戰の
訂約者
の
約當者

三五二 休戰を訂結する權能に關しては、休戰の種類に依りて必しもその揆を一にしない。戰場整理のためにするが如き一時的休戰にありては、相對峙する兩軍の指揮官の間に於て逐一上級指揮官の認可を俟たずとも之を訂結するを得るものとしてある。勿論軍隊の監督系統として、下級指揮官は斯かる場合には上司の決裁を経て始めて之を實行するのが常道なるも、そは内輪の關係に屬し、理論に於ては前線の指揮官限りの權限に屬する。又その方式も、必しも文書を以てするとは限らず、單に口頭の約束のみにて行へる例も古來稀でない。

然るに全般的及び部分的の休戰となると之と異なり、殊に全般的休戰にありては、之を締結するを得る者は兩交戰國の政府又は軍總司令官で、且必しもではないが、元首の批准（若くは大元帥としての裁可）を要するが本體である（實例から云へば批准の手續を履まざるものが多い）。批准を要すとしてあるものにあつては、その批准の得られざる場合には戰鬪の再開を見る理である。又斯く戰鬪を再開しても、以て背信行爲とは看做されない。部分的休戰に至りては、之を締結するは軍司令官で、且特別の規定あるに非ざる限り批准を要しない。

第三款 休戰の效力

第一項 效力の發生及び終了

三五三 休戰規約は別段の規定なき場合に於ては、又批准を要せざるものにあつては、署名調印のみにて效力を發生する。勿論休戰の談判中にありては、まだ休戰が成立した譯でないから、敵對行動は依然繼續して之を行ふに妨げない。これは極まり切つたことであるが、米西戰役の末期に於て在華府佛國大使が西班牙政府の利益を代表して米國政府との間に休戰の交渉中、米國軍の依然敵對行動に出でたことあつたので、西班牙政府は之に就て抗議したことがある。米國政府は休戰規約の調印あるまでは敵對行動を繼續すること

效力の發
生期

交戦國の權利に屬すと論じて之を斥けた (Swright, Land War, p. 243)。これは當然の話であるが、斯かることも稀にはあるので、念のため右の原則を明かにして置くのである。

三五二四 休戦は則ち敵對行動中止の實行で、反對の規定なき限り休戦規約の效力發生と同時に成立し、敵對行動は中止となる。さりながら休戦規約の效力發生即ち敵對行動中止の實行は、休戦規約の署名の時とは別で、署名の時より若干期間の後なるを普通とする。ただ然しながら敵對行動中止の實行は、休戦規約の署名の時から起算し成るべく速に着手し得るやうに規定することが、流血の慘事を少しでも軽減する上に於て望ましとする。以前は戦線に於ける通信機關の不備、随つて敵對行動中止命令の不徹底の懸念といふ關係から、休戦規約の署名時と實際の敵對行動中止時との間に相當の間隔を設くるは已むを得なかつたが、電信電話乃至はラヂオの利用の十二分に行はるる今日に於ては、署名終ると同時に全線の敵對行動中止を實現せしむるに格別困難を覺えまい。故に時の間隔を設くる必要は殆ど無い譯である。第一次大戰末期の對獨休戦規約に於ては、あの廣域に互れる戦線にてありながら、敵對行動中止は署名の時から僅に六時間の後としてあつた。又對土休戦規約では二十四時間、ブレスト・リトヴスキの露國と中歐諸國との休戦規約では四十八時間内外——敵對行動中止は一九一七年十二月十七日(露曆四日)の正午より始まるとあるが、同規約の署名にはその日の十二月十五日(露曆二日)に時刻の記載が無い、假に正午前後と推定して四十八時間内外と見る——の間隔があつた。これは尙ほ可なりとし、蘇露國と波蘭の第一次大戰後の一九二〇年十月十二日調印の講和假條約に於ては、敵對行動中止を十月十八日の夜半(中歐時刻)よりとした。即ち假にもせよ講和條約が成立してから六日間、時間で云へば一百四十有四時間で、この間尙ほ不必要の戦闘殺戮を依然續行した譯で

署名時と
甚しき間
隔なきを
要す

あり、少なくとも續行し得た理である。爾く爲さざるを得ざりし特殊重大の理由ありしならば格別、さもなければ貸すべき所以を知らない。

三五二五 休戦の成立及び終了には時間は最も肝要である。休戦の效力發生期及び終了期に關しては、双方間に萬一の誤解起るが如きことを避くるため、時刻を特に休戦規約に於て嚴密に規定するに若くはない。ハレットクの說に、

休戦規約
には時刻
を明記す
るを要す

『休戦期間を例へば一月一日より二月一日に至るとした場合には、一月及び二月の各第一日を含むや含まざるやに關し、由來國際法學者の間に議論があつた。グロチユスは一月の第一日は含まず、而して二月の第一日は全部含まるとの說であり、プーフエンドルフ、ハイネシユス、及びフアッテルは休戦の開始及び終了日を共に含ませる。ルーサーフォルスは一方の一日を除き他方の一日を含ましむるに相當理由ありと解する能はずと爲し、休戦の最終日は期限の一端であるから、その第一日は他の一端なりと考へ易く、隨つて同じ理に於て最終日を休戦期間内に計上すると均しく第一日をもその内に計上すべし』と論ずる。けれども往昔英國の法廷に於ける慣例に關する同國委員の調査報告に於て定められた法則にては、總ての場合に第一日は除き最終日は之を含ましむることになつてある。(Hallack, II, pp. 317-8)

とあるが、或一國の慣例は他國必しもその拘束を受けぬから、休戦期間の始まり若くは終りとしてある日と之を掲記するを可とする。日ばかりでなく時刻のことも大切である。オッペンハイムに『例へば休戦は六月十五日より七月十五日に至るとある場合に、多くの學者は該休戦は六月十四日と十五日を分つ夜半十二時に始まると説くも、グロチユスの如きは六月十五日と十六日の夜半十二時に始まると主張する。故に紛糾を

避くるためには、休戦規約は之に就て常に一層精密なるを要す。』(Oppenheim, II, § 235, p. 327)とある如く、その起算點は之を明確に爲し置くこと望ましく、随つて何時何十分何秒よりといふ風に、最も明確に效力發生の時期を規定すべきである。

尤も例へば前款所掲の昭和七年五月の上海停戦協定の如き、既に敵對行動停止の事實が成立し、單に之を條文の上に書綴るに過ぎざる類のものにありては、その停止の效力發生の時刻までを規定するにも及ばぬ譯で、これ等はその時の事情に鑑み、常識判斷にて決すれば足ることである。

三五二六 休戦が成立したならば、軍の指揮官はその成立の旨と併せて何月何日何時何十分より停戦に入ること、當該官憲及び軍隊に通告するを要する。敵對行動はその時刻に至りて停止となるが、若しその時期の指定なくば、通告に接したると共に停止となる。之に關し陸戦法規慣例規則は第三十八條に於て『休戦ハ正式ニ且適當ノ時期ニ於テ之ヲ當該官憲及軍隊ニ通告スベシ。通告ノ後直ニ又ハ所定ノ時期ニ至リ戰鬪ヲ停止ス。』と規定する。

三五二七 停戦の軍隊への通告は、戦線の極めて廣域に互る所にありては、一時に普く之を徹底せしむるに難く、随つて效力發生期も一樣にすること能きぬから、當該方面の各效力發生期を別にするの實際的必要もあるべく、旁々之を明確にして誤解なからしむるの用意が肝要である。但し今日は戦線の各方面は概ね電話にて連絡されてあるから、全般的休戦を行ふに際し方面に依り效力發生時期を異にするが如きは概して稀れなことであらう。若し休戦の效力が發生した後、その事實を知らずして敵對行動に出でたる部隊がある場合には、その際に於ける俘虜は之を解放し、占領地は之を撤去し、又海上に於て軍艦を拿捕したならば之を

當該官憲
及び軍隊
への通告

休戦後の
敵對行動
の結果は
還元す

休戦成立
を敵方よ
り通告さ
るる場合

その眞偽
を判別す
るの注意

解放するが如く、その結果を速に休戦開始の時の事態に引戻すべきである。

三五二八 休戦の成立は兩交戦軍の各指揮官より部下各部隊に迅速に傳達すべきであるが、交戦軍の一方にてはその傳達が部下各部隊に洩れなく行渡つて居るに拘らず、對手方においてはその或部隊に傳達が行届かず、ためにその部隊は依然敵對行動を續行せんとするが如き場合もあることは想像し得られる。この場合に於ては、對手方に向つて休戦成立のことを通告し、その敵對行動を停止せしめんと試むるであらう。然る場合には、その通告を敵より受けたる對手方においては之を停止せざる可らざるか。獨逸の『陸戦慣例』は『何人も敵よりの休戦成立の通告を信ぜざる可らざるの義務なし。過去の戦史は斯かる通告を輕信すべからざることを戒めて餘りあり。』と説き (Morgan's Eng. transl., p. 110)、以て敵の通告に油断すべからざることを戒めてある。事實敵からの通告に誤りある場合には、たとひ敵が故意に對手を欺くの悪意に出でたのではなく、何かの行違に由る善意の誤報であつたにもせよ、ために作戦上に不利を來すことなきを保せぬから、之を輕信する勿れとの注意は固より當然である。普佛の役に、シアッフオーアの戦の酣なる時(一八七一年一月二十九日)、休戦成立の喊聲は佛軍側に起り、次で佛軍の一參謀將校は一書を前面の獨軍の一師團長に送り、全般的休戦のことがヴェルサイユにて調印せられたりと通告した。この書面は佛軍の東軍司令官より一月二十九日付にて配下の一師團長に送つたものの寫で、文意は『二十一日間の休戦規約が二十七日を以て調印せられたる旨本夕公報に接したり。依て砲火を停め、敵に對し休戦成立の旨を通告せらるべし。』といふのである。然るに休戦成立のことは獨軍側では知らなかつたのであるが、右の通告に接したので砲火を停め、且休戦規約調印以後その時まで俘虜としたる佛兵約一千人を解放した。處が、右の休戦には東部

戦線を除外してあることが判つたので、獨軍司令官は同月三十日該方面進撃の令を下し、佛軍の退路を絶つたがため、その大部隊は瑞西に逃竄し、悉く武装解除に會ふの始末となつた。一八七七年の露土戦役の末期に於ても、土軍側からの休戦成立の通告に錯誤のあつたがため、露軍の進撃に丸一日の狂ひの生じたことがある。そんな譯であるから、敵側から休戦成立の通告に接した場合には、篤とその實否及び範圍を突止むるの要あること論を俟たない。けれども今日の戦線にありては、電話の連絡が洽く行はるるから、斯かる錯誤を生ずるの懸念は殆どあるまい。

三五二九 休戦規約に敵對行動停止の開始時期を特に規定する場合には、その停止の效力發生期は専ら敵對行動そのものに係るので、休戦規約上別に負ふことあるべき敵對行動停止以外の諸般の義務に就ては、休戦規約の調印と同時に之を履行せねばならぬといふ見解もある。第一次大戦末期の對獨休戦規約は一九一八年十一月十一日の午前五時に調印せられ、效力はそれより六時間を経たる同日午前十一時に發生することになつてあつた。處が、或請負師にして獨軍の前線地に駐屯の或獨逸師團司令部との間に未挽の木材若干を買取る契約を同日の午前十時に取結んだがある。然るに休戦規約には、別に獨軍の軍事的裝備品は悉く之を同盟軍に引渡すべしとの規定がある(第六條)。同盟軍官憲はこの規定に依り右の木材の引受を爲さんとした所、該請負師は本契約は休戦規約の效力發生前、即ち獨軍官憲が尙ほ本物件を賣却する權利を有する時に取結ばれたものとの理由にて之に抗議し、そこを管轄するアルサス州のコルマル佛國高等法院への訴願となつた。而して同法院にては、休戦規約の調印後六時間を経るの效力發生は専ら前線に於ける敵對行動休止に係るもので、獨逸の休戦規約に由る他の義務は敢て六時間の經過を俟たず、調印と同時に發生したものと云ふ

敵對行動
停止以外
の義務の
發生期

裁定を下した(一九二〇年二月四日)。この裁定には一理ありと思はるるが、兎に角この類の疑惑を避くるためには、それ等の點を豫め休戦規約の上に明定し置くを可とすべきである。

三五三〇 休戦規約には概してその中に、特定の條件が發生すれば休戦を廢棄すとの意味の一項を掲記する。隨つてその解除條件が發生すれば、休戦は當然廢棄せられて敵對行動を再開し得ること論を俟たない。之を外にし、休戦規約には有期限のものもあれば、期限の規定が無いものもある。第一次大戦末期の對獨休戦規約には『休戦期間は三十日とし、之を延長することを得。右期間内に休戦條件を實行せざるときは締約者の一方より之を取消すことを得。但しこの場合には四十八時間の豫告を與ふるを要す。』とあつたが、該期間内に講和條約は到底出來ず、その後延長に延長を重ね(十月十三日、一九一九年一月十六日、及び二月十六日)、最後の延長後は講和成立の日まで事實無期限も同様のものとなつた。初めより期限なしの休戦規約で、殊に敵對行動再開の通告に關し何等の規定なきものにおいて、當事者の一方は何時にても一片の通告を發し、直ちに敵對行動を再開するに妨げない。陸戦法規慣例規則にも、第三十六條に『休戦ハ交戰當事者ノ合意ヲ以テ作戰動作ヲ停止ス。若其ノ期間ノ定ナキトキハ交戰當事者ハ何時ニテモ再ビ動作ヲ開始スルコトヲ得。但シ休戦ノ條件ニ遵依シ、所定ノ時期ニ於テ其ノ旨敵ニ通告スベキモノトス。』とある。故に休戦に期限の定めない場合には、何時にても敵對行動の再開は自由なりとし、ただ古來の戰陣道徳に鑑み、之を再開する際には敵に對しその旨を通告すべしと爲したものである。通告後敵對行動を開始するまでの間に一定の時刻、例へば三時間とか五時間とかの間隔が設けてあるものにおいて、その時刻の満了と共に適法に之を開始するを得るのである。

休戦の効
力終了

然しながら概して休戦規約には期限附のが多い。而して期限附のものにありては、特に期限に到り満了の旨を通告すべきことの規定なきものにありては、期限満了と同時に何等通告するを要せず敵對行動を開始するを得ること勿論である。又その期限が單に日を記するに止まり、時刻の明示なきものにありては、その日の午後十二時を以て期限満了とする。但し例へば四月三十日までと記したる場合には、その三十日が期限内に含まるるか又はそれに入らぬかは、日の計算方の慣例を相異にする國と國との間に時として議論を生ぜぬとも限らぬから、之を含むか含まぬかを明瞭に言表はすべき字句を一つ加へて置くの愼慮をに出づるに若くはない。

第二項 休戦中の許容的及び禁止的事項

三五三二 休戦は敵對行動を停止するものであるが、その停止せらるべき敵對行動の範圍に就ては、時に議論の生ずることもある。或は云ふ、その停止すべき行動は、假に休戦が無かつたとしたならば敵が妨害するを得べき所の一切の動作を意味する、随つて軍事的地位を少しでも有利に進展せしむるを得べき一切の行動は之を爲すを得ざるもので、例へば攻圍地にありては、被攻圍軍は砦壕を修理し、新設し、又は新に兵を入れたりすることは、若し休戦が無いとしたならば攻圍軍は當然之を妨害すべきものであるから、之を爲すを得ず、同時に攻圍軍にありても、少しにても攻圍工事を進むことは、これ亦若し休戦が無いならば被攻圍軍より妨害を受くべきであるから、同じく之を爲すを得ざるものであると。然るに他の一説では、休戦中に停止せらるべき敵對行動は休戦規約中に於て明確に禁ぜられてある事項に限るべく、その他は何を爲すも

許容的
事項の
禁止の
各範圍

差支ない、對手が之に依りて有利の地位を形成するやうならば、斯かる餘地を休戦規約協定の際に豫め填め置かざりし我方の不注意その責に任すべく、之に對し對手方に苦情を申立て得べき限りでない論ずる。即ち前説は許容的事項の範圍を狭く見、後説は之を廣く見るものである。ブルッセル會議にては右の取捨を明確にするため、宣言案に『休戦を約するに方りては、交戰當事者の休戦中に爲し得ることと爲し得ざることとを明確に記載すべきものとす。』との規定を設くるの提案が出た。然るにそれは不採擇となつた。その不採擇となつたのは主義上之を不可としたが故ではなく、即ち之を明確に記載するのは宜しからずといふ趣旨からではなく、他にこの意を含蓄する條項（現行陸戦法規慣例規則第三十六條に該當するもの）があるから不要なり、といふのが理由であつたのである。然しながら陸戦法規慣例規則第三十六條に謂ふ所の合意の表示に明晰を缺く場合には、やはり同様の疑問の繰返へさるるを免れない。

三五三三 右に述べたる許容的事項の範圍を狭く見る代表的の學説は、蓋しウェストレーク及びホールのそれであらう。ウェストレークは、休戦に由る軍事行動の停止を支配する原則は『對手が之を妨害すべかりし地位に在る所の行動は總て之を爲すを得ざることと是れなり。』(Westlake, II, p. 92)と云ひ、ホールは

『交戰當事者は己れ自身の軍事的地位を不利ならしむるを欲するが如き協定を爲すべしとは想像し得られぬから、兩前線間及び兩軍間の一切の事物は、協定調印の時に於ける状態に能ふ限り留めしむべきは當然言外に意味せられる。……戦場の兩部隊間の休戦に於ては、兩軍は常に前進的地歩を占むる能はざるのみならず、退却して敵との間隔を擴大ならしめ、又はその部隊を一層有利の軍事的地位に改置するは許されぬ。』(Hall, § 192, p. 458)

と説く。ハレックの左の所説も、その冒頭では許容的事項を廣く解するやうに讀めるが、結論になると均し

許容的
事項の
範圍を
狭く見
る學説

く狭範圍説のやうである。乃ち曰く。

『全般的休戦の繼續中は、各交戦國はその領土内に於て例へば城砦を修理又は築造し、船を建造又は艤装し、軍隊を徵募及び訓練し、大砲を鑄造し武器を製造し、糧食その他軍需品を蒐集する等、凡そ平時に於て爲すの權あるものは悉く之を爲すに妨げない。又敵軍の占領する所に非ざる自國領土の一方より他方へ兵を移動し、又軍艦を外に派遣し及び内に呼戻すことも自由である。且戰場及び敵前にありては、苟も誠意及び休戦規約の精神と兩立すと認めらるる限り、何事にも總ての事情の下に之を爲すに妨げない。要塞司令官と攻圍軍の司令官又は提督との間の休戦の場合に於ては、各當事者は、戦闘中ならば無難に爲し得るといふものにてある限りは、何事にも爲すを得るのである。例へば被攻圍地司令官は軍用材料を修理し、武庫を補充し、工事にしても休戦に入れる際に敵の手の届かざりしものならば之を強化せしめ、又攻圍軍が妨害するを得ざりし道路に依りて被攻圍地へ糧食又は援兵を入るるも妨げない。ブーフエンドルフは「凡そ如何なる種類の休戦たるを問はず、たとひその休戦は或他の理由に於て希望せられ且成立したるものにして、單なる防禦工事は之を爲すを適法なりと予は信ずる。隨つて例へば死體收容のためのみの休戦であつても、その休戦を利用して防禦上より有利の地點まで退却するを違法なりとは予は思惟せず。」と云ひ、グロチュスは反對に「休戦規約の特別の性質よりして、休戦中に爲すを違法とすべき或ものがある。死體の收容のためのみに許されたる休戦にありては、何物をも變更するは相成らぬのである。」と説き、ヘフターもグロチュスと同様の意見を立てた。……

『被攻圍地司令官は防禦工事の築造又は修理にして戦闘繼續中であつたならば無難に爲すを得ざる筈なりしものは、休戦中之を爲すを得ざること疑を容れない。又戦闘休止の際に於て敵が占領し又は敵の權力の下にありし通路に依り糧食、軍需品、又は軍隊を入るるが如き、將た攻圍軍にしても、被攻圍軍に依りて妨害せらるべき筈なりし攻撃工事を進行せしむるを得ざるは明かである。なぜならば、この類の行爲は總て休戦規約の有害且詐欺的の利用で、その誠

之を廣く
見る學説

意及び精神に悖るからである。休戦規約の一般的意義は、直接の戰場の區域内に於ける總ての物は休戦成立の時の儘に据置かるべしといふにある。脱走兵を同區域内に入れ且收容することも一の敵對行爲で、隨つて休戦の默示的條件の違反たるものであつた(Halleck, II, pp. 314-6)

三三三三三 之に反し休戦中に爲すを得る許容的事項を廣く解する近代の一二の代表的學説としては、オツペンハイム及びピロウレンスを擧ぐべきか。その各所説に曰ふ。

『フアッテルを始めとし學者の多數は、特別の規定なき場合に於ては、若し休戦が無かつたとしたならば、對手方が砲撃その他の武力行使に依りて妨害するを得るが如き現状の變更は之を爲すを得ざるものといふのが休戦に含まるる一條件で、隨つて休戦を利用して斯かる變更を爲すは交戦國として背信たるを免れずと説く。之に反しグロチュス及びブーフエンドルフを主とする少數の學者は、戦闘及び進軍の停止のみが休戦に含まるる唯一の條件で、その他の一切の行爲、例へば現場に軍隊を更に集中せしめて地歩を固むるが如き、防備工事を施し且固むるが如き、被攻圍地の城砦の破損を修理するが如き、軍隊を撤退せしむるが如き等は、之を爲すに妨げずと論ずる。海牙規則はこの點に關し默するが故に、問題は今に未解決に残されてある。予は右の少數説を正しと認める。他なし、抑も休戦は現實の戦闘の停止以外には何物をも意味さぬもので、特に必要若くは便宜と認むる條件は當事者彼等自身間に於て取定むべきものであるが故である。海牙規則の意圖も亦此にありと思ふ。議論の起り易き他の問題、例へば被攻圍地への糧食供給問題、休戦前に戦闘の現に行はれつつありし地方の住民との商事上その他の交通に關する問題等に就ても、この理は特に適用せらるべきである(Oppenheim, II, § 217, pp. 325-6)

『交戦國は休戦中に於ては、現實の戦闘の停止の時に於て敵が妨害するを得ざりし所のものを爲し得るに止まるか、將た敵を攻撃し又は敵地に更に侵入するが如きは無論別とし、その以外には、特に明文を以て禁ぜられてあるに非ざる限りは何事にも爲すを得るか、に就ては議論ありて、學者多くは前説に賛するも、理論上では後説を可とす

べきやうで、近代の實例亦明かに之を證する。(Lawrence, *Princ. of Int. Law*, § 216, p. 558)
即ち共に苟も反對の規定なき限りは何事にも爲すを妨げずといふ見解である。特にこの見解を最も雄辯に力説したものは、左に掲ぐるスベイトの一節であらう。

「休戦中に何をか爲すを得ると得ざるとの問題は、之を學說に依りて解決せんとする限り、必然一の難題たるを免れない。或學者は、苟も休戦なかりしとせば敵が妨遮するを得べき行動は一切相成らずと論ずる。例へばボンフィスは「敵より反抗を受くることなしには脱するを得ざる不利の地位に在る交戦者が休戦に依りて一層有利の位地を占むることは許さるべきでない。被攻圍軍は、既に休戦なしとせば攻圍軍に於て之を妨遮し得るが如き破損の修理、新工事の建設、新部隊の入城等を爲すを得ず、又攻圍軍は要塞の砲火が妨遮するを得るが如き攻圍及び壘壁工事を續行するを得ず。」と説く(Bonfilis, § 1354)。この見解は漠に失し、濫用の弊を伴ひ、且交戦者の責任轉嫁の餘地もありて、今日では歐大陸の諸學者の一般に採らざる所である。(ロウレンスは「交戦者が休戦中現戰場に於て爲し得る所のものは休戦に入れる時に於て敵か之を妨遮するを得ざりし所に限ると一般に認めらる。」(第四五六頁)と認斷し、ウエストレークも大陸諸學者の一致の見解を全然無視する)。「ロウレンスは前掲の如く禁止の明規なき限りは何事にも爲すを得るの說を贊し、近代の實例亦明かに之を證すと裏書するのである、スベイトの所見この點に於て多少の誤解あるに非ざるか」。

「今日の一般公認の學說では、交戦者は苟も休戦規約の上に明確に禁ぜられてあるに非ざる以上は何事にも之を爲すを妨げず、而して之に依り有利の地歩を占むるあるも、對手は休戦談判の際に於ける先見の明を缺く致す所として、之に對し苦情を云ふを得ざるものとなつてある。ブルツセル宣言案議定の際には「當事者の休戦中に爲すを得ること及び得ざることは休戦規約締結の際之を明確に記載すべきものとす。」との案文の提出があつた。けれども否決となつた。その否決となつたのは趣意を不可としたが故ではなく、現行第三十六條はその意味を含蓄すとの理由にあつたのである。この案文の不成立は遺憾であるが、さればとて右の不成立は、その精神を敢て非認したものと視ば認まる。又實際の慣例はこの主義に則れるもので、一八七七・八年の露土戰役はその適例である。サン ステファノの講和に先だつアドリアノーブルの休戦中、露將トットルベンは土軍の軋壕を看取し得る高い觀測臺を前線に幾つとなく建てた。この觀測臺は、休戦が成立せざりしならば當然敵から射撃を受くべかりしものである。土軍指揮官はその即時の撤去方を要求し、肯ぜずんば全線に向つて砲火を開くべしと通告した。然るにトットルベンは啻に之を肯ぜざるのみならず、強硬の言辭を以てせる詰責文を君府に送り、その結果土廷は自國指揮官の右の要求を不認可とした。而してトットルベンの措置及び之を爲すの權利は、他に之を非とせるものありしを聞かない。同様の行動の自由を認めたる例は一八九八年の米西戰役のサンチアゴの休戦にもありて、即ち兩交戦國は「その行動にして現實に敵對的のものたるに非ざる限り、自己の最有利に休戦を利用すること」を認めたものである。一八六六年の普墺戰役の休戦中に於ても、普軍指揮官は講和談判にして不調とならば直ちにプレスブルクを突くの目的にて麾下の左翼部隊の移動を行へるも、墺軍からは何等抗議が出でなかつた。假にホルルの「休戦中當事者の孰れも、より有利の軍事的地位に向つて麾下の部隊を再配置するを得ず。」との所説を是なりとすれば、この際に於る普將カール公の行動は休戦規約違反で、墺軍としては抗議する所なきを得ざりしものである。のみならずホルルの見解は、英國の軍事當局者も亦之を採らぬやうである。英國官版の南阿戰役史に依れば、一九〇〇年二月二十五日のツケラ嶽の休戦規約には軍隊の移動禁止のことを明規する所なかつたので、英國の砲兵指揮官は新設の陣地に砲の移動を行ひ、又河の左岸に沿ふて新道路の建設をも行つた。將來の休戦の場合に於ても、交戦國はホルルの甚だ疑はしき法則に自縛し、行動の極めて完全なる自由を行使するに遠慮するあるべしと思へず。その自由に拘束を受くるありとせば、それは當該休戦規約の明文に由ること、交戦の一般的法則から然るのではない。特定の行動に關し何等規定する所なきに於ては、沈黙は則ち同意を與へたものと明かに視るを得るのである。……

『現實の敵對行動の禁止のことは必しも休戦規約に明規するを要せざるが、その他特に禁止を要することは總て特に之を明規するを要する。一八九五年の日清戦役の下ノ關休戦規約にも、兩當事國は「攻守の孰れを問はず各其の滯陣の方面に於て進撃の備を加へ、或は援兵を派し、其の他一切戦闘力を増加せざるべきこと」といふを明規した。日露戦役のポーツマス休戦規約に於ても「休戦期限中増援兵を戦地に派遣することを得ず。其の派遣の途に在る者は、日本國に在りては之を奉天以北に、露西亞國に在りては之を哈爾濱以南に送ることを得ず。」と規定し、即ちこの以外には行動の自由が双方に認められてあつた。又休戦條件の細目を議定したる在滿洲日露兩軍司令官の休戦議定書に關しても、有賀博士は「戦闘を爲すことと奉天の北、哈爾濱の南に増援軍を輸送することを除く外、兩軍共其の前哨線内に於て何事を爲すも自由にし、…總ての攻勢的及守勢的動作は自由にして、唯だ其の攻勢的動作が敵の戦線内に及ばざるを必要とするのみ。』(日露陸戰國際法論)第一〇三・四頁」と叙した。北韓軍の休戦條件は稍々詳細に互り、且「中立地帯の區劃線附近に於ては攻守の設備を爲さざるものとす。」と規定する所滿洲軍のそれと異なるも、その共に休戦規約の上に禁止を明規せざることを爲す自由とせる主義に於ては一で、これ唯一の安全且満足的の法則と謂ふべきである。爲し得ることと爲し得ざることに關し學者の一致せざる所のものを國際法の漠たる範圍に委ぬるは頗る不賢明である。佛國の陸戰提要(第六二頁)は、交戦者は休戦があらざりしならば敵が之を妨遮し得る所のものは一切行ふを得ずと爲す所の見解を「實際的ならざること、竝に濫用及び責任轉嫁に道を啓くことの大缺陷を有し、隨つて近時の戦に於ては流行せず。」と稱して明確に排斥する。米國の陸戰訓令(第一四三條)にも獨逸の陸戰慣例にも、破損又は破壊の城砦は修理し得るやに關しては意見區々たるに鑑み、宜しく休戦條件中に於て最も明確に之を規定すべしとあるが、この態度は他の幾多の點に就ても、苟も休戦中の交戦國の行動の權利に關し紛議の起り易き問題には均しく適用せらるべきである。』(Straight, Land War, pp. 235-9)

後説に賛

即ちこの見解に依れば、兩交戦軍はその相對峙する戦線の背後に於ては、特に休戦規約の上に反對の規定な

したい

き限り、武器彈藥類の補給、兵員の移動補充、背後要塞の築造修理等は全然自由で、別言すれば、特に明文を以て禁ぜられてあるに非ざる限りは攻防上如何なる措置を執るも妨げずと爲すのである。蓋し休戦は現實の敵對行動の停止が目的で、交戦軍の攻防力の増減を禁ずるのはその趣旨でないから、特に反對の規定を休戦規約の上に掲げざる限り、敵對行動(兵の前進を含む)以外のことは之を爲すに妨げなきものと見たい。

被攻圍地への糧食補給問題

普佛休戦問題この一且決裂す

三五三四 休戦中の容認又は禁止の事項として古來兎角に問題となるのは、休戦中に於ける被攻圍地への糧食補給の當否である。この問題は、曾ては普佛戦役の休戦談判に於てビスマルクと佛國全權チエルとの間に激烈なる一争點となつたものである。休戦中被攻圍地へ糧食の補給を許すことは古來の戦に於て、例へば

ナポレオン戦役に於ても、一八六六年の普墺戦役に於ても、その先例が無いではない。そこで一八七〇年十一月、佛軍は二十五日間を限る休戦規約を普軍との間に締結せんとするに當り、チエルは休戦中巴里へ糧食を輸送することは交戦慣例の認むる所であり、且交戦國は休戦の終りに於て休戦の當初と同じ状態に置かるべき主義からいふも當然なりと論じたが、ビスマルクは巴里附近の砲壘尙ほ一二ヶ所を獨軍に引渡すが如き軍事的代償を提供するに非ざる限り之に應ずる能はずと答へ、チエルはこの要求を不當なりと爲し、之に就て妥協を得ず、それがため休戦談判は、糧食補給問題で一旦決裂となつた。ウォルカーは之を評し『斯かる場合には、より寛大なる交戦者は確と限定する供給を嚴密なる監視の下に許容するのが普通で、ビスマルクの態度は酷といへば酷ならんが、嚴正なる法律的權利の何等違反ではない。』と斷ずる (Walker, Science, p. 37)。即ち權利としては糧食補給を許さざるを得るものとの見解である。

三五三五 休戦中糧食の補給を許すことは、前述の如く古來の戦に先例が無いではなく、又權利としては

ホールの

ウォルカーの評

糧食補給
許容説

之を許さざるを得といふ説も斯くあるが、ホルルの如きは、

『糧食の輸入は、休戦なしとせば敵が之を遮断するを得る場合には、特別の規定ある場合の外禁せらるるものと普通
に説かれてある。攻圍軍指揮官も無論同様の見解を取るであらう。事實大概の場合に於ては、敵の前面にて陸續糧食
を輸入することは不可能であるから、休戦を楯にしてその輸入を爲すことは、休戦なかりしとせば能きぬこととの理
由に於て、一見する所當然禁止行爲の中に屬するものやうである。けれども實際は、そこに重要な相違が存在す
る。糧食は防禦の消耗的武器で、その消費は武器彈藥と異なり、休戦中繼續して已まない。被攻圍者は日々之を消費
する毎に、それだけ抵抗の成功率は減する。その消費高に應ずるだけの輸入を禁することは、休戦の繼續中恰も日々
武器彈藥を破壊するのと毫も擇ばない。故に糧食供給を禁ずることは、敵の左右し得る事柄に關しては休戦の終りに
於て總ての事態に變化あるべからずとの原則を覆へすものである。』(Hall, § 192, pp. 659-660)

と説き、糧食供給を至當と論ずる。オッペンハイムに至りては、

『糧食供給にして許されざるならば被攻圍軍の地位は休戦のため弱めらるべしとの論は正しとするも、予はこれが何
故に糧食供給を許すべしとの論據となるやを解するに苦む。謂ゆる「法の精は文面に存す」(vigilantibus jura sunt
scripta)の原則は、他の總ての法的交渉に於けると均しく休戦に就ても亦適用せらるべきで、締約當事者は宜しく
實際の必要に順應するを得るが如き相當の取極に依り之を決すべきである。』(Oppenheim, II, § 237, p. 326)

として休戦規約の上に明規するを可とすと論ずるが、この問題に關しては學説の上に未だ定解は立つてないやうである。(Pradier-Folard, *Traité de Droit Int. Pub.*, VII, § 2908 には古來の多數學者の諸見解がかなり詳細に列擧してある)。

三五三六 想ふに糧食補給のことは、被攻圍軍に於て當然の權利として之を要求し得るものと爲すの論據

糧食補給

オッペン
ハイムの
休戦規約
明説

は許すべ
きものと
解したい

規約明定
が最安全

は乏しいやうであるが、糧食補給を許すを得ざるものと爲すに於ては、休戦のために兵力は著しく疲弊すべく、それは休戦の本來の目的以外に屬するから、寧ろ補給を爲し得るものと解したい。若し之に就て意見の扞格が起りさうならば、前掲のオッペンハイムの末段にもあるが如く、豫め休戦規約に於て明確にこのことを規定し、以て萬一の誤解を避くるやうにして置くのが安全である。獨逸の『陸戦慣例』にも『休戦中破壊又は破損の砲壘を復舊せしめ得るや否やは有力なる國際法學者間に異説のある所なるが故に、具體的の各場合に關し明確なる協約を以て之を定むるに若くはなし。被攻圍地に糧食を供給することに關しても亦然り。』とある(Morgan's Eng. transl., p. 111)。

許禁事項
に關し日
清休戦規
約の規定

三五三七 休戦中の許容的及び禁止的事項に關し之を既往我國關係の休戦規約に徴するに、日清戦役終末の下ノ關の『休戦定約』第三條には『日清兩帝國政府ハ本定約ノ存スル間ハ攻守ノ執レヲ問ハズ各其ノ對陣ノ方面ニ於テ進撃ノ備ヲ加ヘ、或ハ援兵ヲ派シ、其ノ他一切戰鬪力ヲ増加セザルベキコトヲ約ス。然レドモ現ニ戰地ニ於テ戰鬪ニ從事スベキ軍隊ヲ増加スルノ目的ニ非ザル以上ハ、兩帝國政府ニ於テ新タニ兵員ヲ配置運送スルコトヲ妨ゲザルモノトス。』と規定し、以て兩事項の各範圍を明かにした。日露のポーツマス訂約の『休戦議定書』も、その第四條に於て『休戦期間中増援兵ヲ戰地ニ派遣スルコトヲ得ズ。其ノ派遣ノ途ニ在ル者ハ、日本國ニ在リテハ之ヲ奉天以北ニ、露西亞國ニ在リテハ之ヲ哈爾濱以南ニ送ルコトヲ得ズ。』と記して増援兵派遣禁止のことを原則的に規定し、更に同第五條『兩國陸海軍司令官ハ前數條ノ規定ニ遵ヒ雙方合意ノ上休戦ノ條件ヲ決定スベシ。』の規定に基き、日露兩國の在滿洲及び海上の陸海軍各司令官は別に休戦條件の細目を議定したと既に述べた如くである。

この第四條の増援兵派遣禁止は休戦議定書實施の日たる九月五日より効力が發するか、將た第五條に依り兩國陸海軍司令官が休戦の條件を決定したる時に至りて始めて有效となるか。我國は當然の解釋として九月五日以降増援兵を奉天以北に輸送せざることにしたが（事實その前から既に輸送しなかつたと聞く）、露國側では後説を採り、後日（九月十三日）滿洲方面の休戦條件議定書の調印のありし日まで引續き増援兵を哈爾濱以南に輸送したる事實があつた（有賀『日露陸戰』第一〇〇二頁）。講和の成立する見込の確實なる場合は兎に角、和戦の前途尙ほ確知し得ざる際に取結ぶべき休戦規約に於ては、この類の見解の齟齬を豫め避けんがため、増援兵派遣禁止事項の如きは殊にその効力發生期を明確に規定し置く必要があらう。

三五三八 當時ポーツマス休戦議定書第五條に基いて在滿洲日露兩軍司令官の間に成れる『休戦條件議定書』には、兩軍前線間の離隔地帯に關し左の規定があつた。

第二條 本議定書ト共ニ交換スル圖面ニ示ス日露兩軍第一線ノ中間ヲ以テ離隔地帯トス。

第三條 兩軍ニ一切ノ關係ヲ有スルモノハ如何ナル口實ヲ以テスルニ拘ラズ離隔地帯ニ入ルヲ許サズ。

謂ふ所の離隔地帯 (lines of demarcation) の設定は、古來の休戦規約に於て往々見る所のものであるが（特に之を設定する規定なき場合には離隔地帯は存在せざるものと解すべきである）、その距離の長短は時と場合に依ること、勿論一定しない。一八七一年の普佛休戦規約には『兩交戦軍及びその前哨線は互に該位置を分隔するために劃したる線より少なくとも十軒づつ退却すべし』と規定し、即ち兩軍の現位置より各十軒づつ引下りたる中間地域を離隔地帯とした。滿洲に於ける日露兩軍の離隔地帯は、その正面の前線間のみを之に充て、詳細の地點は兩軍の間に交換する地圖の上に於て示すことにしてある。この地圖に依れば、日露

離隔地帯
の設定

兩軍の現在防禦線は頗る接近し、殊に兩軍孰れも前線に堅固の防禦工事を施して居り、その間隔は所に依りては僅に三軒乃至四軒に過ぎぬのもあつた。

三五三九 右は滿洲の陸上に於ける離隔地帯であるが、海上に於ても、日露兩國海軍司令官の調印せる『海上休戦地域劃定ニ關スル協約書』に於て特定の中立地帯（この場合に於ける中立地帯とは離隔地帯と意義同じである）は設けられ、兩國の海軍は互にその界線を越ゆるを許さずとした。初めこの海上休戦交渉に於て、我方提出の原案の骨子と爲せるものは、露國艦船の浦鹽及び黒龍江からの進出を絶対に許さしめざるの目的を以て

第一。浦鹽方面にありては、豆滿江とヘトロ大帝灣の南岬ボボロトニ角を連結する一直線の南北各五海里内には兩

國艦船は航入せざること。

第二。黒龍江方面にありては、同江口の兩岸に位するブロンジ角とタバク角とを連結する一直線の東西各五海里内には兩國艦船は航入せざること。

と爲せるもので、つまり特定の界線内に艦船の航入を許さざるを主眼としたものであつた。然るに露國の提案は、休戦中の許容及び禁止に屬する諸事項をも含む所の大要左の如きものであつた。

第一。總ての方面に於て敵對行爲を停止すること。

第二。兩交戦國の沿岸より三十海里の距離以内にて沿岸全體に一地帯を設け、各艦船は敵の該地帯内に入らざること。津輕宗谷の兩海峡と對馬の兩水道に於ては特に沿岸より四海里以内を前記の地帯とし、中央部は開放し、間宮海峡の最狭部は兩國艦船のために共通にすること。北韓方面に於ける海上休戦地域界線の起點は陸上休戦地域界線の沿岸に於ける起點とすること。

第三款 休戦の效力

海上に於
ける中立
地帯の設
定

第三。前記沿岸地帯以外の海面を兩交戦國に共通のものとし、此處に兩國軍艦相會することあるも敵對行爲を爲さざること。

第四。兩交戦國は相互に敵國の機械水雷敷設面の通告を受け、以て危害を避け得るが如くに爲すこと。

第五。兩交戦國沿岸地帯以外の海面に於ける海上捕獲は停止せざること。但し軍艦護送の下にある商船は拿捕を免かるること。

第六。薩哈噠島に於ける窮民をニコライエツスクに移すため露國は人道に由り浦鹽より運送船二隻をコルサコフとアレキサンドロヴスクに航せしむるを得ること。

第七。カムチアツカ半島の住民が糧食及び日用品に窮し、而して今後二週間を経過せば海上の交通杜絶するため餓死するに至るべきが故に、露國は人道に由り浦鹽より糧食及び日用品を積みたる運送船をベトロバヴロヴスクに送るを得ること。

第八。兩交戦國の指定する港に於て各交戦國領事官の證明を受け且禁制品を積載せざる中立國の船舶を拿捕せざること。

而して便宜上露國案を討議の基礎にして折衝を進めたる結果、右の第二に大修正を加へて之を活したる外、他は概ね削除か又は撤回せしめ、漸くにして妥結を得たものが曩に掲げたる『海上休戦地域劃定ニ關スル協約書』である(第三五一七節參照)。尙ほこの協約書に關聯し別に『右協定以外に於て、堪察加半島の住民糧食窮乏し今後二週間の後には海上の交通杜絶し餓死すべきを以て、之を救済するため人道に基き至急糧食及び日用品を搭載する運送船一隻を浦鹽よりベトロバヴロヴスク港に送るを許されたしとのエツセン少將の切願に對し、時日切迫の爲め島村海軍少將は特に通行免狀を與へて之を承諾せり。』といへる我が政府の陳述書の

發表があつた。

第一次大戦
戦末の休
戦規約の
中立地帯

三五四〇 之を第一次大戦役末期の休戦規約に見るに、當該兩軍間の中立地帯(孰れも中立地帯の語が用ひられてある)に就ては、中歐諸國と露國とのブレスト・リトヴスク休戦規約には第三條に

歐洲戰線に於ては各陣地の最前防禦線を以てその境界線と爲し、之を越ゆるは第四條規定の條件の下に於てのみ許さるるものとす。陣地線なき所は第一線を連結する線を以て境界とし、双方の境界線間の區域を中立とす。双方の陣地間に在る可航河川も同じく中立とし、協定に依る通商航行のみを許容するものとす。双方の陣地の間隔大なる地區に就ては、休戦後速に設置せらるべき委員會(第七條)に於て境界線を決定の上布告すべし。亞細亞に於ける露土戰場に關しては、その境界線及び同線を越ゆる交通(第四條規定の兩者共双方最高司令部に於て之を決定す。

とあり、又同盟聯合國の對獨休戦規約に於ては、第五條第二項に

萊因右岸に於て橋頭及び同河と平行して引かるべき一線との間に中立地帯を設く。...

と規定した。この外ブレスト・リトヴスク休戦規約には『航空機及び繫留飛行船は各自の境界線より十軒の空帯を隔てたる後方以内に止まるべし。』(第六條)の規定もあるが、同盟聯合國の對獨(及び對奧)休戦規約には、この類の規定は無い。然しながら當年の對獨(及び對奧)休戦規約は、戰勝國が一方的に課したる休戦特許命令で、敗者に對しその軍を即時現在地點及び占領區域より撤退すべきことを命じ、且獨逸に對しその現有航空機一千七百基を悉く勝者に引渡さしめたものであるから、中立的離隔地帯なり航空機の行動許容範圍なりは全然問題とならず、隨つて之を規定するの必要も無かつたものである。

三五四一 第一次大戦の最末期に於て聯合與國と獨逸との間に休戦規約の調印の成れるその翌日、和蘭政府は領内のリムブルグ(獨白兩國間に挟まる細形の地)經由にて獨兵が白耳義より本國へ歸還するのを許容

休戦後の
中立地帯
通過の軍
隊の中立

した。但し武装解除の上二組百人宛としてである。この徑路に依り本國に歸還したる獨逸兵は約七萬を算した。聯合與國からは、和蘭のこの許容を中立違反として非難するの聲が出た。和蘭政府の申分では、獨逸兵は悉く武装解除してあり、随つて軍隊の通過を以て目すべからざること、講和と事實擇ぶなき休戦が既に成立したのであるから、兵を能ふ限り速に白耳義より撤退せしむることは同盟國側の利益でもあること、和蘭政府は既に多數の獨逸兵を國內に抑留してあり、この以上の抑留は糧食不足の虞もありて之を引受くる能はざること、且和蘭經由にての本國送還は同盟國側の同意の上のことなること等にありて、敢て中立違反を以て目せらるべきものに非ずと辯じた。この最後の同意云々は、同盟國側にて當時打消したが如く確實を缺けるやうで、假に全然同意なかりしものとせば、和蘭政府の措置は何程か中立義務に牴觸するの嫌もあらう。同盟國側にて代償的要求の意味でありしか、自國軍隊への軍需品をスケルト河及びリムブルグ地方を經由して輸送することの承諾方を和蘭政府に要求し、之を同意せしめたやうである(第三〇八九節參照)。

三五四二 休戦期間中に於ける交戦者と人民との間及び人民相互間の關係に就ては、陸戦法規慣例規則の第三十九條に『戦地ニ於ケル交戦者ト人民トノ間及人民相互ノ關係ヲ休戦規約ノ條項中ニ規定スルコトハ當事者ニ一任スルモノトス。』とある。これは畢竟休戦は戕戦に非ず、即ち以て交戦状態を終熄せしむるものに非ずとの原則に發した規定である。故に別段の協定なき限りは、例へば占領地にありては、住民に對する占領軍の交戦法規慣例上の権利は依然として發動し、徵發でも課役でも之を行ふに妨げないのである。日露戰役末期の休戦規約成立後に於ても、有賀博士の記事に『我が軍と占領地内の住民との關係に就ては、休戦の爲に何等變化を生ずることなかりき。何となれば住民は休戦前より敵地の住民に非ざりしを以てなり。因

交戦者と
人民間及
五人民間
關係相及

て我が軍は休戦前と同様に徵發宿舍の權を行ひ、軍律を適用したり。』(『日露陸戰』第一〇〇六頁)とある。右の『何となれば住民は休戦前より敵地の住民に非ざりしを以てなり。』といへる理由に對しては、スベイトは『予はこの事實に依り何等相違を來すべきものと思はず。』と評せるが(Swaight, Land War, p. 249, n. 1) 假に住民が敵地の住民であつたにしても理は同じであるから、この點スベイトの評が妥當であらう。

將た別段の規定なきに於ては、占領地の住民は本國の他地方の住民と交通するを許されず、若し交通すれば、交戦繼續中に於けると同様に間諜若しくは他の戰律犯に問はるのである。米國のリーバー『陸戰訓令』第四百四十一條には『敵軍の占領地の住民間の人若しくは貨物の如何なる交通を許すべきかを規定するは休戦規約締結當事者の任に屬す。若し何等規定する所なき場合には、交通は現に交戦中に於けると均しく依然停止せらるべきものとす。』とある。休戦は畢竟一時的のもので、交戦状態はその間にありても依然存続するのであるから、對人民關係も別段の協定なき限りは、依然侵入地若しくは占領地に於ける原則がその儘適用せらるべきこと論を俟たない。元來休戦中にありて戦地に於けるこれ等の間の交通關係に就ては、間諜の出没等にて軍情の敵に知らるるの不利を避くべきは休戦の前後に於けると變りないから(休戦中とても間諜の利用は違法でない)、相當の取締を行ふの必要は依然存在するが、それ等の關係を休戦中如何に取扱ふべきかは、休戦規約の締結當事者がその條項中に適當に規定すべきである。若し特別の規定を設くることなきに於ては、休戦なき場合と同様に取扱ふべきである。

尙ほ本條の規定は、敵國臣民との通商及び交通禁止に關して交戦國政府の執るべき方針にも、將た陸戦法規慣例規則第二十三條ト號の規定する占領地住民の訴訟能力にも、孰れも關係なきもので、要は兩軍の司令

官が許否する戰場に於ける私人の休戦中の交通關係に止まるのである。

禁止事項は精密に規定するを要する

三五四三 之を要するに休戦規約の目的は主として敵對行動そのものの停止にあるのだから、その以外の行動にして特に休戦規約に於て明かに禁止してあるに非ざるものは之を爲すに自由なりとの見解——即ち休戦規約の特に許容する事項以外は總て禁止と説くことに正反對の見解——にして講者の信する如く妥當のものとなれば、禁止を要する事項（その既に國際法上定説となつてあるものは別とし、異説の尙ほ存する限り）は愈々以て能ふ限り精密に之を休戦規約中に明規するに若くはない。米國のリーバー『陸戰訓令』第四百三十三條には、被攻圍地に係る休戦に關し『被攻圍地と攻圍軍との間に休戦規約が締結せらるる場合には、攻圍軍はその主力隊に依る攻撃を停止すると均しく、攻撃的工事の擴張、完成、若くは進捗を總て停止せざる可らざること總ての學憲の一致する所なり。然れども被攻圍軍は休戦中被攻圍地内の破口を修理し若くは新防禦工事を修理するの權利あるやに就ては、戰時公法學者の間に異説もあるが故に、この點は當事者間の協定の上に明確に規定するを要す。』とあるが、この注意は獨り被攻圍地に關する事項のみに限らず、休戦規約中の總ての禁止事項に對する當然の要求と謂ふべきである。

第三項 休戦中の海上捕獲

停止及び不禁止の各例は日露休戦

三五四四 休戦は一切の敵對行動を停止すべく、又停止すべき筈であるから、敵對行動の一たる海上捕獲も理に於てはこれ亦停止すべきものであらう。一八七一年の普佛、明治二十八年の日清、一八九七年の希土の各休戦規約は、孰れも海上捕獲の停止のことを規定した。然るに明治三十八年の日露の休戦議定書に於て

規約にては不禁止

但し拿捕の船は特典にて悉く釋放

は『海上ノ捕獲ハ休戦ノ爲ニ停止セララルコトナシ』（第三條）と明規し、その結果として該休戦議定書の調印後講和條約實施の日までの間（九月五日乃至十月十六日）にありても、帝國軍艦に拿捕せられたるものには米國船 *Barrecola*（九月十六日樺太北灣にて）、同 *Centennial*（十月十三日宗谷海峽附近にて）、諾威船 *Arvick*（十月七日對島沖にて）、獨逸船 *Kou-loon*（九龍號、十月七日對島沖にて）、同 *Hans Wagner*（十月十日九州の南端にて）、同 *M. Struve*（十月十日對島海峽附近にて）の六隻があつた。（尤も同年十一月一日の勅令に係る『明治三十八年九月五日後ニ拿捕シタル船舶及其ノ載貨ハ特典ヲ以テ直ニ之ヲ釋放ス』の規定に依り、孰れも釋放の恩典に浴した。）

海上捕獲の理由不禁止

三五四五 想ふに海上捕獲とても敵對行動の一である以上は、理に於ては之をも停止するのが本筋であらうが、しかも他の一方から見れば、休戦は交戰狀態の終了を意味するのでないから、隨つて禁制品の敵地への輸入を妨遮するの權を中絶せしむる理は無いとも云へる。殊に休戦中とても、敵國の禁制品輸入はそれだけ敵軍の勢力を増大せしむべく、而して敵軍の勢力の増大は、幸にして後日講和の成立するにしても、之を成立せしむる際に方りて敵國はそれだけ有利の位地を占むることになり、又不幸にして講和成立せずんば、これ亦既に勢力の増大したるだけ再戰に方りて敵軍に利益を與ふることになる。（この理は休戦を約することなくして直ちに講和談判に入つた場合にも同様論じ得られる。）既に休戦中とても禁制品の敵地への輸入を妨遮するの權は中絶しないのであるから、隨つて禁制品輸送の中立船に對する拿捕權も、特に反對の取極を爲すに非ざる限り、依然行使し得るものと爲すにも一理なくはない。然しながら孰れにしても、斯かる問題にて萬一の行違を避くるため、他の敵對行動は停止するも拿捕權の行使を停止せざる場合には、その旨を休

戰規約に特に明規するを望ましとする。

三五四六 休戦中の海上捕獲に關しては、第一次大戰結尾の對獨休戰規約にも、第二十六條に『同盟及聯合國はその設定したる現在封鎖は依然之を維持し、且海上に於ける獨逸商船は依然之を拿捕すべし。同盟及聯合國は休戦中必要と認むる程度に於て獨逸への糧食供給に付考慮する所あるべし。』とあり、同様の規定は對獨休戰規約の海戦に關する第二章第五條にもある(但し對土耳其及び對勃牙利の各休戰規約には無い)。この規定の結果として、休戦後に英佛側に於て禁制品積載若くは封鎖侵破の理由の下に拿捕且沒收したる獨逸及び中立國の船も若干あり、その重なるものに獨逸船 *Elbe* (註一)、土耳其船 *Soukh* (註二)、諾威船 *Runnveig* (註三)等があつた。然るに獨逸としては、休戦と共に海上捕獲權を一切拋棄すべきのみならず、既に拿捕したる中立船は總て解放すべく、その尙ほ審檢進行中に係るものは審檢を中止して同じく解放すべきことが規定されてある(第二十條及び第二十九條)。不公平と云へば確に不公平に相違ないが、敗餘の獨逸としては之に屈するの外なかつた。

註一。獨逸船 *エルベ* は休戦後の一九一九年二月六日、佛國の一水雷艇に依りバルチック海にて拿捕された。獨逸政府及び船主側からは、休戦規約には休戦中の封鎖維持を認むるも、バルチック海には曾て封鎖が施行せられたこと無かつたから、この拿捕は違法なりと爲して抗議したが、佛國捕獲審檢所にては、休戦規約第二十六條に於て獨逸船はその出發地、仕向地、及び拿捕の地點の如何に論なく、海上に於て悉く拿捕せらるべきことになつてあり、ただ同盟國官憲の特許の下にその發給する通行券を帶有する獨逸船に限り拿捕は免除せらるべきも、本船は之を帶有せざるが故に當然拿捕且沒收せらるべきものと檢定した(一九一九年十一月七日)。同様の檢定は獨逸船 *Italia* 及び *Mowse* に關しても下された(一九二〇年四月二十九日)。

註二。土耳其船 *ソウク* 事件には多少込入つた關係がある。

本船は元と *Coronado* と稱し、獨逸の漢堡・亞米利加汽船會社の所有船であつたが、對土休戦規約の調印(一九一八年十月三十日)後間もなく、即ち十一月の初め(同月十一月)の對獨休戦規約の調印前、同汽船會社からオデッサ在港の本船を土耳其人に賣渡し、船名も *Soukh* と改まつた。土耳其人のこの讓受は、對土休戦規約の第二十六條に『土耳其は中歐諸國との一切の關係を停止すべき義務を有す。』とあるのを嚴密に解釋すれば、土耳其として一の違反行爲といふことになる。のみならず右の讓渡は、獨逸船として受くることあるべき拿捕を避けんがため、假面的に行つたものたるの證據もありとある。兎に角本船はオデッサを發して君府に入港するや、佛艦に依り拿捕せられた(一九一九年一月三十一日)。對獨休戦規約には前述の如く休戦中とても獨逸船を拿捕し得ることになつてあるが、對土休戦規約には同様の規定が無い。けれども佛國捕獲審檢所にては古き一七七八年七月二十六日發令の佛國捕獲審檢規則を援用し、本讓渡を以て拿捕を免れんがために行ひたる惡意のものなるが故に無効なりと爲し、沒收の檢定を下した。君府の或船渠會社からは、本船は既に債權の抵當に取つてあるものと稱して異議を申立てたが、捕獲審檢所にては拿捕者は船主の事前にも他と取結びたる契約に拘束せらるべきものに非ずと論斷し、その異議を斥けた (*Garnier, Prize Law, § 300, p. 304; § 325, p. 431*)。

註三。諾威船 *ランヴェイ* は對獨休戦期中の一九一九年三月、英國政府の條件附禁制品とする鹽漬鱈を積み、諾威の一港を發し、獨逸の糧食の主たる輸入港のステツチンへ向け航行中、同月六日英艦に拿捕せられた。英國捕獲審檢所の審理に際し船主及び出發港所在の魚販賣の獨逸の一會社たる荷主は、諾威獨逸間の魚類及び魚製品の特定數量の取引は同盟及聯合國の許可する所で、本品はその許可範圍のものなること(諾威は米國との間に前年即ち一九一八年の四月三十日を以て一協定を取結び、魚類及び魚製品以外の食料品は諾威より之を獨逸に輸出せざること、魚類及び魚製品の獨逸への輸出は三ヶ月に一萬五千噸、一ヶ年通算して四萬八千噸を超えざることと約し、英佛兩國も之に同

一九一八年の對獨休戦規約も不停止

但し獨逸にはその權を認めず

The Elbe, 1919

The Soukh, 1919

The Runnveig, 1920

意を與へたもので、即ちこの協定を指したのである。且既に休戦規約成立後なるが故に、食料品を獨逸に輸出するも獨逸軍隊用に仕向けられたものと推定するは不當なるのみならず、休戦規約第二十六條には『同盟國及び米國は休戦中必要と認むる獨逸への糧食供給方を考慮すべし。』との規定もあること、といふ理由の下に右の拿捕を不當とし、その解放方を要求した。

然るに捕獲審檢所にては『前記の協定は中立と兩立する限りに於ての取引を認めたるもので、別言すれば、中立と兩立せざる何等行爲、例へば禁制品輸送の如きことまでを諸威人に許したものに非ず、随つて食料品が條件附禁制品にてある限り、該協定は適用せらるべきに非ず。且荷主は獨逸國のために諸威にて食料品を買入るる一商社であり、その仕向地は獨逸の物資輸入の基地であり、随つて該協定に依りて保護さるべき當業者の部類に入るものに非ず。又本休戦規約は獨逸の糧食輸入基地に於ける食料品の自由輸入の何等特許を認めたるものに非ず。休戦は英國政府の禁制品指定の布告の運用を停止したるものに非ざるは論を俟たず。要するに休戦は必しも攻圍地への糧食供給を行ふの權を意味せず、又必しも封鎖解除を意味せず。』との理由の下に『本品は當然沒收すべきものとす。本船も情を知りて輸送に従事したるものなるが故に、これ亦沒收すべきものとす。』との檢定となつた。而してその抗告を審理したる樞密院司法委員會に於ても『休戦はステッチン港の性質を何等變更するものに非ず。休戦は戰鬪再開を可能とするが故に獨逸の地位の維持と全然兩立す。』との理由にて原檢定通りとなつた (Cobbett, *Leading Cases*, II, pp. 580-1)。

三五四七 以上は休戦中に於ける海上の捕獲に關するものであるが、この理は空中のそれにも適用し、反對の規定なき限りは休戦中とても航空機に依る捕獲は之を行ふに妨げなきものと論じ得るであらう。オッペンハイムは『臨檢及び搜索の權は交戰國の總ての軍艦及び軍用航空機之を行ふことを得。…休戦は戰鬪と異なり、而して臨檢の權の行使は作戦行爲でないから、一部の若くは全般的の休戦期間にありても之を行使するに妨げなきものである。』と説き (Oppenheim, II, § 415, p. 605) 其の脚註に『尤もこれは一般に認め

休戦中の
航空機に
依る捕獲

られたる説ではない。例へばオウトフオイユはその著書の第三卷第九十一頁に於て、臨檢の權は全般的の休戦期間中は之を行使すべからざるものと論じ、又萬國國際法學會議定の『國際海上捕獲法規』も第五節に於て同様の見解を執つた。』と記してある (Wiel, n. 6)。この脚註は原著者たるオッペンハイム自身が入れたものか、將た同教授の死後同書を校訂し第三版として上梓したる Prof. Roxburgh の挿入に係るものか詳ならざるも、兎に角原著者は休戦中の航空機に依る臨檢權は之を適法と肯定したものである。又之を肯定するに理があらう。既に臨檢權の行使を適法と爲す以上は、その臨檢の結果として當然捕獲すべきものと認めたる物件あらば之を捕獲するに妨げなき理である。否らずんば何のために臨檢するのの意義が無い譯であらう。けれども疑惑を避くるためには、休戦規約の中にこの點を確と明規し置くを勝れりとする。

第四項 休戦規約の違反

三五四八 休戦規約は當事者双方共之を誠實に遵守すべきは勿論であるが、稀には故意又は過失に由りてその違反を見るなきを保しない。而してその違反が前線の指揮官の故意又は重大なる過失に由るものであらば、その指揮官が相手に捕はれたる場合には重刑を課せらるべく、又その違反が本國政府の命令に出でたる場合には、國際義務懈怠の重大なる責任問題が生ずる。けれども之とは離れ、一方が違反行爲に出でたる場合に於て他の一方の之に對して執るを得べき權利は如何。之に就ては、或は何等の通告を爲すを要せずして直ちに戰鬪を開始するを得べしといひ、或は休戦規約の廢棄を聲明するの權利あるに止まるといひ、學者の所説古來必しも一でない。ブルンチュリは

一方の違
反行爲に
對する他
方の權利

學說必し
ずも一なら

『當事者の一方が休戦規約の明示的又は默示的の條件を尊重せざる場合には、他の一方は最早や該規約の拘束を受けざるものとす』(Bluntschli, § 685, p. 403)

と云ひ、フイオレは

『休戦規約の違反が個人のことである場合には該犯人の處罰を當該官憲に要求するに止まるべきも、違反が政府に依りて行はれたる場合には、對手方は直ちに軍事行動を再開するを得べし』(Fiore, Nouv. Droit Int., III, § 1494, p. 3811)

と説き、ハレックは更に精細に

『休戦が特定の目的のために爲されたるものありては、その効果は該目的に限られ、而して一方がその休戦の目的に包含せられざる或行爲にして對手方の不利益となる所のものを行はんとするに於ては、對手方は規約の如何に拘らず、武力を以て之を妨ぐるの權を有すること勿論である。ルーサーフォルスは曰く(Rutherford, Institutes, B. ii, Ch. IX, § 22)「休戦には絶對的と條件附とがある。何等條件を附せざる休戦にありては、兩當事者は互に何等敵對行爲を爲さざるべき拘束の下にあるも、同時に己れの市邑に城砦を築き、新に兵を徵募し、船を建造し、その他防禦上以前よりもより有利の地位に己れを轉せしむるの自由を有する。蓋し敵對行爲に出でずと單に協定したることは、敵より追て或は加へらるることなきを保せざる敵對行爲に對し豫め警戒を施すことも、之を爲すを得ざるやう拘束せられたるものとは解すべからざるが故である。條件の休戦は、當事者の一方がその協定したる條件に反する何等行動に出でた場合には破られたることになる。特定の目的の下に成れる休戦は總てその目的限りで、その目的の中に含まれざることにして對手方の不利益となるものを行はんがため休戦を利用するに於ては、これ則ち休戦違反である。蓋し當該目的はその休戦を爲すに至れる唯一の理由であるから、その休戦規約に基く權利は該目的以外に出づるを得ないからである。而して一方の休戦規約違反は、普通に對手方をして休戦期間の規約面通り満了するに先だち戦闘を開始

するを正當ならしむるのである。』(Hallack, II, pp. 316-7)

と論じ、即ち對手方にして休戦の條件に反し又は休戦規約の目的以外の行爲に出でんとすれば武力を以て之を妨げ、即時の戦闘再開を以て之に對するも可なりと爲せるものなるが、他方には

『交戦國の一方が約束を破りて攻撃を試むる場合には、他方は之を反撃し且豫告なしに再び攻勢を執るを得べきが、斯かる緊急の場合以外には先づ休戦規約の廢棄を行ひ、その廢棄と戦闘再開との間に相當の期間を置くを要す。些少の口實の下に休戦規約を廢棄し敵に奇襲を加ふるが如きは背信行爲たるを免れず』(Guellé, La Guerre sur Terre, I, p. 215)

と論ずる者もある。米國の一八六三年の『陸戦訓令』にも、第三百三十六條に『當事者の一方が何等明規の條件に違反したるときは、他の一方は該休戦規約を無効と宣言することを得』、又第四百十五條には『當事者の一方が休戦規約に明白に違反したるときは、他の一方は之を遵守すべき總ての義務より免る』とあるのみで、戦闘再開のことは規定してない。

三五四九 陸戦法規例規則はこれ等種々の學說例規を折衷し、第四十條に於て『當事者ノ一方ニ於テ休戦規約ノ重大ナル違反アリタルトキハ他ノ一方ハ規約廢棄ノ權利ヲ有スルノミナラズ、緊急ノ場合ニ於テハ直ニ戦闘ヲ開始スルコトヲ得』と規定してある。この條文の基礎でありしブルツセル宣言案第五十一條には單に『當事者の一方に於て休戦規約の違反ありたるときは、他の一方は規約廢棄の權利を有す』とあるに止まつたが、第一回海牙平和會議に於ては、規約廢棄の權利を生ぜしむる對手方の規約違反は輕微の違反にては不充分である、對手方に些少の違反ありたればとて、それを口實にして規約廢棄を爲さしむるは穩當でな

い、故に規約廢棄は重大なる違反の場合に限らしむべし、との説が成立し、尙ほ別に、この場合には單に規約を廢棄し得るのみにては足らず、緊急の場合には直ちに戦闘を開始するの權をも認むべしとの説も多數の賛成を得、茲に本條文となり、第二回海牙會議に於ても亦之を踏襲したのである。

三五〇 即ち本規定の下にありては、(一)重大ならざる違反に就ては他の一方は規約廢棄の權利をすら有せざること、(二)重大なる違反に就ては對手方は規約廢棄の權利は之を有するも、直ちに無通告にて戦闘を開始するの權利までは原則として之を有せざること、(三)直ちに戦闘を開始するを得るのは緊急の場合に限ること、この三法則が律定せられた譯である。尤も何を以て『重大ナル違反』又は『緊急ノ場合』と爲すかは明確に律定すること困難で、要は違反の對手國の主觀的尺度に依りて判斷するの外ない。明治三十八年の日露休戰中、露兵は規約に背いて離隔地帯内に入り、糧食を徵發したこと再三ありたるが、我方にては之を以て休戰の一般狀況に格別の影響を及ぼさざる個人的の小違反と視、特に故障を申込むことなくして之儘に默殺したことがある。

三五一 以上は休戰規約の違反が前線の指揮官自身又はその本國政府の指揮命令の下に行はれた場合であるが、別にその違反が軍隊としてでなく、兵たると常人たるとを問はず個人の自己の發意にて行はるることもある。この場合に關しては、休戰規約そのものは之を無効とせず、單に該違反者の處罰及びその犯行に伴へる損害の賠償の要求に止まること一般の通説で(Hall, § 192, p. 663; Oppenheim, § 239, p. 329) 陸戦法規慣例規則にも第四十一條に『個人ガ自己ノ發意ヲ以テ休戰規約ノ條項ニ違反シタルトキハ唯其ノ違反者ノ處罰ヲ要求シ、且損害アリタル場合ニ賠償ヲ要求スルノ權利ヲ生ズルニ止ルベシ。』としてある。『自己

その律定したる三法則

重大なる違反及び緊急の場合の判斷

個人の自己の發意による違反の場合

ノ發意』とは指揮官の指揮命令に由るに非ざるを意味する。但し自己の發意にて行へるものにしても、その行爲が指揮官に依り追認を受けたる場合は自ら別である。之に關しハレックは

『個人の行爲は、それが官憲の命令に由るか又は追認を得たるものである場合の外、以て休戰規約を損はない。然れども個人たる犯行者にして處罰せられず又は引渡されざる場合、及び奪取物件の還附又は賠償なき場合には、該犯行者の行爲は相當の命令の下に行はれ又は追認を受けたるものと法律的に推定するを得べきで、これは公法上の法則で
420. J(Halleck, II, pp. 318-9)
と説く。』

第二章 戦 戦

第一款 講和條約に依る戦戦

第一項 講和の豫議

戦戦は概して講和に依る

三五五二 太古にありては、社會の對外的常態は平和でなくして戰鬪でありし時代もあつた。外人則ち敵人とし、常時捕へて之を殺戮し、將た之を奴隸にするのが國際の公認的定則たりし時代もあつた。この時代にありては、交戦の不斷の繼續が自然の現象であつたのである。けれども今日の文明世界にありては、平和が國際の自然の本態で、交戦は不自然の變態である。故に現代にありては、一旦開戦となるも、いつかは平和の再來を見るべきで、隨つて交戦は如何に長引くとも、それは一時的現象に過ぎない。交戦國は或は開戦の目的が既に達成せられたと見るか、劍折れ彈盡きて最早や戦ひ得ずとなるか、將た國民が戦に倦み和を渴望するに至るか、その事情の如何は別とし、孰れにしても早晚平和の回春を見るべきは事實として疑を容れざる所である。ただ問題は、凡そ戦は如何なる手段に依りて收局するかにある。その手段としては、大體に於て正式の講和條約の締結に由るか、和約に依らずして自然に終局となるか、の二者その一を出でない。而して現代にありては、後者は稀にあれども常にはなく、戦戦は什が九までは前者の方式にて段落を告ぐるのを普通とする。

講和條約の性質

三五五三 講和條約には往々『兩締約國間には將來永久の平和あるべし』といふが如き條句があれど（平時の修好通商條約にも同様の文字は屢々用ひられる）、これは一の枕言葉に過ぎない。講和條約の目的は専ら現在の交戦を終局せしむるにありて、將來の永久平和を保障するためではない。講和條約は現在の交戦を惹起すに至りし双方の權利利益の主張、その他直接間接に戦因たりしものを一旦拭去り、同一の原因にて再び干戈を取らざるべきことを間接に言表はすものなるも、その相約定する條項は締約當事國が將來他の争因にて（又は前争因の多少變形せる事由に於て）再び開戦することあるべき場合に之を妨ぐるものでなく、又妨げ得るものでもない。

三五五四 講和條約は講和談判の成果であるが、講和談判は第三國の周旋又は居中調停（その一般的性質は第一卷、第四四七節以下参照）を経て然る後に開かれる例が多い。周旋も居中調停も、平時に於て紛争國間の争議を平和的に解決せしむる場合にも應用せらるること珍しからぬが、その效能の最も顯著に現はるるのは戦時である。交戦國は戦局が不利になつても、自ら進んで講和を切出すことは概して忍び難しとする所であるから、その際には第三國の周旋又は居中調停の大に效あるは勿論で、殊に之を試むる第三國が一國でなくして數ヶ國の聯合といふ場合であると、その奏功率は概して更に高きを示す理である。

周旋と居中調停とは、既往國際條約その他の外交文書の上に往々混用せられ、將たその區別に就て明確なる釋義を下せるものとても殆ど無いから、實際問題として甲語の意義にて乙語を使用する場合は屢次見受くる所である。第一次大戰の勃發前に列強政府間の意見交換の際に再三試みられたる居中調停談（英國政府白書所載第一號、第四十六號、その他各所に援引）は、事實は周旋と解すべきものであつたが、文書の上には

講和に關する周旋又は居中調停

孰れもメヂエーションとしてあつた。又事實周旋と居中調停との間には、區別を認め難い場合が往々ある。けれども理論に於ては、兩者の間に區別は立つ。周旋は交戦國の双方に好感友情を有する第三國が和議を促すに就ての瀬踏み目的にて、自發的に若くは交戦國の一方又は双方の依頼に因り行ふ所の内面的範圍に屬する媒介的行爲で、交戦國の他の一方が之を聽容するの結果として行ふことあるべき和議そのものは没交渉である。乃ち周旋國は、交戦國の間に立ちて單に會商の地を媒介し、和議に關する交戦國自身の提案又は對案の取次を媒介するも、その會商地の利害得失、その提案又は對案の是非曲直等に就ては毫も意見を述べず、助言を與へず、全然媒介の器械的措置に止まるのである。居中調停に至りては然らずで、第三國はその媒介の器械的措置より一歩進み、交戦國双方の受諾すべき談判の基礎條件を具し、交戦國双方をしてその基礎條件の上に於て直接單獨に、又は居中調停國自身も之に参加し、若くは更に進んで之を指導し、茲に和議を進捗せしむるに至るといふ幫辦的行爲である。有力なる居中調停者であると、交戦國間に開くに至れる講和談判にも參加することがある。勿論その參加するのは談判の席のことで、談判の論點ではないが、それも實際に臨んでは分界を立て難く、初めは立て居る積りであつても、漸次深入りして論點の是非にも啄を挟むに至らぬとも限らぬこと、日露間のポーツマス談判の末期に於ける米國大統領ローズヴェルトの態度にも見えた。それが更に一歩進むと、最早や居中調停でなくして干渉である。

必しも的確にこの區別に準據したといふ譯でもなかつたが、略々之に基いて兩者の遣別けをやつたのは、一八七〇年の普佛戦後に於ける英國の對佛態度である。同年九月一日、セダンの役にて大勢定まるや、佛國外相ファーヴルは在巴里英國大使を経て英國政府に對し、佛國は佛國領土の保全を條件として第三國が普魯

西に向つて講和の居中調停を試みんことを希望すとの意を通じた。之に對し英國外相グランヴィルは答へて曰く、「英國政府にして居中調停を試むるが如きは、交戦國双方に於て居中調停を欣然相迎へ且双方の受諾すべき談判の基礎ありと信すべき理由あるに非ざる限り、害あるも益なしと認む。但し英國政府は、その從來瑣小の事柄に就て照覆の媒介役を務め來りしと均しく、平和に寄與するの見込ある何等通信の徑路となることは敢て辭せず」と。即ち周旋は英國政府敢て之を爲すを辭せざるも、居中調停は御斷り申すと云へる意味に外ならない。而して英國政府はこの意圖の範圍に於て、ファーヴルとピスマルクとが會見を相行ふに就て周旋を爲したものである。

三五五 周旋と居中調停の區別は概略右の如くであるが、しかも兩者の分界は、實際に當ると時には間髪を容れず、その區別の判然たらざる場合も往々あること、これ亦既に第一卷、第四四九節に於て述べた如くである。

例へば前にも云へる如く明治三十八年の日露の講和に際し、米國大統領ローズヴェルトの當初爲したる仲介は、彼が日露兩國政府に致したる講和勸告の照會（同一九〇五年六月九日付）に

『……右講和談判は全然兩交戦國間に於て直接之を行ふべく、換言すれば、日露兩國の全權委員は何等仲介者を設けずして會見し、以て此等兩國の代表者に於て講和條件を協定すること能はざるかを見るに至らんこと、是れ大統領の勸告する所なり。……大統領は講和談判其のものに關しては何等の仲介者を要するを見ずと雖も、若し兩關係國にして會合の日時及び場所に關し豫議を整ふるに付大統領の力を借るを利ありとするに於ては、大統領は正當に爲し得る限り何事にも欣然其の任に當らんとす。然れども右の豫議とて、若し兩國間直接に又他の方法を以て之を整ふるを得ば、是れ大統領に於て固より憚ぶ所なり。何となれば大統領の目的とする所は、唯だ文明世界全體が依つて以

兩者の分
界時に分
不判明は

日露戰役
の米國大
統領の講
和周旋

て平和を來さんことを禱るべき會合の成立に外ならざればなり。

とありしが如く、その意は一の周旋の範圍を出でなかつた。然るに日露の談判が軍費賠償及び薩哈噠割取の問題にて行詰つた頃には、如何にしても講和を成立せしめんと欲したる彼れローズヴェルトは、自然周旋の限界より踏出で、自然居中調停役を演ずるに至つた。けれども當初の精神は専ら周旋の勞を執るにあつたのである。その自然に化して居中調停となるに至つたのは、必しも彼れ自身の物好きから許りではない。周旋が交戦國双方に依りて受諾せられたる上は、而してその周旋者が交戦國双方に對し勢力を有する人又は國である場合には、周旋は自然に居中調停に進轉せずんば已まぬのが殆ど通則である。

三五六 講和に關する周旋若くは居中調停は、局外者たる第三國之を行ふのが本態であること勿論である。然るにこの點に於て一九一九年の巴里講和會議の開催は、一の異例を世に示した。巴里講和會議は獨逸の依頼に基ける瑞西政府の周旋に由り、交戦國の一たる米國の大統領の居中調停で之が開催を見るに至つたものである。瑞西政府の周旋に就ては別に説明を要しないが、米國は交戦國であるから、この講和會議は同じく瑞西の周旋に由り、交戦國双方間の直接交渉に於て開催せられたものと見るの説もある。けれども當時獨逸が瑞西政府を通じて米國大統領に送りたる公文（在華府瑞西國臨時代理公使の一九一八年十月六日付）を讀むと、そうは見られない。この公文の原文は左の如くである。

“The German Government requests the President of the United States of America to take steps for the restoration of peace, to notify all the belligerents of this request, and to invite them to delegate plenipotentiaries for the purpose of taking up negotiations.

“The German Government accepts, as a basis for the peace negotiations, the programme laid down by the President of the United States in his message to Congress of January 8, 1918, and his subsequent pronouncements, particularly in his address of September 29, 1919.

“In order to avoid further bloodshed, the German Government requests him to bring about the immediate conclusion of a general armistice on land, on water, and in the air.

(Signed) Max, Prince of Baden

Imperial Chancellor.”

即ち獨逸政府は、米國大統領の議會に於て述べたる意見をば講和談判の基礎とすることを任意承諾し、同大統領に向つて平和回復に就ての措置を執らんことと併せて直ちに全局の休戦の成立の斡旋方を依頼したのである。この依頼に接したる同大統領は、瑞西政府を通じて獨逸に對しその眞意を突止め、談判の前提とすべき必須條件を明確にし、一再照覆を重ねたる末、同盟國政府に向つて獨逸の講和の申出に對する考慮を求め、併せて同盟國側に於て適當と認むるに於ては同盟國及び米國の軍事當局者をして特定の休戦規約案を起草せしめんことを知照した。英佛伊諸國固より異議なく、そこで局面は進展して巴里の講和會議となるに至つたのである。斯く米國が敵國に向つてはその希望の眞意を突質し、談判の必須條件を明確にし、然る後與國に對し敵國の申出に對する考慮を求めたる措置は、これ國際法上の定義に副へる居中調停に外ならない。米國が交戦國の一員でありながら、敵國の依頼に應じて敵國と與國との間に居中調停の役を演じたことは、居中調停としては近代の戰時國際法史の上に類の稀れなる一異例である。

泰・佛印
問の紛争
と我國の
居中調停

三五五七 これは法的の戦ではないが、係争國の武力衝突に對し第三國が居中調停を行ひ、その停戦及び紛議の解決に成功を齎らさしめたる極めて最近の例は、本年二月の泰佛印間のそれに對する帝國政府の居中調停にあつた。その始末は既に略叙したから(第三五一四節)、今重ねて之に觸れない。

講和談判
地

三五五八 講和談判は或は交戦國の一方の領土内に於て之を開き、或は中立國の市邑に於てするが如く、時の事情に依りて取捨せられる。交戦國の領土内にて之を開く場合には、講和は概して力盡きて降を敵の軍門に乞ふの趣旨に出づるものであるから、勝者は自ら適當と認むる所に敗者の代表を呼付け、之に講和條件を示して諾否を決せしむるの意にて、戦勝國の領土内に於て之を開くのを普通とする。その場合には戦敗國の講和談判委員は恰も軍使と同じく、當然不可侵權を有するものとして取扱はれ、戦勝國はその生命の安全を計るに就て萬全の道を講ぜねばならぬ。萬一その身に危害が加へらるるやうなことであれば、列國の同情はその一事にて戦敗國に轉じ、戦勝國は談判上不利に陥ることあるのみならず、譲らずして可なることを譲らざるを得ざることになる。明治二十八年三月、下ノ關に於ける日清講和談判に於て、我方は先方の講和條件の討議に入るに先だち休戦規約を取結ばんとする要求を拒絶し、先方をして遂にその要求を撤回せしめたが、その會談の歸途、測らずも一兇漢の清國全權李鴻章を襲ふて之を負傷せしむるの暴舉ありたるがため(同月十四日)、我方は曩の休戦要求拒絶を翻へし、無條件にて三週間の休戦を允許することになつたが如き、まさにその一例である。

戰勝國に
來る講和
可使節の
不

談判地を
中立地に
擇ぶ場合

三五五九 講和談判地を中立國に擇ぶのは、多くは交戦國双方共に己れ敗者とは考へず(事實的には勝敗歴然たるにもせよ、少なくとも面目上に於て)、互に體面を固持して降らずといふやうな場合に多く見るの例で

明治卅八
年のポ
ーツマス
選
定事情

ある。この場合には、談判地は双方合意の上、且その選擇する中立國政府の意向をも充分參酌し、その同意の下に之を決定する。明治三十八年の日露講和談判は米國のポーツマスにて開かれたが、その同地に決定せらるるまでには少なからざる紆曲折があつた。その始末の詳細は略し、要するに我國は當初は芝罘を然るべしと爲し、後には華盛頓府を提議せんと欲し、講和の斡旋者たる米國大統領ローズヴェルトは初めは奉天と哈爾濱の中間に於ける適當の地は如何と考へ、後には瑞西、更に海牙と轉じ、露國は巴里を望んだ。巴里の我方に於て應諾し難きは猶ほ倫敦を露國が好まざるが如くである。いや歐洲は何れの地も、何れの點より見るも、我方之に應じ難しと爲した。華府にして氣候その他の關係に於て避くべきならば、ニューポルトか又は米國內の他の一地を擇びたし、といふのが我方の意見であつた。而して華府は實際酷暑の際で適當でなく、ニューポルトは清涼ではあるが、避暑客雜聞するので取締上便ならず、といふ所から結局ポーツマスとなつたのである。露國主席全權ウツキテの回顧録に

『ニューポルト港司令官の予に語れる所では、米國政府は當初同地が諸般の設備娛樂等の點に於て遙にポーツマスの上にあるので、前者を講和談判地とせんと計畫したるも、結局左の理由に於て後者を擇ぶことになつた、即ちニューポルトの社交界は露國代表者に一段の懇親を表し、之に優遇款待を盡し、日本使節を疎外して顧みざるに至るべきかと慮つたが故である。この理由は尤もであつたらしい。蓋し米國人の政治的同情は孰れの例にありしにもせよ、社交界には同じ白人種として自ら露國人の方に好感を有し、日本人を厭ふは當然であるからである。』(Yarnoinaky, Memoirs of Count Wille, p. 147)

蓋しウツキテは同港司令官の御世辭を額面に買つたものであらう。

巴爾幹第

三五六〇 一九二二年末の巴爾幹第一次役の講和談判地も、戦地と全く懸け離れたる中立地の倫敦であつ

第一款 講和條約に依る戦戦

一次役の
講和談判
地は倫敦

た。當時巴爾幹の交戦諸國が倫敦を講和談判地に選びたるに就ては、時の英國外相グレイが下院に於て『倫敦の選擇は交戦國双方の全然任意の決定に係り、吾々は何等之を促し又は勸告したることなし。』(同年十二月十一日)と述べたが、事實その通りであつたのであらう。蓋し巴爾幹同盟諸國に於ては、吾等は基督教國の代表者として異教國に對し基督教徒擁護のために奮闘したる戦勝者で、之に對し多大の同情と尊敬とを以て歓迎するものは英國に若くはない、殊にグラッドストーンは曾て土耳其の歐洲よりの放逐説を絶叫したる人である、その放逐は今日に於て達せられんとする、而して今の英國内閣は彼の主義政策を祖述する自由黨内閣であるから、講和會議に於ても英國は陰然吾等同盟軍の味方となつて呉れるに相違ない、と斯く自信したものである。又土耳其側に於ても、印度に於ける回教徒の動搖、領下數千萬の回教徒に對する政策等に鑑み、英國は必然巴爾幹諸國を抑え、歐洲土耳其の保全のために盡力し呉れるるべしと打診した。斯く双方共に英國に對する多少の己惚心を拖き、少なくとも同國政府の公正の態度なるものを當てにし、茲に任意倫敦を講和談判地に選定したものと見られた。

三五六一 第一次大戰の收局に係る講和談判は、既に述べたが如く同盟聯合國側より講和條件を戦敗の獨逸に突付け、否應なしに之に調印せしめたもので、談判といふ談判は殆ど無く、又之を許さなかつたものであるが、兎に角その調印はヴェルサイユ宮殿——當時より四十八年前に戦勝に誇れる普魯西國王ウヰルヘルムが獨逸皇帝の戴冠式を擧げたる感慨多き『鏡の間』——に於て行はれたので、是に先だち半歳以上に互れる講和關係の豫備會議の巴里にて行はれたのは別とし、形式ながらも談判地としては、戦勝國內の一都たるヴェルサイユであつたと謂ふべきである。

第一次大
戰のそれ
はヴェル
サイユ

第二項 講和條約締結の方式

全權委任
狀の交査

三五六二 講和條約の締結の方式としては、先づ交戦當事國を代表して講和談判の任に當るべき使節その人の帶有する全權委任狀の交査閲より始まる。これは一般國際條約の締結の場合に於けると異ならない。尤も第一次大戰結尾の巴里講和會議に於ては、各國全權委員孰れも開談より議定まで各本國政府の正當委任の下に之を行ふものなることを互に信任して之を進行せしめ、愈々記名調印の際に至り念のため委任狀の交査を行へるに過ぎなかつた。蓋し巴里講和會議に於ては、各國全權中には首相級の大人物もあり、或は大統領その人すらありて、その會商も重要なものは多くは正式の會議室よりもホテルの私的賓室内にて行はれるといふ風で、隨つて自然普通一般の拘子定規的方式に拘泥しなかつたであらう。

三五六三 凡そ條約の文案は、その編綴の排序必しも劃一的でないが、大體に於て左の諸項を追ふのが普通である。

その第一は前文 (Preamble) である。前文には(一)締約國の國名、(二)締約の趣旨目的、(三)締約當事者たる全權委員の官職氏名、(四)双方全權委任狀の交査承認等を記述する。第二は本文即ち條約の Body 若くは *Text* と稱するもので(尤も *Text* なる語は前文をも含む條約文全體を指すこともある)、即ち條約の本體を作す所の諸條項である。本文の長篇且複雑なるものには、必要に應じその段落を *Chapters, Sections, Articles, Clauses, Paragraphs* 等に細分する。條項の排序は、初めに一般的事項、次に特殊的事項、終りにその實施に關する事項、並に批准交換の方法を記するのを普通とする。場合に依りては、條約の主眼とする

講和條約
の文案

條項が本文中に規定せられないで、之を條約の附屬書に掲ぐるものもあるが、斯かるは寧ろ變態に屬し、多數の條約本文は右の順序に依つてある。第三は末文で、即ち『右證據として下名は各其の政府の委任を受け本條約に記名調印す。』といふが如き結句である。前文も結句も、往昔にありては長たらしき形容詞的の贅句冗辭を並べる風であつたが、今日は概して簡單の辭句で済ますやうになつた。

講和條約も、交戦國が少數である場合と第一次大戦の如き殆ど全世界を網羅するものとは、その文案に少なからざる差異がある。交戦國の少數に止まる尋常の講和條約にありては、先づ以て謂ゆる一般的事項から筆を下す。即ち平和克復のこと、占領地還附のこと、交戦のために中斷せられる権利の復舊のこと、捕虜解放のこと等を記述する。次に交戦の原因たりしものを一掃し、その再發を防止するに必要な規定を掲げる。第三は賠償金その他戦敗國に對する要求事項である。而して第四即ち最後には、條約の實施に關する條項を以て之を結ぶ。以上が段落の大體の方式である。素より時と場合と當局者その人に依り必しも條項の順序を一にせず、別して交戦國の數が多く、利害の及ぶ範圍が廣大であると、講和條約の體裁は全然先例を追ふ能はざることヴェルサイユ對獨講和條約（正式の命題は『平和條件』）の示す通りであるが、その比較的小規模の講和條約にありては、條項の排序は概略右の順序を追ふを以て體を得たものとする。

三五六四 講和條約の用語に關しては、古來の國際條約に於ける一般的慣例から先づ述べて見たい。

凡そ條約の用語は、歐洲にありては往昔は専ら羅甸文で、後に佛文が之に代つた。中には羅甸文と佛文の混用のも往々あつた。例へば一五〇八年のカムブレール同盟條約（神聖羅馬帝マキシミアン一世、法王ジュリウス二世、佛王ルイ十二世、西班牙王フェルチナンド五世の四元首間にヴェネシア分割の目的で取結ばれ

たる同盟條約）の如き、又一七一三年の英佛通商條約の如き、前者は全權委任狀と條約正文とは佛文で、批准交換は羅甸文、後者は條約正文は羅甸文、附屬書類は羅佛併用、英國の批准書は羅甸文であつた。將た當時の條約中には、全文羅佛孰れかの單用式もある。即ち一六四八年のウエストファリア條約、一六七〇年の英丁條約、一六七四年の英蘭條約は孰れも羅甸文で、一六六八年の三國同盟條約（佛國に對する英、蘭、瑞典の）は佛文となり、一七〇一年の大同盟條約（佛國に對する羅馬帝國、英、蘭、普の同盟、次で同〇三年に葡とサヴォイが之に加はつた）は復た羅甸文となるが如く、同一世紀間にありて先例區々である。（舊奧匈國では今より九十年前即ち一八五〇年の頃まで、遣外大使の信任狀を羅甸文で書いた例もある。羅馬法王廳では今でも羅甸文を用ゆると聞く）。

近代にありては、佛語は外交界の優勝劣敗に處して自然に適者となり、國際上に横行濶歩するに至りたる結果として、聯合條約は多くは佛文に依るのが慣例となつた。一七四八年の英、佛、蘭三國間のエイ・ラ・シヤベル講和條約も佛文であるが、その附則に於て『本條約を佛文にて作成せることは、締約國の佛文以外の語にて作成せる署名謄本を有するの權を妨阻するものに非ず云々』と特に規定した。是と同様の特別規定は一七六三年の英、佛、西三國間の巴里條約、一七八三年の英佛兩國間のヴェルサイユ條約にもあるし、又一八一五年の維納會議の最終決議書第二百二十條にも『本條約の總ての謄本には佛文を専用せるも、締盟各國は同語の使用は將來に對し何來拘束を及ぼさざるべきことを茲に承認す。』とある。けれども佛語の外交用語としての勢力は前述の如くで、各國は自然の間に之を爾く承認するに至つたから、その後の聯合條約には復た斯かる規定なく、總じて佛文に依るのが慣例となつた。一八九九年及び一九〇七年の二回の海牙平和會議

の諸條約も、その正文は佛文である。

けれども第一次大戦結尾のヴェルサイユ對獨平和條約の正文は英佛併用である。同講和會議の巴里に開けた當時、『マタン』紙の主筆ローザンヌは

『遠き昔より國際講和條約は佛文ならざるはない。ウオーターローの役後、佛軍の大敗の餘に生れし一八一五年の維納條約も佛文であつた。セダンの役後、普軍の佛國を挫破せる餘勢に成りしフランクフルト條約すらも亦佛文であつた。今次マルヌ及びヴェルダンの戦捷を博したる佛國は、巴里講和條約の佛文以外のものにて調印となるが如きを容認する能はず。譯文は當然當該各國語にて夫々作成せらるべきも、原文は數百年來の傳習に基き、是非共佛文たらざる可らず。』(Lauzanne, "Impression of the Peace Conference," The North American Review, March 1919)

と論じたが、米英兩國が同講和會議の最有力者であつたので、會議の用語は英佛兩語隨意となり、條約の正文も亦英佛併用となつた。

以上は聯合條約の例であるが、國別條約に至りては古來一層區々である。一七三九年の佛土條約(謂ゆるベルグラーフ條約)は羅甸文及び土耳其文、同年の露土條約は伊太利文及び土耳其文にて孰れも双方を正文とし、一七七四年の露土條約(謂ゆるクツェク・カイナルチ條約)は露、土、伊の三國文にて作製せられた。輒近に至りては、國別條約の用語は以前ほど不規則でないが、それでも或は締約國双方の語にて各別の正本を作り、或は第三國の語にて一種の正本を作り、或は締約國双方の語と第三國の語との三種にて作るが如く、その形式は一樣でない。中には第三國の語として二ヶ國の語を用ゆるものもある。米國が初めて東洋に手を延ばしたる一八三三年の暹羅との通商條約は、その中に『正本の一は英文にて、他の一は暹文にて作成す、但し暹人は英語を解せず、米人は暹語を解せざるが故に、葡萄牙文と支那文との譯文を之に添付し、以

て本條約の内容の正確なる證とすべし』とあるが如きはその一例である。締約國各自國の正本以外に第三國の語にて別に一本を作るのは、要するに各自その正本の上に於て字句の解釋を相異にしたるとき、中立の第三國の語にて之を裁決するの意に外ならない。第三國の語を別に設けることを規定する條約には、概ねこの趣旨が掲げられてある。稀れには條約の解釋上に就て變つた見解を執つたものもある。米國は一八一九年に西班牙と締結したる領土讓渡の條約に關し、或時西國政府との間に見解の相違を生じた。而して之に對し米國大審院では、西班牙は讓渡國であるから、見解に相違あらば讓渡國たる西班牙政府の見解に依りて決するを妥當とすとの決定を下した。又同じ米國大審院で、米國と印度人酋族との間に取結ばれたる條約は、文字そのものに對する法律的解釋よりも、彼等酋族が普通に考ふる所の通俗的意義に従つて解釋すべきものとの決定を爲したといふ例もある。

疑義の解釋準據法として我國の關するものにおいて、ポーツマスの日露講和條約は第十五條に『本條約ハ英吉利文及佛蘭西文ヲ以テ各二通ヲ作り之ニ調印スベシ。其ノ各本文ハ全然符合スト雖モ其ノ解釋ニ差異アル場合ニハ佛蘭西文ニ據ルベシ』とある。大正四年の山東省その他に關する日支條約は、日支兩文を共に正文とし、疑義裁決用の語のことは規定してない。又兩締約國語の外別に第三國の語にて正本一種を作り、疑義はその第三國の分に依り裁決することと爲したのもある。明治二十九年の日清通商航海條約の如きはそれである。

然しながら輒近の大勢としては、各國民の對外的襟度は頗みに開け、國位の上下優劣を用語の末に相争ふが如きことは著しく薄らぎ來つたのと、又條文字句の解釋に關する學者實務者の知識も進み、敢て第三國の

語に依らずとも自國又は對手國の語に就て法理上、先例上、その他諸般の點より道理ある見解を立つるに格別不足を感じぬやうになつた關係等で、必しも二種も三種も(二通も三通もではない)條約正本を作るの必要を認めざるに至り、隨つて以前行はれたるこれ等の慣例は次第に廢り、専ら便宜主義に由り既往外交用語として洽く認められし佛文に依るか、或は一層普遍的なる締約國一方の語に依るか、將た或は最も廣く通用する便宜の他國語を擇んで單一の正本を作るといふに異議を唱へざるのが近代の風である。日英同盟協約は三回共に正文は英文一種であつた。日本と歐米諸國との現行通商條約も、その正文は多くは英文又は佛文の孰れかである。

三五六五 講和條約の成文にして出來揚らば、交戰國の數に應じて二通乃至數通(二種乃至數種ではない)を作り、各交戰國全權委員之に署名調印する。署名調印の方式も一般條約の慣例とする所に則るのが普通である。米國にては、同政府の外交官訓令書に

『(一)二ヶ國文にて作成する條約は、能ふべくんば同一頁の並行欄に、又は同一葉の反對頁に、之を書寫すべし。別語の文を兩種各別に書寫すの風は時として東洋諸國に見る所なるも、この方式は好まじからず。(二)條約正本中本國政府へ送るべき分には、兩種共に米國代表者先きに之に署名すべし。反對に、外國政府の保持すべき分には、兩種共にその先署名權を該外國政府代表者に讓るべし。(三)各自國に保持すべき正本に於ては、各自國の語にて成る正文を常に左側欄に書寫すべし。(四)兩種正文は、その翻譯に因る何等錯誤を避けんがため、意味の實質的同一を確保するに就て十二分の注意を拂ふべし。全然の直譯は時に濫晦、時に不可能の場合あるも、意味の絶對的同一は必須なりとす。之がため兩種正文の句讀點をも細査し、實質上その一致を期すべし。』(Instruction to Diplomatic Officers of the United States, 1897, § 245)

とあるが、これ等の方式中一若くは三の如きは各國の逐一則る所ではなきも、條約正本二通の中自國の保持すべき分に自國の國名を先きに記し、自國全權委員先きに之に署名調印するのは、國際上既定の慣例となつてある。この交互先記の方式を外交用語で *alternat* と稱する。

或は講和條約の如き特殊のものは別とし、普通の條約に於て一方が外務大臣、他の一方が大使公使である、二通の正本共にその外務大臣が先きに署名調印するものもある。條約が三ヶ國以上殊に聯合條約の類となると、一々正本を各別に作るの煩を避けんがため、正本は多くは佛文にて一通だけを作り、各國全權委員は佛語に依るアルファベット順に之に署名し、この正本を特定國の外務省に寄託し、各國政府はその謄本を受領するといふのが普通である。

往昔にありては、聯合條約の署名順位は極めて矢釜しい問題となり、之がため紛議が毎度起り、條約の調印を危うせしめたことなどもあつた。隨つて聯合條約の署名は投票に依りてその順位を決した例もある。然るに一八一五年の維納會議に於て、會議録の署名順位は任意無差別であつたが、その最終議定書調印の際に於て署名は佛語に依るアルファベット順にて爲すことに決定せられたことは、聯合條約に關する一先例となり、爾後は投票に依らずして國名を佛語に依るアルファベット順に序列せしむるのが一般の慣例となつた。稀には既往之に對する例外的場合もある。その二三の異例を擧ぐると、一八七八年の伯林條約は、當時英國政府の公表に係る分に於ては、その前文には英國を首位とし、佛國を次位とし、第三位以下はアルファベット順に記し、その調印順は第一英國、第二土耳其、第三以下アルファベット順となり、又同政府の公表せる阿弗利加奴隸賣買に關する一八九〇年のブルッセル條約の調印順は、英國委員が首位で、次位以下をアルフ

アベット順としてある。將た或は當該聯合條約の締結地の外務大臣たる全權委員先づ之に署名し、次に各國全權佛語に依るアルファベット順に依り、又は各國全權その等級順に依り、等級の同一なる者はアルファベット順に依り、夫々之に署名するといふ例もあるが、今日では各國全權を通じ一律に佛語のアルファベット順に依るのが最も普通とする所である。

三五六 然るに一九一九年のヴェルサイユ對獨講和條約に於ては、その署名順位に更に一の異例を示した。その條約正本（締約國相互間に正本の交換を爲さず、正本は一通として佛國外務省に寄託し、締約國政府はその謄本を保蔵することとせる點に於ても普通の條約に非ざる從來の多くの講和條約とその形式を異にする）には獨逸全權先づ調印し、次に五大國の全權は米、英、佛、伊、日の順位にて之を行ひ、終つて白耳義以下ウルグアイに至る交戰國の全權はアルファベット順にて之に署名した。このアルファベット順は、英語に依るも佛語に依るも大體に於て相違は無いが、前の五ヶ國は佛語では米、佛、英、伊、日の順となるべく、英語に依らば佛、英、伊、日、米の順とならねばならぬ。獨逸全權の首位の署名は、國名が佛語のアルファベット順で第一に位するが故とせば、その以下の五ヶ國中英佛兩國の順位が變になる。若し又獨逸は敵國なるが故といふならば、これは條約作成の範例の上に會て先例の無い新方式であるのみならず、對手國から觀れば双方共に互に敵國であるから、先後の區別がその間に立つべき理由は無い。講和會議室の着席順の如きも、議長たる佛國首相の右にウキルソン以下ランシング、ハウス大佐、ブリッス將軍の米國委員、左にロイド、チヨルヂ以下英本國委員、次に加奈陀、濠太利、新西蘭、南阿、印度の各代表者、その次に日本といふのであつた。特別に米國大統領及び英國首相に敬意を表せしものと見る以外に、何を標準にして各國全

權の着席を定めたか不可解である。要するに當年の對獨講和條約の署名順位は、條約正本の作成方法及び俗に謂ふ大國と小國との別個取扱振りに於て斬新の一先例を後世に傳ふるものである。

聯合條約面に各國全權委員が署名する場所は、署名者多數で堅二行になる場合には、第一位者は左側の一番上、第二位者は之と相並んで右側の一番上、以下二四六といふ風に署名するのが古來の方式であるが、今日ではこの方式に則るのもあれば則らざるもあり、必しも拘泥しない。

全權委員が調印に用ゆる印形は、官印でなくして私印である。これ一は歐米には我國の吏員の用ゆるが如き官名を彫刻したる印形を用ゆるの風なきと、一は全權委員たることを證明するのは全權委任狀で印形ではなく、印形は署名と共に單にその人が全權委任狀面の人と同一であることを示さば足るの理に出づと見るべきであらう。歐米人は實印も認印も持たぬから、この場合に多くは封蠟用の印形を用ゆる。一九一九年の對獨講和條約には、米國大統領ウキルソンはその指輪の頭字印を捺した。

三五七 講和談判を開くに方りては、交戰國は普通には直ちに講和の本條約の締結に依り平和の克復を計ることに向つて折衝すべきが、時にはその談判に於て、條約中に規定せんと欲する事項の總てを日子の僅少その他の事由に因り議定するを得ずと認むる場合もある。斯かる場合には、戰鬪の終熄その他差當り講和に必要な事項のみを講和假條約 (Preliminaries of Peace) として作成し、本條約の締結は之を近き他日に讓ることの例もある。ホールに

『講和假條約は本條約に依る諸條件の決定せらるるに先だち戰鬪を終止せしむることの意圖を以てする一の協定で、中に平和の克復に必要な事項、且時としては暫定的の目的を有するそれを規定し、討議又は証引の尙ほ行はるべき

細目、及び解決に尙ほ時を要する條款は後日の熟議に譲ることとするものである。假條約はその規定事項の關する限り條約として效力を有するも、一層詳細の規定に依りて改廢を受け、隨つて本條約の調印あらば當然之に代はらるべきの Paris (Hall, § 199, pp. 673-4, n. 4)

とあるは、假條約の性質の要を説いて盡せるものである。假條約も一の條約で、その效力發生には特別の場合の外批准を要する。本條約の調印は假條約と必しも同一の地にて行ふと限らず、寧ろ却つて別の地に於てするの例が多い。本條約は假條約を基礎として作るものであるから、假條約にて規定したる所のものを本條約にて全然若くは多分に覆へすことは無い筈であるが、しかも假條約中の特定條項に對し第三國が故障を挟み、或は他列國を誘ふて之に干渉し、本條約に於て之を骨拔とせしむることも無いとは限らない。一八七八年の露土講和假條約、即ち謂ゆるサン・ステファノ條約に英國が抗議し、その結果伯林會議議定の本條約に至り、當初の假條約と内容を大部分相異にする——事實に於て原條約を骨拔きとせる——謂ゆる伯林條約と變形せられたのは顯著の一例である。

第三項 講和條約の效力の發生及び消滅

威壓の下に成れる講和條約

三五六八 交戰當事國の双方全權委員に依りて記名調印せられたる講和條約は、普通には追て述ぶる批准書交換を了したる上效力は完全に發生するが、何れの講和條約も戰敗國としては不満足に感ぜざるはない。隨つて戰敗國にして他日國力を回復するあらば、曩の講和條約は對手國の威壓の下に無理押的に調印せしめられたものといふ理由を振翳し、該條約無効論を提出すのは既往史乘に珍しからぬことである。昔は佛王フ

ランソア一世の西班牙王カルロス五世と戦ひ、利あらずして敵に捕へらるるや、その俘虜たる間に講和條約に調印し(一五二六年一月十四日マドリッドにて)、之に依りバーガンチー地方を西班牙に割讓することにしたが、彼れ自由の身となるや、己れは威壓の下に餘儀なく調印せられたものなるが故に本條約の拘束を受けず、隨つて該地方の割讓を實行するの義務なしと聲言した。右は極端の例に屬するが、ヒットラーがヴェルサイユ講和條約の重要條項を一方的に廢棄せる、他に理由の云爲せる所もあつたが、やはり無理押つけの條約は長へに之を守るの義務なしとの獨自の見解が基であつたやうである。斯かる見解は國際政治上の論議としては兎に角、國際法眼には果して如何に映すべきか。

條約に要する自由意思の意味

三五六九 凡そ條約の成立には、普通の契約と均しく自由意思を要件とする。而して講和條約とても固より一の條約に相違ないから、勿論この原則に洩れず、その調印には當然自由意思あるを要する。尤も自由意思を要件とする普通の契約とても、その合意を得るまでには或種の、少なくとも精神的の、威壓を當事者の一方は感じ、已むなく之を取結ぶに至れるものも世に少なからざるべく、隨つて總ての契約が絶對自由の合意の下に行はるるものと見るは當らない。威壓の下に成れる條約とても、戰敗國にしてこの上戰場に抵抗を續けて國を焦土に化せしむるよりも屈辱を忍んで調印するに若かずとの自己の判斷の結果とすれば、やはり結局は自由意思に由れるものと云はねばなるまい。故に問題は要するに道程の話で、その結果に於て一と云へるであらう。けれども原則として契約には自由意思を要し、而して條約にも亦均しく之を要すと爲すには議論の餘地なき所である。

それ既に條約も契約と均しく自由意思を要するものであるから、隨つて講和談判の局に當る使節その人が

己れの判断能力を奪はれて無意識的に、又は力づくで無理槍に、調印せしめられたる條約の無効なることは論を俟たない。けれども同時に、條約はその締結に際し假に對手國の上に威壓が加はつたとしても、即ちその威壓の下に出来たとしても、效力に影響は無い。これは一見矛盾のやうであるが、實は毫も矛盾でなく、それが國際條約と私法上の契約との間に於ける重要な一差異たるものである。

抑も條約に普通契約に於けると均しく要求せらるる自由意思とは、條約の談判調印の任に當る全權委員その人の自由意思を意味するので、その代表する國家の自由意思ではない。戰敗國は戰勝國の砲礮銃劍の前に決して完全の自由を有しない。しかも戰敗國に合意の自由を要求するに於ては、敗餘概ね劍尖の前に成るべき講和條約の如きは、殆ど成立するの機會はあるまい。乃ちヴェルサイユ講和條約の如きも、獨逸代表者がその同意に鈍ぶるや、聯合國は直ちに進軍の用意を爲し、砲火の脅威を以て之に臨み、彼をして結局力の前に已むなくその意に反して之を承諾するの已むなきに至らしめた。昔は普佛の役に佛軍の力屈して和を乞ふや、結局ビスマルクの指定せる講和條件を苦諾するの外なきに至つたが、それでもフランクフルトの講和談判に於て佛國全權チエルは十二分の發言權を許され、講和條件の是非を一代の雄辯を揮つて縱橫論難するの機會は與へられた。之に比すれば後年の對獨平和條約は、その事實反駁も哀訴も許されざる一方的の命令なりしに顧み（又その意味に於て特に『講和條約』の語を避け『平和條件』と稱したのである）、如何に威壓が敗餘の獨逸の上に加ふるの大なりしかを知るに餘りある。

三五七〇 けれども斯かる威壓は、要は戰敗國全權の代表する本國の國家に對して加へらるるもので、全權その人に對する威壓ではない。全權彼れ自身は如何に戰敗國を代表するとは云へ、諾否の自由は當然之を

國家への
威壓は條
約の效力
に影響を
與へない

有する。講和談判室にはビストルが眼の前に突付けられてある譯ではない。戰勝國の代表者は三尺の秋水を振翳しつつ談判するのではない。戰敗國の代表者も諾否を表白するに於てその身體は自由の位地に置かれてある。故にその肯諾に由りて調印せられたる講和條約は、之を以て自由の合意に出でたものと推定するに妨げない。若し戰勝國の代表者が戰敗國のそれに對し迫るに銃劍を以てし、若くは麻酔の酒劑でも用ひて對手を昏睡せしめ、その意思若くは判断力を奪つて無理矢理に調印せしめたものであらば、談判者その人に合意の自由が認められぬから、その無効なるは論を俟たない。國際法の著書には、右の區別に關し説いて詳ならざるものが多いやうである。例へば古い所では、ゲンチリは前に述べた佛王フランソアのマドリット講和條約無効論を評して不當の聲言なりと爲し、威壓の下に成れる條約とても條約たるの效力に例外を認むべきに非ずと力説し（*Van der Meulen, Gentili, p. 153*）、近代にありては、フェリモアは『強力又は脅威の結果として成れる一切の契約は之を無効と爲し得べきが、この見解を條約に適用するには甚大の制限を要す。交戦を終止せしむる總ての條約は、概ね勝者が敗者に對して加ふる威壓の結果に非ざるはなし。されどこれ等の事情の下に成れる條約も之を無効と爲すを得ず』（*Phillimore, Commentaries, II, § XLIX, p. 75*）と云くが、その共に首肯すべき解説であるには相違なきも、國と人とを區別せざる點に於て未だ盡さざる所がある。同じ威壓にしても、國に對するのと人に對するのとを相別ち、締約國の自由と談判者その人の自由との間に一條の區別を立てて簡明に之を講述したる輓近の著書としてはオッペンハイム、ムーアなどを挙げ得る（*Oppenheim, I, § 499, p. 660; Moore, Digest, § 742, p. 153*）。この區別は、右の關係を理解する上に於て明確に知り置くを要する。

或は談判者その人の意思は則ちその代表する國家の意思なり、國家に加へらるる威壓は則ち談判者その人に對する威壓なり、兩者一にして二に非ず、との説も聞かぬではない。然しながら談判者は國家ではなくして國家の一機關に過ぎない。國家の機關は一に國家の示命する範圍に於て行動すべく、隨つて談判者その人の妥結したる所のものが示命の權限を超脱し若くは國家に不利なるものと見れば、國家は事後之を取消すを得るは勿論であり、同時に威壓の加へられたる國家を代表する談判者は、必しもその威壓感までを對手の前に代表せざる可らざる義務は無く、自身は自身で自國の最大利益と信ずる所を主張するの完全なる自由を有する。隨つて國家とその機關とを同一に見、國家の受くる威壓は則ち談判者その人の受くる威壓なりと爲すの當らざるは論を俟たない。(この問題に關し『國際法外交雜誌』昭和十四年十一月一日發行、第三十八卷第九號所載、立博士『強制的に結ばれたる條約の效力及び國際法の淵源に關する新説』は参照に値する)。

三五七一 講和條約は(他の多くの條約も亦同じであるが)特に反對の明文なき限り、憲法上批准權者たる締約國双方の元首又は當該機關之を批准し、その批准書の交換ありたる上は、特に反對の明文なき限り、記名調印の日に溯りて效力の發生するを一般の原則とする。(この溯及性のことは後に再述する)。批准は締約國の元首又は當該機關がその全權委員の記名調印したる條約案を査閲し、之を是認し、之が實施を命ずる所の最終手續である。或は元首の査閲より相互交換までを通じて一の批准行爲と看做すといふ見方もあれど、相互交換するものは批准の結果を録する一の文書に過ぎぬから、批准そのものとは別に視る方が混雜しないで可いやうに思ふ。

三五七二 條約の效力の發生の上に於ける批准の要否は、古來學說の上に議論がある。既に全權委員であ

るからには、その全權委任の範圍に於て記名調印したものはその儘當然その代表する國家を拘束すべし、とは昔時多く唱へられたる論で、グロチウス、ブーフエンドルフ、フアッテル、クリューパー等之を説き、ヘンターは稍々柔かに、國家は德義上その拘束を受くと説いた(Heller, *supra*, p. 36)。これ等諸説の根基は、主として代理契約の原則に發したものに外ならない。然るに近代にありては、この説は勢力なきが如く、即ち凡そ條約は、その中に特に反對の明文なき限り、よしんば全權委員の權限は如何に廣汎的であつても、その效力を發するには批准は須要なりとの説が學者の殆ど擧げて一致する所のやうである。

さればとて、本國政府の批准がある迄は條約は未だ締結せられたのではなく、全權委員の署名調印したるは條約締結の豫備行爲に過ぎない、批准ありて茲に始めて條約は成れるもの、と説くが如きは當らない。條約は全權委員の署名調印あらば、批准は未だ済まざるも條約として既に成立したもので、ただ批准なきが故に、單にその效力が發生しない迄のものとするべきである。條約締結の全權委任を受けたる者に依りて署名調印せられたる條約は、條約としては既に體を作し、ただ批准といふ元首の確認手續を経て茲に動き出すのである。批准は今日に於ては元首の確認で、往昔の如く再議ではない。故に批准は條約の全體に就て爲すべく、その一部を抽いて爲すことは原則としてしない。又批准を爲すに方り、條約文面の上に修正を加ふることもない。又條約の效力は批准の日から發するのではなく、批准があれば前述の如く溯つて全權委員の署名調印したる日より發するのを通則とする。これ等は孰れも批准が再議の性質に非ずして確認の方式に止まる所以を説示するものである。

三五七三 何故に條約は個人契約と異り、その效力發生に特に批准といふ最終手續を要するか。説者或は

云ふ、條約は事國家の重大なる利害に關するものであるから、普通の代理に依る個人契約を以て類推するを許さざるが故であると。けれども國家間の重大なる利害に關する條約にありても、その一層重大なる條約に却つて例外的に批准を要せざるものもあるし、その重大性の遙に薄き條約に於て却つて原則的に批准を要するものもあるから、この説は當らない。批准の要は畢竟往昔通信機關の不便なりし頃、遠隔の地に出でて條約談判に當れる使節が、その議定事項の指揮を事前に逐一本國政府に仰ぐを得ず、勢ひ多少の獨斷擅行を爲すの已むを得ざる事情もあつた所から、本國政府は使節の議定したものを事後充分に審査するの必要があつたといふ沿革的理由に因ると見るのが穩當である。即ち批准は、昔日にありては明かに再議の性質のものであつた。その他條約議定後國際の形勢が如何に變化せぬとも限らぬから、政府は尙ほ政府の見地から最後の審査を行ふの要もあり、又國に依りては條約に議會の同意を要する所もありて、萬一議會の同意を得ざる場合には政府は該條約を撤回するの機會を有せねばならぬ、といふのを之が理由に擧げた説もある (Oppenheim, I, § 511, p. 668)。一應の理はあるが、主たる關係は右の沿革的理由に求めたい。同じ重大なる利害を含む條約にありても、例外的に批准を要せざるものもあるが如き、やはり右の沿革的理由から推論することが能きる。乃ち特に反對の明文を掲げて條約の署名調印と共に效力を發生せしむるものは、例へば事の極めて機密を要し、將た極めて迅速を要し、その他委任權限内に於て遺算なく締結せられ、その内容の事後再議を必要と認めざるが如き、そは同盟條約の如きに於て往々見る所で、一八七九年の獨逸同盟條約、明治三十五年以降三回の日英同盟協約、孰れも全權委員の調印の日より直ちに實施すとあつた。けれども、これは寧ろ例外で、一般の原則としては前述の如く批准は條約の效力發生上に必須の最終手續となつてある。

近代の條約締結に關する全權委任狀には、元首の批准を要することを明確に記載せざるものとは殆ど無い。英國皇帝の條約締結委任狀の一例を見るに、その末段には "...Engaging and Promising, upon Our Royal Word, that whatever things shall be so transacted and concluded by Our said Commissioner, Procurator, and Plenipotentiary, shall, subject if necessary to Our Ratification, be agreed to, acknowledged and accepted by Us in the fullest manner,..."とありて、即ち subject 云々で之を明記してある。我國にありても、日清日露兩講和談判に際し我が全權委員の帶有したる御委任狀には、共にその末段に「其ノ議定スル所ノ各條項ハ朕親シク檢閲ヲ加ヘ其ノ妥善ナルヲ認メテ後之ヲ批准スヘシ」とありしが如き、亦その一例である。然らば全權委任狀の上に於て批准のことが何等明記してない場合には、批准を要すと見るべきか、要せずと解すべきか。理窟は双方共にあらう。條約に對する國家の批准權は原則として常に存在し、特に全權委員の署名調印と共に直ちに完全に效力を發せしむるは之が例外であるから、反對の明文を以てその例外を特記せざる條約は原則に準據し、よしんば批准のことを掲記するなしと雖も、當然批准權の拘束を受くるものと説くにも一理ある。將たその掲記なき以上は、該條約の關する限り批准權の行使の意思なきものと説けば説けぬでもない。實際の例としては、その規定の無いものにおいて任意批准の手續を履んだものは既往稀でない。要は一はその規定事項の内容と、一はその國際約定の形式即ち條約、協約、宣言、暫定約款等の孰れに則れるやに依りて決すべきである。

三五七四 批准を行ふものは何人であるかは、一にその國の憲法上の規定に屬する。君主國にありては、

君主がその批准を行ふものたること殆ど例外あるを見ない。尤も英領印度にありては、總督は印度政府が印

度の蕃國君主若くは中央亞細亞諸國と締結する或種類の條約に對し、英國王たる印度皇帝の名に於て批准權を行ふこともあるが、これは特定の委任事項で、批准權の本體が印度皇帝に存するの理は之がために動かない。米國にありては、批准權は上院にあるか、將た上院の謂ゆる『助言及び同意』は批准を行ふに必要な一手段に止まり、批准そのものは大統領の權能に屬するか、は米國の憲法學者間に於ても古來今に至るまで議論が絶えぬ所である。主張の論據は双方にあるが、批准權は大統領にあり、ただ大統領はその批准權を使用するに方り上院の助言及び同意を求むべきを條件とす、と解するのが穩當なるやに思ふ。イリノイス大學のマシューズ教授は

『憲法の明文は、大統領は上院の助言及び同意に依り條約を締結するの權を有すとありて、大統領は條約を商議し且上院の助言及び同意に依り之を批准すとは書いてない。上院の助言及び同意なるものは、商議及び批准を含む所の條約締結の全手續の上に行はるるものである。抑も條約締結には、原則として四つの明劃なる順序を経る。(一)商議、之には上院の助言及び同意を含む、(二)批准、(三)批准交換、(四)公布これである。…普通には、條約締結に關する上院の任務を批准と稱するが、それは謬見である。上院の助言及び同意は條約の批准に對する須要條件で、批准そのものは大統領の行爲に屬する。故に右の三順序中(一)は大統領と上院共に之に當り、(二)乃至(四)は事實に於て大統領の專管事項に屬するのである。…條約の negotiation なるものは pourparlers の行爲といふが如き狭いものではなく、條約案の提出より大統領の批准を行ふに至る迄の間に於ける適法の政治機關の一切の行爲を含む廣意のものである。この意義に於て negotiation とは條約の making といふのと事實に於て擇ぶ所なく、即ち密に條約の作成に附隨する pourparlers のみならず、條約の批准に助言及び同意を與ふる上院の行動をも包含するものである。この廣義に於て、凡そ條約を商議するの手續は二段の順序を履んで行はるるものである。第一段は條約案の提出より

全權委員の調印に至る迄で、之を preliminary negotiations と稱し得べく、第二段は調印より大統領の批准に至る迄で、殊にその際上院に於て之に修正を加ふるが如き場合には、之を supplementary negotiations と稱すべきである。…上院に於て大統領より附議せられたる條約を討議することを條約の商議の一階段とするの解釋には、世上之に贊する者が往々ある。現に曾て上院議員ヘーコンは「上院に於て條約に修正を加へ、而して大統領がこの修正案を外國政府に提出してその考慮を求めたりとせば、上院は明かに條約の商議に與かれるものではないか。」との論理徹底せる質問を發したことがある。この見解はフォスターもその著書 *Practice of Diplomacy* に於て明かに之を採つた。』(Mathews, *The Conduct of American Foreign Relations*, pp. 133-138)

と説けるが、これは米國憲法上の古來の一難題である條約の negotiation に對する上院の權能に關し、一派の意見を最も簡明に代表したるもので、その所說中には議すべきの餘地なしとせざるも、上院の助言及び同意は批准に非ず、批准は大統領の專管行爲たりといふ點は理に於て當れるやうに思ふ。ムーアも『上院の同意は、その修正あると無修正なるとを問はず之を批准行爲と混すべからず。批准は大統領の爲す所にして、よしんば上院の修正に由り當初調印せられたる所のものと異なるに至りたる條約に係るものと雖も、無條件的たるべきものとす。』(Moore, *Digest*, V, § 749, p. 202) と説き、又米國の外交機能を法律的に解説せる一好著と認むべきライトの書にも『批准の最終行爲は大統領に屬す。』(Q. Wright, *The Control of American Foreign Relations*, p. 234) と論斷してある。理に於ては兩く説きたい。けれども他の一方に於ては、米國の學者中にも上院批准權説を執るものも亦少なからずあるし、且世間では一般に、米國にては條約は上院之を批准すと説くのが常であるから、以下上院の批准云々の語を隨所に用ゆることもあるべく、又爾く云ふのが通俗的説明としては解かり易いやうに思ふ。

三五七五 批准は前に述べた如く全権委員の調印したる條約の全體に就て爲すべきもので、その一部分を批准し他の部分を批准せざるが如きは爲す可らざること、又爲し得ざることとしてある。尤も聯合條約の場合に於ては、その批准すべき條項に取捨を加ふことは往々見る所で、随つて或條項のみに對し批准を爲したる國は、その條項のみに就て拘束を受くることになる。けれども一般の通則としては、批准は條約の全體に就て爲すべきものとなつてある。將たその條約に修正を加へたり條件を附したりすることも、批准の性質に反することとしてある。之に關し當然問題となるのは、米國上院の對條約關係である。

米國上院にては、條約に同意を與ふるに際し之に修正を加へ、又は或條件又は留保を附することは珍しくない。上院の助言及び同意は、前述の如く廣義に於ける條約商議の一部であるとの論も有力であるから、上院は憲法上の權能に依り、條約に對し自由且獨立の判斷で如何なる修正でも留保でも爲すことを得るものと解し、且實際に於て修正なり留保なりを遠慮なくやる。この修正留保をして有效ならしむるには、對手國の承諾を要すること勿論である。その承諾を求むるには、進んで之を求むる手續を執るのもあれば、對手國にして不承認を表せずんば當然承諾したものと看做すといふが如き宣明を上院で爲すものもある。現に一九一九年の對獨平和條約に對する米國上院の決議には、『米國の批准寄託に先だち同盟及び聯合諸國に於て前記の留保及び了解に對し異議を表せざる場合には、該諸國に於てこれ等留保及び了解を完全且決定的に受諾したるものと看做すべし』との宣明があつた(*Cong. Record, March 19, 1920, Vol. 59, p. 4915*)。米國上院の留保修正に對し對手國に於て明認若くは默認孰れにても之を爲さば論はない。けれども對手國は之を承諾せざる可らざる義務は無く、又米國上院の留保修正に拘束せらるべき義務は勿論無いから、對手國は場合に依りて

は該條約の廢棄を宣することもある。巴奈馬運河に關するヘー・ポーンスフオート條約は、斯の如くにして英國政府より廢棄を宣した。修正若くは條件附の批准は事實に於て批准拒絶と擇ぶなしといふ見地から、對手國にして之を承諾すれば、それは別種の新條約が成立したので、前調印の條約は廢棄となつたものと解する説もある(*Openheim, I, § 517, p. 674*)。實質論としては一應の理はあるが、形式から云へば、之がため敢て調印のやり直しをするといふ手續を履むのでもないから、原條約の廢棄、新條約の成立を以て論ずるには多少感なきを得ない。又批准は條約に修正若くは條件留保を加へて爲すべからざるは原則であるから、この原則より推し、米國上院に於て往々爲す所の修正留保は批准に對する修正留保に非ずして、條約の商議の一階梯に止まり、對手國に於てその修正留保に同意すれば茲に始めて條約の商議は完結し、然る上大統領はその全部に就て形式上無留保無條件にて批准を行ふものと解するのが論理一貫するやうに思はれる。尤も批准の際に於て締約國の一方が條約文中の特定の語義に對する解釋、その他本文に關する特殊の宣言を文書を以て爲し、他の一方は批准の際に之を承認し、然る上批准交換が正常手續に依りて行はるるに於ては、右添付の宣言は有效的の一宣言として本文と共に拘束力を發するべきは勿論である。

序でながら、留保附批准は、之を了解附批准即ち *Ratification with an understanding* と混同するなきを要する。了解附批准は條約の本文中の疑義ある或字句に特定の解釋を取ることの了解を明示したる批准で、條約に對する自國の態度を留保したるものとはその性質相異なるものである。

三五七六 講和條約の効力は、特に反對の規定があるのではない限り、批准書交換と共に前にも云へる如く記名調印の日に溯りて發生するのが原則である。普通の條約にありては、批准には當然溯及性があるや否や

は學說上議論があり、慣例も一でない。條約の效力の溯及性を認めたる米國大審院の二三の判決例を自己の著書中に抄録せるコロネル大學のブリッグス教授は、その脚註に於てこの問題を左の如くに披露する。

『現代の諸條約は效力發生期に關する條項を設くるのが普通である。この條項なき場合には批准書交換、若くは調印諸國全體の批准書寄託又は批准済の通告ありて始めて效力を發すと爲すのが國際法の常則となつてある (F. O. Wilcox, *The Ratification of International Conventions*, 1935 參照)。溯及主義は *Haver v. Yaker* の判決例以來米國法廷の常に墨守する所なるも、*The Harvard Research*, 1935, p. 511 の結論には、特に條約中に反對の明文ある場合は別とし、溯及の法則は今米國以外には國際法學者も……國內法廷も之を支持せず。……國際裁判所の判例にも之を徴すべきもの無しとある。(尙ほ J. Mervyn Jones, "The Retroactive Effect of the Ratification of Treaties," 20, *A.J.I.L.*, 1935, 51-55 參照)

『國際聯盟規約第十八條には「聯盟國が將來締結すべき一切の條約又は國際約定は直に之を聯盟事務局に登録し、聯盟事務局は成るべく速に之を公表すべし。右條約又は國際約定は前記の登録を了する迄其の拘束力を生ずることなくるべし。」とありて、今日五十有八を算する聯盟加入國はその拘束を受けて居る。この拘束は、條約は批准書交換若くは調印諸國全體の批准書寄託又は批准済の通告ありて始めて效力を發すとの國際法の常則より聯盟加入國を免れしむるものであらうか。本條の文言では爾く論ずべきやうなれど、聯盟はその除外を認め、第三回總會の一委員會は「本條の正確なる解釋は他日の時と經驗を俟つの外あらず」と報告した。本條の後半の意義に關しては三説ありと Jean Lambiris は紹介す (『*L'Enregistrement des Traites d'après l'Article 18 du Pacte de la Société des Nations*," 7, *R. D. I. L. C.*, 1926, 637)』。第一説は「條約は批准書交換の日より當事者を拘束すべく、登録を了せざる場合には、ただ之を國際聯盟又は常設國際司法裁判所に向つて該條約を援引すること能はざる迄のみといふにあり、この説は Anzilotti 及び Tittoni 殊に之を主張する。第二説は、批准を経たる條約とても聯盟加入國にあり

ては登録を了したる上に於てのみ拘束力を有すとの見で、*Halschek*, *Strupp*, 及び *The Harvard Research* 之を贊する。第三説は第二回聯盟總會の一委員會及び國際法學者の多數の支持するもので、即ち凡そ條約は批准書の交換ありざれば直ちに效力を發す、然れども該條約は登録を了する迄は積極的拘束力を缺き (*demeure dépourvu de force obligatoire positive*)、而して登録を了せば溯つて效力を生ずといふにある。』

(H. W. Briggs, ed. by, *The Law of Nations—Cases, Documents, and Notes*, 1938, pp. 417-8)

斯の如く批准の溯及性のことは、聯盟規約第十八條との關係に於て一迷津に逢着したる觀あるが、要するに問題は普通一般の條約に關してである。講和條約にありては、反對の規定なき限り、批准はその效力を記名調印の日に溯らしむること古來の原則、少なくとも慣例のやうである。ホールの所説に『凡そ條約は批准を俟つてのみ締約國を確定的に拘束するものたるに拘らず、講和條約にありては、それが確定條約なると豫備條約なるとを問はず、特に當該條約の上に於て效力發生期に關し別段の日を定むるに非ざる限り、調印の日より一應調印國を拘束し、敵對行動は即時之を終止せしむるを要する。別に休戰規約を締結するなくんば、講和條約は休戰規約として動くのである。』(Hall, § 199, pp. 673-4) とあるは、この慣例の上に築かれたる一定解と見るべきであらう。

三五七七 國家はその全權委員の記名調印したる條約案に對しては是非共批准を爲さざる可らざる義務あるや、將た批准を拒むの自由あるや、假に批准を爲さざる可らずとしても、それは德義的義務なるや法律的義務なるや等の問題に對しては、古來學說區々なるも、之を拒むに正當の理由あらば勿論拒み得ずといふ筈は無い。之に關してはホールの左の見解は妥當のやうに思ふ。曰く

「批准は之を拒み得るものである。之を拒み得ることは嚴格なる法律眼に照すも國家の自由に屬する。けれども、よ

批准の拒絶

しんば法律的不是にても、徳義的には漫に之を拒むべきでない。國家に批准拒絶の權あるは、單に條約案再審議の機會を政府に與へんがためではなく、萬一の不當の約定に轉らるることの不利に對し國家を擁護せんがための用意に出づ。故に拒絶は確實なる理由に基礎づけられねばならぬ。例へば全權委員に訓令超脱のことありたる場合、新條約の規定が國家の負ひ來れる義務と抵觸する場合、憲法上の要求と兩立し難き場合、急變せる事態に直面したる場合、事實に錯誤あることが發見せられ、豫めそれを確に知り居りたるならんには條約に署名する能はざりしといふが如き場合等である。……現代國家の複雑なる關係は批准拒絶を正當視せしむる事由を逐一列挙するを難からしむるが、要するに國家はその名譽と、漫然批准を拒絶することに依りて招徠すべき危険に鑑み、愼慮を以て之に處するを要す。』(ibid., § 110, pp. 384-7)

裁量まさに右の如くたるべきに相違ない。一般の條約にありても勿論であるが、殊に講和條約の議定は概して與へ且取ることの駈引の結果である。しかも正當の理由なきに批准拒絶が行はるるやうでは、對手はその危険を慮りて與ふるものも與へざることに成り、それだけ條約の議定を澁らすから、双方に取りて不利である。けれども理に於て國家が批准拒絶權を有すること(批准を要する條約の場合に)の一事は争ふの餘地が無い。而して講和條約にして批准を得ざる場合には、その講和條約はホルルの云へる如く一の休戦規約と看做され、休戦規約の失効になつたものに擬し戰鬪の再開を豫想すべきである。

因みに記す。講和條約その他の條約上に誦はるる『締約國』("High Contracting Parties")なる語は當該條約を後日批准したる國のみを指すや、又は記名はしたるも未だ批准せざる國、將た或は遂に之を批准するに至らざりし國をも含むや、の問題に觸れたる英國の最近の面白き判決例は、載せて A. K. Kuhn, "Interpretation of the term 'High Contracting Parties...'", *Amer. Jour. of Int. Law*, Vol. 35, Jan. 1941, pp. 132-5 の一短評

その場合
再開は戦鬪

『締約國』
の語義

にある。

講和條約
の違反は
之を失効
とせず
但し對手
國は之を
破棄する
を得

三五七八 講和條約は交戰當事國に依りて誠實に履行せらるべきものとの推定の下に締結されたること論なきが、締約後に於て時には違反行爲の行はるることなきを保し得ない。その場合には該條約の効力はどうなるかと云ふに、之に對しては、講和條約も他の各種條約と同様に、締約國の一方の違反行爲に由りて當然失効となるものには非すと答へる。ただ然しながら締約國の一方は、對手の違反を理由に之を破棄することは能きるのである。或は違反條項の重要なものと否とに區別を立て、特に重要な條項の違反に對してのみ他方は破棄を爲すを得と説くのもあれど、その重要と否とを判斷するのは結局破棄を爲す國で、苟も破棄せんと欲せば對手の如何なる違反行爲でも重要條項の違反と稱し、之を理由に條約を破棄し得るのであるから、隨つて右の區別は事實無意味とならざるを得ない。故に寧ろ締約國の一方に違反あらば他の一方は之を破棄するを得(勿論破棄せざるも可い)と原則的に云ふの簡單なるに若かない。尙ほ對手國の講和條約違反を理由に之を破棄せんとする場合に、相當期間内に且明確に之を破棄する所以を宣明するを要する。單に對手の違反に抗議する位では、以て該條約を破棄したことにはならない。且破棄するにしても、その全部を破棄する旨を明確に宣明するに非ざれば、違反事項以外の他の條項は依然効力を存續し、依然締約國双方を拘束するのである。

三五七九 講和條約破棄の結果は戰の再開となることあるべきを想像し得るが、その再開となれる戰は破棄の時期如何に依りて多少性質を異にする。講和條約の違反がその規定の事項を履行すべき時期の間に於て行はれ、對手國が之を理由に該條約を破棄し、而して戰の再開となつた場合には、その戰は前の戰の繼續で

破棄の結果
再開となる
ことある

ある。之に反し講和條約の規定事項の履行が全部又は大部分済んだ後相當時期を經過し、然る後に於てその規定事項中の何等かの點に就て違反することでも起り、對手國が之を理由にして該條約の失效を宣明し、それに基づいて開戦となるが如き場合には、それは前の戰の繼續ではなく、戰因は略々相均しきも戰系を相異にする新規時直しの戰である。

第四項 講和條約の効果

三五八〇 講和條約の效力發生は則ち平和の克復を意味すること論なきが、その平和克復日は國際法上に於けると國內法上に於けるとが必しも一致するとは限らない。國際法上に於ては、講和條約の效力の發生したる日が則ち平和の克復したる日であるが、國內法上に於ては、交戦各國の戰時關係の諸法令の失效手續等の異同もあり、隨つて國內法上の平和克復の期日は國際法上のそれと一致せざることもある。

三五八一 例を英國に取らば、英國にては第一次大戦末期に於て、即ち休戦に入りて間もなき十一月二十一日（一九一八年）、『現行戰終了（定義）法』（"Termination of the Present War (Definition) Act, 1918"）なるものを制定し、中に於て皇帝はその現行戰が何年何月何日を以て終了となつたといふその日を宣布するを得るものと規定した。同法律の全文左の如くである。

第一條 (一) 皇帝は樞密院の諮詢を経て現行戰の終了日を宣布することを得。一切の法律、勅令、告示、及び別段の定めなき限りは一切の契約、捺印證書、若くは其の他の證書にして苟も現行戰に關係ある事項に就ては、現行戰は該日に於て終了せしものと看做す。但し法令に依りて各省若くは其の官吏に對し交戦繼續中行使し得べき權限の賦

與せられたるものある場合に於て、皇帝が前項所定の日以前に該權限を終了せしむることを適當と認むるときは、樞密院の諮詢を経て特により早き日を定むることを得べし。

(二) 前項所定の宣布に係る日は能ふ限り平和條約批准書交換若くは寄托の期日に近き日たるべし。但し本項規定の如何に拘らず、右の日は本法律一切の關係に於て確定的のものとする。

(三) 皇帝は又樞密院の諮詢を経て英帝國と特定國との間に於ける戰の終了日を宣布することを得。

第二條 本法は之を一九一八年の現行戰終了（定義）法と稱す。

英國政府は右の法律に基き、對獨講和條約の調印ありたる日（一九一九年六月二十八日）より約一ヶ月を経たる七月三十一日、議會の協賛を経たる『講和條約法』（"Treaty of Peace Act, 1919"）を發布して講和實施に關する諸般の規程を立て、而して翌一九二〇年二月九日の勅令にて、對獨講和條約の獨逸並に英國を含む主たる同盟及聯合の三ヶ國の批准を得たる一九二〇年一月十日を以て獨逸との戰の終了したる日と爲す旨を公布し、更に同年七月二十二日及び八月十三日の勅令にて澳太利とは同年七月十六日、勃牙利とは同年八月九日をば孰れも平和克復の日と爲す旨を宣布した。故に英國の國內法の關する限り、獨逸（他の舊敵國との關係は略し）との平和克復は、講和條約の調印の日より半歳有餘を経たる後に於て國內法上正式にその實現を見たのである。

三五八二 我國にては、對獨講和條約はその調印後やはり半歳有餘を経たる大正九年一月十日を以て公布せられ、別に平和克復に伴ふ帝國國民の心得を論導し給へる詔書が同日換發せられた。その何れの日を以て平和克復と爲すかに就ては特に示命せられてないやうであるが、反對の指定あるに非ざる限り、同條約の公布の日を以てそれと爲すのも一解釋であらう。

三五八三 平和の克復は舊交戰事國間の國交及び通商の復舊を招徠し、平時各國間に行はるる權利義務は總て該當事國間に復活する。同時に、戰時に於て適法と認められたる交戦者權は最早や之を行使するを許されず、隨つて舊敵國軍隊に對する加害行爲、舊敵國領土の占領(條約履行の保障としてのそれは別とし)、その他徵發、取立金徵收、課役、敵船及び中立船の臨檢搜索及び拿捕等は悉く違法となり、平和成立の事實を知らずして誤つて之を行へば、事情の許す限り之を舊態に引戻さしめる。ホールの

『講和條約の締結に次で若くは敵對行爲終止の規定時に次で敵對行爲は、たとひ講和成立の事實を知らざるに出たにもせよ、必然的に無効である。隨つてその行爲に現に伴へる結果は、能ふ限り之を還元し、被害あらば賠償を要する。隨つて土地を占領したれば撤退すべく、船を拿捕したれば之を解放すべく、砲撃に依る加害、時間若くは商機の損亡、孰れも賠償する所あらねばならぬ。尤も講和の事實を知らずして行はれたる敵對行爲に就ては、何等刑事上の責任を伴はざることは明瞭である』(Hall, § 302, pp. 678-9)

と云へるは、學説及び慣例の共に支持する所である。

三五八四 平和克復後に於ける中立船の臨檢に關しては、曾て日清戰役終局の直後に於て、帝國軍艦八重山の英國船 The Thales に臨檢し、且在船の支那敗竄兵の引渡を要求し、ために問題を惹起したことがある。事の始末は。

明治二十八年四月七日下ノ關調印の日清講和條約は翌五月十五日に批准公布となり、兩國間に平和克復となりたるが、同條約に依り我國に割讓せられたる臺灣にては、不恭順の殘徒の尙ほ皇軍に抵抗すること戰後約半歳の久しきに及んだ。この間に於て同二十八年十月二十日、英國商船テールスは臺灣の安平港を發し廈門に向へるが、船内に同港脱出の敵將劉永福が潛に避難民中に混在することを探知せる帝國軍艦八重山は、

本船出港の際に一應臨檢したるも、之が證據乏しかつたので、その儘進航を許した。然るに艦長は所屬艦隊司令官より再度精査すべしとの命を受けたので、本船を追躡し、翌二十一日早朝廈門港口のチアペル島を距ること五哩半の沖合にて追付き、直ちに之に停船を命じ、直ちに臨檢し、劉永福の寫眞と照し合せて精査すること十時間の長きに及んだが、遂に之を見出し得ず、僅に敗竄の下士卒と認めらるる者七名を發見せしに止まつた。そこで艦長は之を即時引渡すか又は安平に回航すべき旨を命じたるも、船長は英國領事の許可なき限り應じ難しと答へた。本船は避難民救助の關係から廈門入港を急ぐ事情もあつたので、船長の領事の許可を得て翌二十二日午後二時同地點に再來すべきことの條件の下に、連絡將校二名を本船に移乗せしめて廈門へ進航せしめた。然るに約の時刻に本船は來ない。依つて八重山は二十三日朝廈門に入港し、英國領事に敗竄兵の引渡を要求したが、彼は之を拒絶した。

事實劉永福及び輩下の高級將校若干は本船にて逃亡を遂げたのである。

程なく英國政府は我が政府に對し、八重山の公海に於て英國船に臨檢し且之を留置したることは國際法違反なり、日本政府は須らく陳謝し、且適當の所に於て英國國旗に向つて陳謝の禮砲を放ち、併せて本船船主に與へたる損害を賠償すべしと要求した。爾來交渉數次に亘りたる末、英國政府は禮砲及び損害賠償の點は之を撤回し、我が政府は陳謝並に關係司令官及び艦長の處分方を承諾し、茲に事件の妥結を得たと傳へられてある。

本件に關しては、日英間の當年の交渉始末を正確に録したる文獻世に乏しく、隨つて英國政府の本件臨檢搜索の公海に於て行はれたることを不都合と爲せる論據は詳ならざるも、察するに日清間の交戦は下ノ關係

約の批准交換にて既に終局し、本件發生當時は最早や戦時に非ず、故に戦時に限りて認めらるべき交戦者權を英國船の上に行使したるは違法なり、と云ふにあつたのではあるまいか。果して然らば、この論には一理ありと肯定せざるを得まい。たとひ臺灣の事態は尙ほ不安定で、皇軍は不恭順の殘徒の掃蕩に銳意當り居つたにもせよ、彼等殘徒が交戦當事者に非ず、随つて敵國軍人を以て目するを得ざるは論を俟たない。彼等の掃蕩はかなり大規模に行はれたに相違ないが、その性質に於ては帝國の新版圖内の土匪の勦討たるもので、日清交戦中に清將たりし者は今や土匪の首魁に過ぎない。故にその便乘逃走中の英船に對し臨檢搜索を行ふことは、帝國の領水内にてならば兎に角、公海に於ては平時許されざることを行へるもので、理に於て我方に落度ありしを否み得ない。或は八重山の措置を強て辯護せんとせば自衛行爲に結付くるにあらんが、これとても論據聊か薄弱の感なきを得ない。我が政府の當年の回答には果して陳謝とありしか、又關係有司の處分方までをも果して約束したものか、原正文を一閱するの便宜が無いので確と知るを得ないが、孰れにしても之を冷靜に考へ、少なくとも遺憾の意を表する位は蓋し已むなきことなりしならんかと思はれる。

三五八五 臨檢搜索及び拿捕は前述の如く講和の成立と共に最早や一切之を行ふを得ざることになるが、既に拿捕したる船若くは貨物に對する審檢は、講和成立後と雖も引續き之を行ふを得るか。フォールシユの問題に關し左の如く説く所は稍々参考に足るものであらう。曰く。

『平和克復の上は捕獲審檢所は戦時中に拿捕したる船に關しその任務を繼續するを得ざるべきかの問題に關しては、實際上に於けると均しく理論上に於ても所説區々で、又講和條約の規定も一様でない。今學說としては、大凡之を三類に見るべきである。』

捕獲審檢
は續行す
かるを得る

フォールシ
ユの所説

『その第一は、戦時中に拿捕したる船は講和成立後と雖も捕獲審檢の目的物と爲すを妨げずの説で、ブルンチュリ (Bluntschli, *Le Droit Int. Codi.*, Art. 862)・ブルサ (Brusa, *L'Affaire du Doeluyk*, D.R.J.P., VI, p. 157)・ドナ (Diana, *Diritto Int. Pub.*, 2e ed., p. 628, et *Le Jugement du Conseil des Prises d'Italie dans l'Affaire du Doeluyk*, J. I. P. XXIV, p. 268)・フィオレ (Fiore, *Droit Int.*, IV, ch. I, § 1833)・オペンハイム (Oppenheim, *Int. Law*, 2e ed., II, § 438) の如きは之に屬す。この見解は、十九世紀の前半に於ける佛國國務院の海上捕獲に關する諸判決(例へば一八一五年十一月二十四日の判決、その他 *Pitoye* 及び *Duverdy* の引用する諸決定)、及び日本捕獲審檢所の一八九四・五年の日清戦役中の益生號に關する、又一九〇四・五年の日露戦役中の *Australia* 及び *le Montara* に關する檢定の上に於ても認められたる所で、又歐洲戦役に於ても、特に佛伊兩國にありては、捕獲審檢所は平和克復後に至るも依然審檢を續行したものである。この説に贊する者は、平和克復後は捕獲權の行使を終止せしむるも、既に拿捕せられたるものに就ては然らず、且講和條約の締結は交戦國が、その勝者たるに敗者たるを問はず、戦時中に獲取したる權利を抹殺せしむるものに非ず、若し然らずして、講和の締結と共にその未だ適法の捕獲と宣告せざる所の船は即時之を解放せざる可からざるものとすれば、中立國の義務を無視したる敵人及び中立人は、交戦の短期に止まる場合にありては、その財産を僅に一時的押收の危険の前に曝さば足る譯である」と論ずる。

『第二説は、捕獲審檢所は戦時中に拿捕したる船に對する管轄權を平和の克復と共に喪失するものと云ふので、殊にボエック (De Boeck, *De la Propriété privée ennemi*, p. 273)・リヴィエ (Rivier, *Programme d'un Cours de Droit des Gens*, II, p. 347) はこの説を持つ。又講和條約に於てこのことを規定せるものも少なからずある。例へば一八〇〇年九月三十日の佛米條約、佛奧間の一八五九年十一月十日のツーツヒ條約第三條、一八六四年十月三十日の奥丁普の三國間の維納條約第十三條、

一八七一年五月十日の佛獨間のフランクフルト條約第十三條、一九一三年十一月一日(十四日)の希土間のアテネ條約第九條、一九一八年三月三日の獨露間のブレスト・リトヴスク條約第二十九條は、孰れも大要講和成立前に捕獲審檢所にて没收の檢定を下すに至らざりし船及び貨物は現品又は代價に於て之を還附すべきことを規定した。何れの日を以て講和成立とすべきかに就ては一定の規定なく、隨つて例へば講和豫備條約の批准交換の日よりして捕獲審檢所はその管轄權を失ふと爲す所のフランクフルト條約の如きもあり、將た講和條約の批准交換又は同條約の調印の日より之を起算することアテネ條約及びブレスト・リトヴスク條約の如きもある。歐洲戰役終結の平和條約には、この類の規定が一も無い。又審檢權の喪失に就ても、例へばベルルの如きは、講和の成立に審檢手續を終止せしめ、新審檢を爲し能はざると均しく、懸案の審檢をも中止せしむと一般的に説くが、ボエックは講和前の第一審に於ける没收の檢定に對し第二審への抗告は講和後とも妨げられずと説く。伊太利の一八六六年六月二十日の布令では、捕獲審檢は交戰の繼續中のみ限り效力あるものとしてある。審檢の講和と共に終止するものと爲す論據としては、審檢所は戰時の施設であるから、平和の常態に復したる上は最早や存續の理由なし、要するに捕獲の檢定は一の敵對行爲を意味するが、敵對行爲の終結が平和克復後に至りて行はるるといふは條理の容れざる所といふにある。

『第三説は折衷説で、之に關しては曾て一八九六年、伊太利のアビシニアとの交戰の折、戰時禁制品輸送の理由にて伊艦の拿捕したる中立の和蘭船 *La Doelink* に就て問題となつたことがある。之に關し伊國捕獲審檢所は、平和克復後に於て本件捕獲の適法如何を審檢するは妨げなきも、檢定は最早や下すを得ざるものと決定した。意は、交戰國の權利行使が果して適法でありしやを審檢するには被拿捕船の行爲を判定するの要あるが、交戰の終止と共に交戰國の權利行使も終止となるから、没收の檢定は最早や之を下すの要なしといふにある。伊國審檢所のこの決定は大に批評を招いた所で、殊に没收は懲罰の性質を有し、而して懲罰は、その犯行にして平和克復前に成就したものならば、平和克復後に於ても之を課するに妨げざる理である、と論ずる者もある(*Openheim, II, § 436*)。

『以上三説中、事實最も一般的に贊成を得るものと思はるるは第一説である。一八五九年のツリーク條約には、捕獲審檢所が未檢定の敵船の還附を命ずるは「一般に認めらるる法權の例外的除去」に屬すと明記してある。近代の二大役たる日露戰役及び歐洲戰役に於ても、交戰國に捕獲審檢所の管轄權が講和の成立に依りて喪失することを容認しなかつた。

『その當否の孰れにあるにもせよ、左の一事に就ては疑惑を容るるの餘地が無い。即ち交戰國は講和成立後、審檢所にて未だ檢定を下さざる拿捕物件を、或は没收の檢定を下したるそれをすら、恩惠的に解放するに妨げなきことである。乃ちナポレオン三世は「戰禍を減少する」の意から一八六五年三月廿九日の命令を以て、その既に拿捕し且沒收と確定的に檢定したる墨西哥の商船及び載貨を解放した。同様に一九〇五年十一月、日本皇帝はその海軍がポーツマス條約の調印後、但しその批准交換前に、拿捕したる中立船を無條件にて悉く解放した。』

(*Fauchille, Traité, II, § 144, pp. 580-582*)

右の結論にあるが如く、今日一般の慣例では、既に拿捕したる船又は貨物に對する審檢は、講和成立後もありても、特に反對の規定が當該講和條約の上にあるに非ざる限り、その進行を妨げられずとしてある。日露戰役の末期に際し、我が政府も閣議に於て『(一)平和克復の當時現に各捕獲審檢所に繫屬中の捕獲事件は其の審檢進行の程度如何を問はず總て之を繼續審檢せしむること、換言すれば、高等捕獲審檢所及び各捕獲審檢所は平和克復後に於ても繫屬事件の終結する迄は現状の儘之を存續すること。(二)平和克復の當時既に拿捕手續を終りたるも未だ引致中に在る船舶は之を捕獲審檢所の審檢に附し其の檢定を終らしむること。』と決定し(明治三十八年九月十九日)、之に依り懸案の捕獲事件を措辨した。

三五八六 尤も講和成立後は捕獲の審檢をも終止することを特に講和條約に於て規定するものもある(例へば第一次大戰末期の一九一八年三月三日のブレスト・リトヴスク條約、同月七日の獨逸と芬蘭及び同年五月

從來の慣例で之を續行肯定

日露戰役に於ける帝國政府の方針

第一次大戰中の例

七日の獨逸と羅馬尼の各條約の如き。けれども對獨、對澳、對匈等の各平和條約にはその規定が無い。その無い限りは、捕獲審檢は講和成立後に於ても依然行ふに妨げずと説くのが多數學者の見解である。事實第一次大戦中に拿捕せられたる拿捕物件にして講和成立後に於て審檢を了へたものは少なからずあつた。白耳義にては捕獲審檢所の正式に出來たのは漸く休戦直前の一九一八年八月で、戦時中に拿捕したる船及び載貨の審檢も多くは同年十月より十二月の間に行はれ、甚しきは、その或ものは一九二四年、即ち平和克復後實に五年を経て漸く檢定を下したもののすらあつたと聞く(Garnet, *Prize Law*, § 141, p. 206)。

平和克復
後拿捕物
の没收の
當否

三五八七 講和成立後捕獲審檢は繼續して行ふを得るものとし、審檢の結果として拿捕物件の没收は之を行ひ得るか。前掲のフォーシユの所説行中にも援引してある伊國の一八九六年のアビシニア役に於ける蘭船ドエルワイク(ア國仕向の武器を積み佛領の一港に向け航行中伊艦に拿捕せられたるもの)に關し伊國捕獲審檢所は、同船及び載貨の捕獲は適法なるも、講和成立後のことであるから没收は最早や適法ならずと爲し、船及び載貨共に之を解放した。之を評せるオッペンハイムに

『予は本件は没收と檢定すべかりしものと信ずる。日露戦役に於ても、講和後の一九〇五年十一月及び一九〇六年二月、日本捕獲審檢所は講和直前の拿捕に係る *Australia* 及び *The Montara* なる米國船二隻を没收した。これは當年の我が高等捕獲審檢所に於て『捕獲審檢所が平和克復後に於て捕獲事件の審檢を爲し没收の檢定を爲し得べきことは國際法上先例の認むる所にして、當高等捕獲審檢所は之を以て事理に適せるものと認む』との理由に於て行つたものである。『日露戦役捕獲審檢誌』第三一三頁参照。船及び載貨の没收は懲罰の性質を有するものであるから、その犯行にして講和前に係る限りは、講和後とも之に懲罰を課するに妨げあるまい。勿論交戦國が寛容の方針を執り、捕獲審檢所をして講和後は中立船の没收を宣告せしめざることとするは一向差支なき所である。歐洲戦役は、少

なくも英國の關する限り、右の見解を肯定せしめた。即ち休戦中に獨逸に向け禁制品を滿載して航海中一九一九年三月に拿捕せられたる諸威船 *Rannweig* に對し、對獨講和條約の效力發生後の翌一九二〇年三月、英國捕獲審檢所に於て没收の檢定を下したのはそれである。』(Oppenheim, II, § 436, pp. 631-2)

とある。想ふに既に講和成立後に於ても懸案の捕獲審檢を續行するを得るものとせば、當然その審檢の結果に就て判決を下すを得る理であり、而してその判決は没收以外のそれに限るべしと爲すべき理由は考へられぬから、隨つて當然没收を爲し得るものと見るのが妥當であらう。尤もオッペンハイムの云へる如く、交戦國が講和成立後特に没收を爲さぬことにするのは更に妨げなきが、そは一に政策上の問題で、敢て法律上違法といふ見地からの意味ではない。

三五八八 戦時中收容したる敵國の俘虜は、講和の成立と共に能ふ限り速に之を本國に歸還せしめる(陸戦法規慣例規則第二十條、ヴェルサイユ對獨平和條約第二百十四條、俘虜待遇條約第七十五條)。犯行ありて取調中の俘虜は勿論、處罰中の者とても講和の成立と共に之を解放歸還せしむるのが近代の例である。尤も特定期日以後の犯罪にして現に受罰中のものはこの限りでない(ヴェルサイユ平和條約第二百十八條、俘虜待遇條約第七十五條第二項)。

三五八九 次には、講和の成立は交戦關係の諸權利を一切清算するものであるから、舊交戦國は交戦法規違反、戦律犯、その他戦時特有の犯罪に對する處罰は最早や之を課するを得ない。隨つて現に拿捕中の者は、平和克復と共に之を解放せねばならぬのである。尤も講和條約に特別の規定あるものは別で、例へばヴェルサイユ平和條約第二百二十八條第一項に『獨逸國政府ハ戦争ノ法規慣例ニ違反スル行爲アリトシテ訴追セラ

戦時特有
の犯罪の
處罰權は
消滅

俘虜の
解放

ルル者ヲ軍事裁判所ニ出廷セシムル同盟及聯合國ノ權利ヲ承認ス。上記ノ者有罪ト決シタルトキハ之ヲ法定ムル刑罰ニ處スベシ。本規定ハ獨逸國又ハ其ノ同盟國ノ裁判所ニ於ケル訴訟手續又ハ公訴ノ爲其ノ適用ヲ妨ゲラルルコトナシ。』とあるが如きはそれである。且講和成立後に於ける處罰の解除は舊敵國に對する關係に於てのこと、國內關係にありては別である。随つて交戰國政府は自國民の戰時中に於ける叛逆、脱走、その他の非違行爲をば、講和後に於ても之を法に問ふこと勿論妨げない。但しこれとても講和條約に於て別段の規定を設くれば例外扱となる。

三五九〇 戰時中に受けたる損害に對する賠償に關しては、往昔にありては特別の規定なき限り講和後之を要求するを得ざるものとしてあつたが、第二回海牙平和會議議定の陸戦法規慣例條約は第三條として『前記規則〔陸戦法規慣例規則〕ノ條項ニ違反シタル交戰當事者ハ損害アルトキハ之ガ賠償ノ責ヲ負フモノトス。交戰當事者ハ其ノ軍隊ヲ組成スル人員ノ一切ノ行爲ニ付責任ヲ負フ。』の規定を設けた。この規定は特に交戰中に非ずんばその責任を問ふを得ざるものとは讀めず、講和後にも之を問ふを得るものと解すべきである。随つて右の新規定あるに至つて以來、賠償の責任は講和後に於ても解除せられざるものである。

三五九一 戰時中の敵軍占領地は、講和條約の效力發生と共に、謂ゆる原狀回復權に依り戰前の法的地位に復歸する。原狀回復權の歐語 *postliminium* は往昔の羅馬法に於ける一觀念で、その語義は *Post* (後) と *limen* (境) に出で、即ち一たび境を出でたものが再び境に入るを意味する。昔は羅馬人にして無條約國に行き奴隸となつた者も、羅馬に歸還すれば以前通りの羅馬市民となり、以前有したる諸權利を再び取得し、又無條約國に入つて取揚げられ、羅馬の法律の保護を喪つた羅馬人の財産も、羅馬に歸來すれば再び以前の

損害賠償の責任は講和後も繼續する

占領地の復歸に對する法的地位は戰前と同じ

持主の有に歸すとした。この觀念が基となり、戰時敵の權内に陥りたる領土、人、及び財産は戰後又は戰時中にありても、敵の權内より離れたる時その舊主の手に復歸するといふ一主義が生れた。これが謂ゆる戰後原狀回復權である。而してこの主義の最も多く適用を見るのは占領地關係に於てである。

占領地及びその住民は、既に詳説したる如く、敵軍の占領に依りて敵國の主權の下に移つた譯ではなく、占領が割讓に改まらざる限り、依然として本國の主權の下に立つものである。而して講和成立以前にありても、占領軍にして任意にその占領を撤去し、又は住民の反抗、本國軍の勢力盛返し等にて占領地より撤退するに至らば、占領前の狀態がその儘復活し、一時停止せられたる本國の主權は再び發動する。これは原狀回復の顯著なる一例であるが、講和成立の結果として占領軍が撤退するに至れる場合に於ても亦同然である。原狀回復といふも、占領軍が占領中に行へる適法の行爲は占領終了後に取消さるる譯ではなく、依然その效力を有する。けれども反對に、占領軍の行へる違法行爲は現狀回復に依りて當然失効となるのである。

原狀回復は占領地が直接本國の主權に復歸したる場合に於て之を見るもので、随つて占領地が征服なり割讓なりによりて一旦戰勝者の領地となり、然る後何等か事態推移の結果で更に原領土國に復歸するに至るが如き場合には、別言すれば一度その間に空位 (*interregnum*) が生じたる上は、その復歸に依りて原占領前の現狀が回復せらるるのではなく、總て新事態の下に新取扱となるのである。

三五九二 右の原狀回復とは反對に、講和條約成立の際に於ける現事態にして、特に反對の規定あるに非ざる限りは、その成立に依りて何等影響を受けないものもある。この原則を支配するものを現保有主義——*Principle of Ut possidetis (as you possess)*——と稱する。即ち例へば戰時中に鹵獲したる武器彈藥その他

現保有主義に依る主權の保持

舊敵國の國有動産は鹵獲國の有に移るが如きがそれである。押收の不動産の果實も亦同様である。然しながら後日の紛議を避くるためには、特に明文を以て當該物件の歸屬を規定するに若くはなく、又それが近代の殆ど例外なき慣例となつてある。

三五九三 戦前の諸條約は如何なる種類と程度に於て平和克復と共に復活するかは古來議論のある問題であるが、これは開戦の諸條約に及ぼす影響を説ける所から推論するを得ること、即ち一言にして云へば、開戦に依りて效力の一時停止となれる種類の條約はその儘復活すべく、失效となつたものは新に作り直すのである。一九一九年のヴェルサイユ對獨平和條約に於ても、講和と共に復活すべき條約の種類が第二百八十二條に列記してある。詳細は本講第一卷の第五五三節以下を参照ありたい。

第五項 賠償及び領土割讓

第一目 賠償

三五九四 戦勝國が講和談判に於て戦敗國に向つて賠償金を要求するを得ることは、古來慣例の認むる所であり、又之を非とする學說あるを聞かない。勿論戦勝國にしても、或は戦敗國に對する將來の外交關係を顧念し、將た戦敗國の疲弊困憊を慮り、寛裕の態度を以て之に臨むことの利益又は必要から、敢て賠償金を要求せざる例も古來多々ある。けれども、これは政策上の斟酌に屬し、之を要求せんとすれば要求し得るの權利は夙に認められてある。但し賠償金は軍費その他兵變に依りて蒙れる損害の賠償を目的とすべく、膺懲的

戦前の諸條約の復活問題

賠償を要求する場合は如何なる場合とせざるべき

近代の講和條約に於ける賠償の例

誅求の性質のものたる可らずといふ點に於ては、慣例も學說も一致する。

三五九五 遠き往昔のことは措き、十九世紀以降の過ぐる一百有餘年間に於て、賠償金賦課の例としては先づ一八一五年十一月二十日巴里調印の英、奥、普、露と佛國との講和條約を擧ぐべきである。この條約に於て該同盟四國は戦敗の佛國に對し七億フラン（英國側の換算では二千七百七十三萬有餘磅）の賠償金を課し（第四條）、之を十五回に互る分賦とし、向ふ五年間毎四月に均等の額（四千六百有餘萬フラン宛）を支拂はしむることとした。その支拂の方法、保障、その他の細目は同日調印の附屬議定書に詳記してある。

次の例は一八二九年九月十四日アドリアノーブル調印の露土講和條約である。この條約に於て土耳其は、露國臣民の蒙れる損害に對する賠償一百五十萬和蘭デユカツツ（英貨換算七十三萬七千有餘磅）の外に軍費賠償として一千萬デユカツツ（四百九十有餘萬磅）を露國に支拂ふことになつた。（尤も右の軍費賠償額は、翌一八三〇年四月二十五日の露都條約にて八百萬デユカツツに、次では更に六百萬デユカツツに減額せられた）。その支拂方法は、當初は毎年一百萬デユカツツ宛支拂の八ヶ年分賦であつたが、前記の減額に伴ひ分賦の割合も一八三四年一月二十九日の露都條約及び一八三六年の君府條約にて遞次變更された。尙ほ土耳其の賠償支拂義務期間、露軍はシリストリアを占領すべく、但し土國政府にして歐洲の信用ある銀行と協定し、満足すべき支拂保障を爲すならば、露軍の占領期間は之を短縮すべしとなつてあつた。

第三の例は一八四九年八月六日ミラン調印の奥太利とサルヂニアの講和條約である。この條約に依れば、サルヂニアは奥太利に對し軍費の外に奥國の政府、臣民、市町村、並にモデナ及びパルマ大公の受けたる損害の賠償として七千五百萬フラン（英貨二百九十七萬有餘磅）を支拂ふべく、その支拂期は本條約調印後の翌

月末に一千五百萬フラン、餘は同年十二月末を初めとし二ヶ月毎に五分の利子を附し、六回に互りて完済すべきこととあつた。

第四は一八六〇年四月二十六日テツアン（チブラタルの對岸の Tetuan）調印の西班牙とモロッコの講和條約で、之に依りモロッコは西班牙に軍費賠償として二千萬ピアストルを四回に分つて支拂ふこと、その完済までは西班牙軍隊はテツアンその他の地方に引續き駐屯するの權を有した。

第五は一八六〇年（咸豐十年）北京調印の英清講和條約である。この事件の始末は既に述べたが（第三卷第一九〇〇節）、清國政府は右の北京條約に於て英國に對し軍費賠償として六百萬兩、在廣東英國商民の受けたる損害の賠償として二百萬兩、合計八百萬兩（約一百二十萬磅）を支拂ふべきこととなつた。その支拂の時期方法等は同條約第三條に詳記してあるから今略する。尙ほ英國は右賠償完済まで自國軍隊を支那の特定地方に駐屯せしむるの權を清國政府をして認めしめた（同第九條）。

第六は一八六二年六月五日西貢調印の佛蘭西及び西班牙と安南との講和條約で、安南は佛西兩國に對し軍費賠償として四百萬弗（約四十萬磅）を十ヶ年の分賦にて支拂ふこととなつた。

第七は一八六四年四月十日ミラマル調印の佛國と墨西哥との條約で、墨西哥は佛國人の損害に對する賠償の外（その金額は兩國混成委員會に於て決定する）、佛國の墨西哥遠征軍の軍費として二千七百萬フランを支拂ふべく、その完済までは佛國軍隊は墨國領土に引續き駐屯し、その駐屯費は兵一人に付一ヶ年一千フランの割合にて墨國政府より之を佛國政府に支拂ふとしてある。

第八は幕末に際し英佛米蘭の四國艦隊と長州藩との戦鬪の結尾たる一八六四年（元治元年）十月二十二日の

横濱調印の善後協定である。この協定に依り幕府は四國側の軍費その他一切の損害賠償として三百萬兩（約三十萬磅）の支拂を四期に互りて爲すべく餘儀なくせられた。尤も四國政府は「金錢の受領は敢てその目的とする所に非ず。」と稱し、償金支拂に代ゆるに下ノ關又は内海に於ける適當地の開港を以てするも可なりと云ひ、交渉の末に結局江戸、新潟、及び夷港の開港を以て償金に代ゆるに至つたものである。

第九は一八六六年八月二十三日ブラグ調印の普魯講和條約である。即ち奧太利は普魯西の軍費の一部として四千萬普テラー（約六百萬磅）を普國政府に支拂ふことになり（尤もこの金額中より一八六四年の維納條約に依り普が奧に對して負ふ一千五百萬テラー、及び平和克復の日までの普軍の奧國領土内駐屯費五百萬テラーを控除し）、右の賠償金はその一半を同條約批准の際に、餘の一半を爾後三週間後に、何れも支拂ふべき規定であつた。

第十乃至第十四としては、孰れも一八六六年の普奧の役に奧太利側に加擔したる獨逸聯邦中のウエルテムベルク、バーデン、バイエルン、ヘッセ、ダルムスタット及びザクセンに對し普魯西の課した賠償金を擧ぐべきで、多きは三千萬フロリン（バイエルン）、少なきは三百萬フロリン（ヘッセ）の差等があつた。

第十五は一八七一年五月十四日のフランクフルト調印の普佛講和條約に依る五十億フランの軍費賠償である。（その支拂期は四回に別ち、第一期は佛國の新政府が巴里に完全に成立した後三十日以内に五億フラン、第二期は一八七一年末までに十億フラン、第三期は一八七二年五月一日に五億フラン、第四期はヴェルサイユ條約の批准後三ヶ年以内に即ち一八七四年三月二日までに餘の三十億フラン）。この賠償はその巨額なること空前で（絶後ではない）、ビスマルクは之に依り佛國の再擡頭に止めを刺す積りであつたが、佛國政府は

豫定よりも早く易々と之を完済し、期年にして國力を回復し得たる始末は史に詳である。

第十六は一八七八年三月三日サン ステファノにての假調印、翌七九年二月八日君府本調印の露土講和條約で、前者は次での同年の柏林會議で大部分覆へされ、後者に於て漸く確定となつたものである。この本條約に於て軍費の賠償額を八億〇二百五十萬フラン（約三千二百萬磅）とし、露國の臣民及び利權の損害賠償は二千六百七十五萬フラン以内として追て混成委員にて確定すべく、外に双方の俘虜收容費も特別委員會に於て査定し、これ等を精算したる上その差額を土耳其政府より七ヶ年間に互り二十一回に均等に分割して露國に支拂ふといふのであつた。その後露國の臣民及び利權の損害賠償額に係る混成委員會の決定に關し露土兩國間に紛議が起り、結局一九一〇年八月四日（二十二日）調印の仲裁契約に依り、兩國政府は該紛争事件を海牙常設仲裁裁判所に裁定を求めて之を解決せしめた。

第十七は明治二十八年の下ノ關係條約である。即ち清國は軍事賠償として庫平銀二億兩を八回に分つて我國に支拂ふことにし（同條約第四條）、次で清國の一旦割讓したる遼東半島を我國より還附する報酬として更に庫平銀三千萬兩を支拂ふことになつた（同年十一月六日北京調印の奉天半島還附條約第十二條）。その始末は今叙するを須みない。

第十八は一八九七年十二月四日調印の希土講和條約である。土耳其は初め講和會議に於て軍費として二億三千萬フラン（約九百萬磅）を要求したが、英佛外四國政府は之を以て實際の軍費を遙に超過し、且希臘の支拂能力以上であると爲して之に干渉し、六國政府の任命せる特別委員會にて之を一億フラン（約四百萬磅）と査定し、結局之を以て土耳其政府を應諾せしめた。外に希臘軍隊のために受けたる土耳其臣民の損害の賠償

として十萬土磅（約九萬英磅）の追加支拂義務額がある。

以上大小の交戦以降に於ける著名の戦役と云へば、一八九八年の米西、一九〇二年の南阿、明治三十七八年の日露、及び一九二一・三年の巴爾幹の四戦役であるが、米西、南阿の兩戦役の講和に於ては賠償金なく（殊に後者は講和といふよりも征服であつた）、日露戦役に於ても俘虜收容費の精算以外に軍費賠償のことなかりしは世人周知の通りである。巴爾幹戦役にありても、領土の割讓及び再割讓はありしも、且そのありしがため、賠償金支拂のことは關係諸條約の上に一も規定さるる所なかつた。

三五九六 最後に記すべきは第一次大戦に於ける獨逸の賠償義務である。

ヴェルサイユ和平條約中の他の條項のことには今觸れず、同條約第八編所定の賠償の件に關しては、その後日決定したる金額の頗る尨大なる、支拂方法その他所規事項の極めて複雑なる、共に史上未曾有のものでありしのみならず、その果して所定の履行を期待し得べきや否やに就ては同條約成立後數年の久しき、前途暗澹として殆ど見當つかず、歐洲の平和を脅威する所の最大難件として不安の種となり、僅に爾後成立のドウス案、次ではヤング案に依り、辛うして辻褃を合せ得たものである。

三五九七 賠償問題は對獨平和條約に於て、別つて（一）賠償の責任、（二）賠償の種目、（三）賠償の總額、

（四）賠償の方法、（五）債務不履行の場合に處する方法、（六）賠償額の處分方法、（七）賠償委員會の組織及び權能、以上の七段としてある。今之が概要を説明せんに。

（一）賠償の責任 今次の戦争は、同盟及び聯合國側の所見に依れば、獨逸及び其の同盟國の攻撃に基けるもので、吾等は已むなく之に應戦した迄である、隨つて同盟及び聯合國の政府及び人民の蒙りたる一切の損

第一次大戦の賠償問題

對獨平和條約の規定事項

賠償の責任

害は、獨逸及び其の同盟國に於て之を賠償すべき責任あり、とのことで、第二百三十一條に於てこの意を明かにした。尤も賠償のことは獨逸及びその同盟國の連帶責任であるが、對獨平和條件たる本編に於ては、特に獨逸のみを對手としてその賠償の責あることを規定し、獨逸とその同盟國との間に於ける賠償金額割當方に關しては本條約に規定してない。

(二)賠償の種目 同盟及び聯合國政府は、獨逸の資源が戦争の結果同盟及び聯合國の蒙りたる一切の損害に對し完全なる賠償を爲すに充分ならずと認め、獨逸の賠償義務を交戦期間中獨逸及びその同盟國の陸上、海上、及び空中よりの攻撃に因り同盟及び聯合國の普通人民並にその財産に對し加へられたる一切の損害に限ることとし、その種目十ヶ條を本編第一款第一附屬書に列擧した。

(三)賠償の總額 獨逸の賠償の責任を負担すべき總額は、前述の賠償種目の範圍内に於て聯合側各國の要求する損害額を後段述ぶる所の賠償委員會に於て審査し、獨逸政府にその意見陳述の公平なる機會を與へたる上にて一九二一年(大正十年)五月一日以前に之を確定し、之を獨逸政府に通告することとした。

初め巴里講和會議に於ては、賠償問題を最重要の案件の一と爲し、特に損害補償委員會を設けて獨逸の賠償の能力、時期、方法等の調査に着手せしめた。同委員會に於ては米國委員は敵國と談判を開始する方り計數の無い要求を提出して之と交渉するも妙ならずと論じ、各國要求額の提出方を主張したが、佛國委員はその調査の困難、評價方法の不充分を理由として之に反對した。佛國の反對の眞理由として當時傳へられた所では、佛國はその計數を如何に大にするも到底國民を満足せしむるに足らず、又如何に小にするも亦以て聯合國の同意を得る能はざるので、寧ろ講和條約に於ては單に損害の種額及び評價方法のみを掲記して之を

賠償の種目

賠償の總額

敵國に承認せしめ、その金額は損害調査の上にて之を確定するに若かずといふのにあつた。この問題は双方固く執つて動かかなかつたので、遂に最高會議に移された。而して同會議に於ては結局佛國説が勝を制し、即ち講和條件には計數を擧げないで、敵國をして賠償せしむべき損害の種目のみを掲げることとした。然るにその種額を定むることに就ても議論百出し、英佛兩國はその範圍を極めて廣くし、戦費の賠償をも要求すべしと熱烈に主張した。抑も各國の戦費なるものは幾何の額に上れるか、精細の額は到底知り難かりしも、我が政府筋の當年の調査では概要左の如しとあつた。

英 國	七二、八六八、七七六、〇〇〇圓
佛 國	六〇、九一八、六〇九、〇〇〇
露 國	五五、八二九、六五二、〇〇〇
米 國	四五、九二一、四一八、〇〇〇
伊 國	一七、〇六四、五七九、〇〇〇
濠 洲	二、九二八、九〇〇、〇〇〇
加 奈 陀	二、九二七、七五七、〇〇〇
白 馬 尼 國	一、九五二、一〇五、〇〇〇
羅 馬 尼 本	一、八五四、五〇〇、〇〇〇
日 本	一、三三二、九〇七、〇〇〇
塞耳比及び黑山國	一、二六八、八〇八、〇〇〇
南 阿 聯 邦	四八八、一五〇、〇〇〇
聯合國合計	二六六、〇四八、四四六、〇〇〇

第一款 講和條約に依る戦戦

因みに記す。獨逸及び其の同盟國側に於ける戰費としては之を左の如くに計算したのがある (Le Bon, Mail 英譯 The World in Revolt, p. 133 參照)

獨逸	八、一二〇、〇〇〇、〇〇〇磅
奧太利	四、三六八、〇〇〇、〇〇〇
土耳其	六二四、〇〇〇、〇〇〇
勃利	
合計	一三、一〇四、〇〇〇、〇〇〇

即ち同盟及び聯合國側の戰費のみに於ても、その額は二千六百六十億圓以上である。之に佛白兩國の被占領地の蒙れる損害、獨艦に擊沈されたる喪失船の價格等を加算すれば、この上如何なる巨額に上るべきか測り知れない。獨逸如何に生産力に富むとするも、到底斯かる巨額の賠償に應じ切れないことは明瞭である。この見地よりして米國は、賠償範圍を餘りに廣汎ならしむることに反對を唱へた。そこで賠償種目のことも亦最高會議に於て互讓し、結局國家の損害は恩給補給費を除く外、戰費を一切削除し、専ら聯合國の人民の蒙りたる所の直接の損害に限ることに定まつた。即ち最高會議に於ては、損害の計數を明示せずして、損害の種目のみを掲げて之を獨逸に要求すべしとの佛國説は形式上勝を到し、しかも同時に、戰費を損害種目より削除し、且要償種目中國家の損害の部類に大削除を加へしめたる點に於て、米國説は實質上勝を占めた譯である。

(四)賠償の方法 賠償の總額が決定したる上は、獨逸は右期日即ち一九二一年(大正十年)五月以降三十年以内に、賠償委員會の定むる時期及び方法に依り之を支拂はねばならぬ。この支拂方法は、現物に依るもの

賠償の方法

と債券發行に依るものとの二種に大別する。現物支拂に依るものは、獨逸領土の内外に在る動産、不動産、貨物、營業、權利若くは利權、船、債券、株券その他各種の有價證券、内外通貨等を以てするを本則とし、債券發行に依るものは、獨逸の賠償債務の擔保として獨逸をして債券を發行せしめ、之が償却に依りて逐次賠償の義務を履行せしむるの規定である。

(五)獨逸の債務不履行の場合に處する方法 賠償委員會は、獨逸が一九二一年五月一日以後三十ヶ年の期間内にその債務全部を辨済すべき時期及び方法を定むる支拂一覽表を調製する。而して獨逸が右期間内に債務を辨済せざる場合には、その未拂額は賠償委員會の裁量に依り決濟を後年に延期し、又は同盟及び聯合國政府が本編所定の手續に従つて決定すべき方法に依り之を處理することが能きる。獨逸が故意に履行を怠る場合には、同盟及び聯合國は經濟金融上の禁止及び報復、その他關係國に於て必要と認むる措置を執るものとし、而して獨逸は之を戰爭行爲と看做すべからずとしてある。

(六)賠償額の處分方法 獨逸の賠償支拂並に各割賦金は、同盟及び聯合國に於て一般的衡平及び各國政府の權利を基礎として定めたる割合に應じ、之を同盟及び聯合國政府間に分配する。

(七)賠償委員會の組織及び權能 賠償に關する各國の對獨要求の審査決定、擔保物件の受託、賠償支拂金の受領その他の任務に従事せしむるため、本條約に依り國際委員會を設け、之を賠償委員會と稱する。賠償委員會は米、英、佛、伊、白、日、セルブ・クロアト・スロヴァキアの七ヶ國より各委員一名、副委員一名を出して之を組織する。副委員は委員の缺席の場合に於て之に代はるべく、その他の場合に於ては單に會議に出席するの權を有するに止まり、議事に參與するを得ない。右の七ヶ國中、米英佛伊の四國委員は一切

義務不履行の場合に處する方法

賠償額の處分方法

賠償委員會の組織及び權能

の場合に、その他の委員は特別の事項に付委員会の議事に參與し、表決を爲すの権利を有する。但し委員会の議事に參與し且表決の數に加はるの権利を有するものは、如何なる場合に於ても五ヶ國を越ゆることなしとあるから、他の三國委員はその中の或一國委員が出席すれば、餘の二國委員は出席が能きぬことになる。我が日本委員は海上損害問題及び日本に利害關係ある例へば青島に於ける獨逸の公共又は特許事業の権利の處分に因り發生したる問題の議事の場合にのみ參加し得るので、これは本戦役に關係せる度合の深淺に由るとあるから已むを得ない。獨逸は本委員会に出席して意見を陳述するを得るも、その決定に參與するを許されない。獨逸の同盟國も、その利益に關する場合に限り獨逸と同様に取扱はれる。

本委員会の常設事務局本部は之を巴里に置き、本條約實施後成るべく速に巴里に於て第一回會議を開くこととしてある。

又本委員会は、本編の規定せる全般の賠償問題の管掌及び處理上廣汎なる権限を有し、且本編規定の疑義に關する解釋権を有する。その他本編の規定以外に於て賠償委員會の關與すべき権限は頗る廣汎に互り、特にその重要なものは、載せて第二百五十條、第二百五十四條、及び第二百五十六條にある。

以上が對獨平和條約所定の賠償事項の要領である。

三五九八 賠償委員會は、その後佛國の政變のために少しく遅れ、一九二〇年一月末に初めて巴里にて開かれた。けれども賠償總額や賠償金分配方法の如き重大且複雑せる問題は國際政治の高等政策に屬するもので、到底財政専門家の技術的會議では手に負へない。是に於てか同二〇年四月末、伊太利のサン・レモで開催の最高會議に於て、他の重要問題と共に之を審議することになつた。同會議に於て英國首相ロイド・ジョ

ルチは、賠償問題に就て何等讓歩を爲すべからざるは勿論であるが、同時に獨逸を助けてその信用を回復させ、工業原料を獲せしめてその産業を再興せしむるに非ずんば以て賠償義務を履行せしむる能はざることを力説し、獨逸代表者を招致して腹藏なき意見を聴取せんこと、且佛國側に於て獨逸の條約不履行を口實として獨逸領土の獲得を計るが如き意思なきことを獨逸に向つて宣明せんことの希望を述べ、伊國首相ニッチも共に交々佛國首相ミルランに向つて獨逸に對し一層互讓の方針を執らんことを勸告した。ミルランは、獨逸に對し斯く讓歩に讓歩を重ねんには、佛國は結局その権利の全部を失ふべしとて之に反對した。英國が獨逸に對しこの頃よりして比較的寛大の態度に出でんとし、而して佛國が依然峻嚴の態度を持って渝らざること、當時漸く鮮明となつた。而してこの双方の態度は、爾後暫くは變じなかつた。

されど佛國首相は右の如く英國の意見に一應反對したけれども、結局幾分折れて之に同意を表したので、英佛兩國にて作成したる對獨共同通告案を基礎として討議し、伊白日三國代表者の意見を斟酌して字句に多少の修正を加へ、大要「獨逸は賠償に關する債務を確定し或はその金額査定を爲すため、何等條約議定書に規定せられたるが如き措置を講ぜず、將た獨逸はその債務期間の滿了に際し如何に之を辨濟すべきかに關しても、何等考慮を加へ居らざるやうである。聯合國は獨逸政府の窮況を知らぬではない。隨つて必しも字句通りに條約を解釋せんことを強ゆるものではない。けれども聯合國は際限なしにヴェルサイエ條約の違反行爲を許容することは能きない。條約は必ず之を履行し、之を以て常に獨逸と聯合國との關係の基礎たらしめねばならぬ。且條約の實施を確保する効果を有すべき凡ゆる手段を講じ、必要の場合にはこの上獨逸の領土を占領するの舉にさへ出づべき決心なることを宣言するに一致した。他方に於て獨逸の領土の如何な

る部分をも併合するの意向を有せざることを宣言する。』といふ對獨通告案を決定した。けれども、その以上賠償問題に關し格別歩を進むる所なかつた。さりながら兎に角獨逸代表者の意見を聴取することとなつたので、同年七月白耳義のスパールに獨逸の代表者を招致して會合を催すことになつた。この間に於て英佛兩國首相は、同會議に對し賠償總額を申渡すことには一致したが、その總額として兩國首相の主張する所に大なる懸隔があり、又佛國首相は占領軍維持及び佛白兩國荒地復舊の爲め優先權を要求したるに、英國首相は之に反對するといふ風であつたので、議は容易に纏らず。而して佛國にありては、當時賠償委員長たりし前大統領ボアンカレーはサン・レモ會議以來聯合國の決定が佛國の主張に反すること多く、殊に佛國の賠償優先權に關する主張が貫徹せざるを見て不快に感じ、賠償委員會の會長を辭するに至つた。

しかも獨逸代表者をスパールに招致して賠償問題を決定的に商議せんとするに方り、主要聯合國間に斯く意見の相違あるのは面白くないので、尙ほ意見の交換を行つて一致點を發見せんがため、同年六月末英佛兩國首相は重ねて伊太利のボロニユに會し、伊白日の代表者も之に参加した。而してこの會議に於て、英佛の財政専門家の作成したる獨逸總額に關する覺書が提出せられた。之に依れば、賠償總額を二千六百九十億マルクとし、最初の五年間には毎年三十億マルク、次の五年間には毎年六十億マルク、その後の三十二年間は毎年七十億マルクを支拂ふことにし、即ち獨逸の回復に伴ひ漸次その額を増加するの案とした。尤も總額二千六百九十億マルクといへば極めて巨額のやうに聞ゆるが、その實質的価格は呼價ほどでないのは注意を要する。といふのは、四十二年後に支拂はるる七十億は、假に利子を八分として換算すれば、その現在価格は僅に二億七千六百三十五萬マルクに過ぎぬからである。これは少しく考ふれば直ぐ解かる計算であるが、

一般公衆には一寸氣がつかない。その氣のつかない所に佛國政府當局者の苦心が存したらしい。即ち輿論を緩和せしむるためには巨額の數字を示す必要があるから、賠償に關し實質的価格の乏しいこの巨額の數字が特に大聲疾呼的に唱へられたといふ事情もあつたのであらう。

賠償金分配率に關するスパール協定

三五九九 兎も角も右のスパール會議は七月五日より開會となり、その際獨逸代表者より賠償計算案の覺書の提出があつた。スパール會議はこの覺書の研究を賠償委員會に附託して別に決定を與へず、進んで同盟及び聯合國間に於ける賠償金分配率を商議決定した。分配率の問題は從來頗る行惱める難題であつたが、聯合國代表者の互讓の結果漸く妥協の成りしもので、七月十六日スパール協定としてその調印があつた。その分配率なるものは左の如くである。

佛國	五割二分
英國	二割二分
伊國	一割
白國	八分
希臘、羅馬尼、セルブ・クロアチ、及び本協定に署名せざるも賠償を受くるの權利ある他の諸國	六分六厘
日本	七厘五毛
葡萄牙	七厘五毛

第一款 講和條約に依る戦戦

又獨逸以外即ち埃、匈、勃諸國より賠償金として受領すべき金額は、(一)その半額は前記の分配率に依り各國に分配し、(二)他の半額の中四割は伊太利に、殘餘の六割は希臘、羅馬尼、セルブ・クロアト、及び本協定に署名せざるも賠償を受くるの權利ある他の諸國に分配することに決定した。

三六〇 されどスパー會議に於ては、前述の如く肝腎の賠償總額に觸るる所なかつたので、別に最高會議に於て之を確定することになり、その最高會議は一九二一年一月末巴里に於て開かれた。その際英國は賠償總額を直ちに決定すべしと主張し、佛國は差當り五ヶ年だけの年金を定め、總額は獨逸の將來を見究めた上のことにせんと主張した。蓋し佛國は獨逸の將來經濟力の回復如何に依りては、今日決定する所の總額が或は少額に失するとも限らずと懸念したからである。けれども結局妥協の末、獨逸をして賠償總額二千二百六十億金貨マルクを支拂はしむる外、一九二一年五月以降四十二年間、獨逸の輸出金額の一割二分に相當する金額を同盟及び聯合國側に支拂はしむることに決定し、一月二十九日を以て正式に之を獨逸代表者に通告し、三月初めに更に彼を倫敦に招いて同國政府の回答を求むることにした。

三六〇一 然るに右の決定が伯林に傳はるや、之を不當と爲すの論は朝野期せずして相一致し、獨逸外相は斯かる不當の賠償額を以て今後の交渉の基礎と爲すの全然不可能なる旨を内外に宣明し、次で三月一日、倫敦の最高會議に招かれたる席上で、英國首相より獨逸政府は該決定額を受諾するや如何と問はれたるに對し、斷然受諾し能はざる旨を答へ、別に獨逸政府の對案を提出した。その對案の要旨は『聯合國が要求する四十二年間に支拂はしむるといふ二千二百六十億金貨マルクの賠償額は、年八分として現在價格に換算すると五百億マルクになる。その中二百億マルクは既に支拂済であるから、殘額三百億マルクを支拂へば可い

最高會議
の決定せ
る賠償總
額

獨逸の對
案

譯である。この三百億マルクは公債を發行して調達することにする。但し三百億マルクの巨額の公債を一時に募集するのは不可能であるから、差當り五十億マルクだけを發行し、その剩賦償還は五年後より始めて毎年一分乃至一分五厘宛することに致さう。但し今後五年間は、公債に依りて支拂はれざる利子に該當せしむるため、毎年十一億マルクの現物支拂を爲すことにしたい。』といふのであつた。英佛殊に佛國は、この對案を見て怒つた。この對案は獨逸に誠意なきを證するものである、聯合國を愚弄するものである、といふ論が起り、獨逸に制裁を加ふべしとの意見が出た。その制裁としては、英國は獨逸よりの輸入品に對し四割の税を賦課せんと云ひ、佛國は獨逸に對し軍事行動を執るべきを主張した。けれども結局獨逸にして巴里の決定額をその儘受諾するか、將た之に代はるべき新提案を同三月七日までに提出せざるに於ては(一)聯合國に於て萊因右岸のデュイスブルグ、ルールオルト、デュッセルドルフの三市を占領すること、(二)獨逸の賠償債務に充つる程度に於て獨逸商品の賣却代金よりその一部を聯合國政府に取立つること、(三)萊因河上に税關を設け、占領地域と獨逸との境上に於ける獨逸の關稅收入を賠償委員等の手に收むること、以上の制裁を加ふるに至ることあるべき旨を獨逸代表者に通告することになり、その通りに取計らはれた。

獨逸政府は已むなく第二の對案を提出した。この對案は、獨逸の債務の現在價格を五百億マルクとしたことは前對案と同じであるが、既に引渡したる二百億を控除せんと議は之を撤回し、五百億マルクの全部に對し利子を附し、別にその輸入品に對し一割二分の税を課せらるることを承諾したものである。英佛側は之を以て依然誠意を缺くものとして承諾せず、遂に前述の三制裁を實行することに決し、即ち佛國は萊因右岸に兵を進めて之が占領に着手し、英國は獨逸よりの輸入品に對し特別税を徵收し、萊因河上の關稅收入の押

收にも着手することになつた。

三六〇二 その後獨逸は調停を米國に依頼したが成らず、他の一方に於ては、同年四月末より五月初めに互り倫敦の英國首相官邸にて連日開かれたる最高會議に於てこの上執るべき措置を討究し、紆餘曲折を経たる末、賠償委員會にて作成したる賠償支拂計算書、即ち賠償總額を一千三百二十億金貨マルクとし、之に對し(甲)百二十億金貨マルク、(乙)三百八十億金貨マルク、(丙)八百二十億金貨マルクの甲乙丙三種の證券を發行して漸次償還に充つるといふを要領とせる案を愈々最後の確定案とし、五月五日を以て之を獨逸代表者に交付し、同國政府にして之を受諾せざる場合には、英佛兩國は直ちに兵を進めてルーア地方を占領すべき旨の最後通牒をも添えた。この最後通牒に接したるフェーレンバッハ内閣は、進退谷まつて遂に辭職した。而して同内閣の蔵相たりしウキルドは代つて新内閣を組織し、新首相は英佛側の通牒を議會に提出して之を應諾するの外なき旨を演述し、議會の同意を得、五月十一日を以て同盟及び聯合國側に對し受諾の旨を回答し、賠償總額は茲に漸く解決した。けれども獨逸は、支拂能力があつて之を承諾したのではなく、背に腹は替えられずして已むなく承諾したのであるから、愈々賠償支拂の段となると、百事豫期の如くには進まず、爾後賠償問題は尙ほ暫くは歐洲の最大難關として、國際政局の上の一の謎となつて残された。然るにその後一九二九年のヤング案にて賠償額は三百七十億金貨マルクに減せられ、更に一九三二年のラウザンヌ協定にて三十億に減じ、即ちスパー會議の決定額に比すれば四十四分の一、ヤング案のそれに比しても十一分の一といふ大負けとなり、しかも三ヶ年後から十二年拂といふ最寛大の取計となつたので、多年の難題も茲に最終的解決を告ぐるを得た。

されど要するにヴェルサイユ平和條約に於て、聯合國が獨逸をして主義上賠償金の支拂を承諾せしむるに止め、その金額を平和克復後に於て指定することにしたのは、よしんば従前の講和條約に於て前例皆無とは云へぬかも知れぬが、蓋し稀有のことなるべく、一の異例に屬すと云へるであらう。

第二目 敵國領土の割讓

三六〇三 敵國領土の割讓とは、敵國領土の一部たる特定の地域に對する領土權を戰敗國より戰勝國に讓渡することである。割讓の征服的併合と異なる一特色は、後者は當事國間の合意を須むざるに反し、前者は割讓國と受讓國との合意に由ること存する。而してその合意は、講和條約に於て表示せらるるを普通とする。我國が下ノ關係約にて清國より臺灣を、又ポーツマス條約にて露國より薩哈噠の一半を割讓せしめ、又佛國が四十五年前のフランクフルト條約にて獨逸に割讓したるア・ロ二州を一九一九年のヴェルサイユ條約に依り再割讓せしめたる、孰れもその類例に屬する。けれども割讓は必しも交戦の結果に於てするとは限らず、平時に於て行はるるものも珍しくはない。殊に往昔歐洲に於ては、王家間の結婚に際し持參金の形式に於て、又元首の死亡の際に縁續きの他國の元首又は王族に對し遺産相續の形式に於て、領土の任意的割讓の行はれたる例は澤山あつた。

割讓には無償のと有償のとがある。戰勝國が戰敗國をしてその領土の一部を割讓せしむるのは概して無償であるが、平時の割讓は有償なるのを常とする。その有償の場合に金錢を以てするときは、多くは割讓と云はないで賣買の名に於てする。露國が一八六七年にアラスカを七百二十萬弗にて米國に割讓したる際には、

割讓の方
式

賠償總額
解決

之を賣買と稱した。又有償の場合に金錢を以てしないで、他の土地と交換するものもある。我國が明治八年に露國との間に千島と樺太とを交換したのは則ちその一例である。又或土地を條約履行の擔保に提供せしめ、而してその履行が出来なかつた場合に、その土地をばその儘割讓せしめる例もある。斯かる賣買式のもの、その他平時の領土割讓は本講の範圍外とし、此に論ずるのは主として戰敗の結果として行はるる所の無償割讓である。

三六〇四 講和條約に依る領土の割讓は、該條約の效力發生と共にその領土權はその儘完全に受讓國に移るを原則とするが、之に關しては一九二二年の伊土戰役の結尾の際に於けるトリポリに就て一異例が示された。同地は伊國多年之に垂涎し、その對土開戰の原因も主として同地割取の熱望に在つたことは掩ひ得ざる事實であるが、土耳其は戰には敗れたりと雖も面目上條約面に於て之を伊國に割讓するを欲しない。そこで土耳其はラウザンヌの講和條約の調印(一九二二年十月十八日)に先だつて三日間、土耳其に於て三日間トリポリに對し土耳其の主權の下に完全なる自治を認むること、而して三日後にはその主權を抛棄すること、といふ了解を伊國との間に協定した。その結果として伊國は、爾後三日を経たる講和條約の調印と共に、土耳其がその領土權を抛棄したる無主の地として同地を併合したのである。

三六〇五 割讓の目的物はその割讓地の領土主權である。隨つて割讓地定住の割讓國國民は、その土地の割讓が行はれたる結果として原則的に受讓國の國民となるのである。これは、一は住民は土地に從屬すといふ中世紀以來の思想にも由るけれども、今日に於て右の根據とする説は、その受讓地に於ける多數人が依然割讓國の國民たることは受讓國自身に取りて安全に害あるからといふにある。尤も住民の意思如何を全然問

割讓に關する伊土戰役の異例

割讓地の住民の歸屬

はずして之を受讓國の國民と爲し、是非共新主權者に服從せしむることは、住民として苦痛又は不快を感ずることあるべく、且個人の自由を尊重するといふ近代の思想にも副はぬものであるから、割讓條件の中に割讓地の住民をして従前の國籍を保有したきことの意味表示を特定期間内に爲したる者は之を保有せしむるといふ選擇權を之に認むることを規定するものもある。征服的併合の場合に於ては、被併合國は國家としての存在が全部消滅するのであるから、その國民は併合國の國民となるに非ずんば無國籍者となるの外ないが、割讓の場合に於ては、割讓國の國籍と受讓國のそれとの間に選擇の餘地がある。割讓國の住民に對するその選擇のことを掲記したる條約は、十九世紀の後半以降に往々ありて、例へば一八七一年のフランクフルト調印の獨佛講和條約に

第二條 割讓地たるアルサス及びローレンヌの佛國民は一八七二年十月一日迄を限り割讓地より佛國領土内に國籍を移轉するの特權を有すべし。

又一八九八年巴里調印の米西講和條約には

第九條 本條約に依り西班牙がその主權を抛棄又は割讓したる領土に居住の西班牙國國民は、該領土内に留まり又はそこより退去するを得べし。…該領土内に留まる場合には、本條約の批准書交換の日より一ケ年以内に司簿裁判所 (a Court of Record) に對し西班牙の國籍を保持することの意思を申告して引續き西班牙皇帝に臣屬することを得べし。この申告なきときは、彼等は右の意思を抛棄して従前の國籍を取消したるものと看做すべし。

又明治二十八年の下ノ關日清講和條約にも

第五條 日本國へ割與セラレタル地方ノ住民ニシテ右割與セラレタル地方ノ外ニ住居セムト欲スルモノハ自由ニ所有不動産ヲ賣却シテ退去スルヲ得ベシ。其ノ爲メ本條約批准交換ノ日ヨリ二箇年ヲ猶豫スベシ。但右年限ノ滿チタル

第一款 講和條約に依る戰戰

トキハ未ダ該地方ヲ去ラザル住民ヲ日本國ノ都合ニ因リ日本國民ト看做スコトアルベシ。

とあるが如きはそれである。然しながら、この選擇權に伴ふ短所は、たとひ期限附なるにもせよ、割讓地の住民は多くは従前の國籍を保有せんと申出づべく、随つて割讓地は大部分舊敵國の國民にて構成せられ、治安の上に危険を感ずることなきを保しない點にある。故に一面に於ては住民の本國への退去の自由を認め、且割讓地に留まる者にも之に本國の國籍を認めてその職業及び財産の尊重を保障するも、そは他面に於て新主權國の法令に服従すべきを條件とするの外、必要に應じ之を割讓地外に放逐するの權あるものと爲せるのもある。明治三十八年のポーツマス日露講和條約

第十條 日本國ニ讓與セラレタル地域ノ住民タル露西亞國臣民ニ付テハ其ノ不動産ヲ賣却シテ本國ニ退去スルノ自由ヲ留保ス。但該露西亞國臣民ニ於テ讓與地域ニ在留セムト欲スルトキハ、日本國ノ法律及管轄權ニ服従スルコトヲ條件トシテ完全ニ其ノ職業ニ従事シ且財産權ヲ行使スルニ於テ支持保護セラルベシ。日本國ハ政事上又ハ行政上ノ權能ヲ失ヒタル住民ニ對シ前記地域ニ於ケル居住權ヲ撤回シ又ハ該地域ヨリ放逐スベキ充分ノ自由ヲ有ス。但日本國ハ前記住民ノ財産權ガ完全ニ尊重セラルベキコトヲ約ス。

とあるはこの類例に屬する。

國籍の變更を認むる住民の範圍

三六〇六 割讓に依りて國籍が變更せらるべき住民の範圍としては、之を専ら割讓國の國民に限らしむべく、第三國のそれに及ばざること論を俟たない。けれども割讓國の國民中の如何なる種類の者がその變更を爲し得るやに就ては、條約上に明規あらば論なきも、そのなき場合には種々の議論を生ずる。

之に關しては(一)割讓の當時現に割讓地に定住所を有する割讓國國民に限り國籍を變更するといふ定住所主義說、(二)割讓の當時の定住所如何を問はず總て割讓地に出生したる者に限り國籍を變更するを得るといふ出生主義說、(三)割讓地に現に定住所を有するか、又はその地に於て出生したるか、二者その孰れにしても國籍を變更するを得といふ定住所主義と出生主義の孰れか一方を肯定するの說、(四)は右の三の孰れか一方といふに反し、兩者を兼有する者に限り國籍を變更するを得べしと爲す所の定住所主義と出生主義の併有說である。國籍を變更するを得る者は、右の第三說に依れば最大多數を得べく、之に反し第四說に依れば最少數となるを免れない。一八七一年の普佛講和條約に規定せられし佛國の割讓地たるアルサス・ローレンヌの住民の國籍問題に關し、獨逸は右の第三說を執り、佛國は第四說を執りて、双方一時相争つたことがある。けれども結局は獨逸の主張が通つたやうに記憶する。

三六〇七 第一次大戰結尾のヴェルサイユ平和條約は、原則として割讓地の定住者は當然舊主權國の國籍を喪失して新主權國のそれを取得するの主義を執つた。但しこれには多少の例外がある。その例外は對獨、對澳、對土等の各條約に依りて一樣でないが、大體に於て十八歳以上の者は従前の國籍を選擇するを得ること、之を選擇する場合には妻及び十八歳未満の子女にもそれが及ぶこと、而して之を選擇したる上は舊主權國の領土内に移轉するを要すること、といふのが略々通則となつてある(對獨平和條約第三十六條及び第三十七條)。且右の選擇權行使者は、割讓地内に於て依然不動産を保有するの權利を有すべく、又動産は輸出入税の賦課なしに之を携帶するを得としてある(同三十七條第四項)。

三六〇八 更に割讓地の住民が一般投票にてその割讓に同意を表する迄は割讓の效力を認めずと爲す主義もある。これは條約の上にも近時稀には見る所であるが、その多くは特定の場合に於ける國內的政策から來るもので、今日敢て領土割讓の必要條件となつて居るものではなく、將來とても、それが國際法上の要件たる

割讓の效力に關する住民の一般投票の力

るに至るべしとは思へない。第一次大戦收局の對中歐諸國講和條約にも、住民一般投票を認めたものもあり、認めないものもある。

三六〇九 割讓地の從來の公債及び借款にして割讓地にその義務を振當てられたるもの、又は割讓地の地方的公債及び借款の歸屬は如何といふに、原則としては受讓國に於て之を繼承すべきものと説かれ（例へば Westlake, I, p. 77）、慣例も大體に於て之と一致する。尤もそれには例外がある。それは割讓國政府が割讓地の叛亂彈壓のために起せるもの、又は割讓國政府が受讓國との作戦遂行のために起し、その義務を割讓地に分擔せしめたものの如きは、受讓國に於て之を繼承すべき限りでない。一八九八年の米西戦役の講和に際し、米國は謂ゆる『キューバ借款』(西班牙政府が主として一八六三年以降キューバの叛亂彈壓の軍費に充つるため同島の收入を擔保にキューバの借款として起したるもの)は、元々西班牙政府が専ら自國のために起したもので、これは同島の地方的借款と認むるを得ずとの理由に於て、キューバに代りても將た米國政府自身の肩替としても、その支拂義務を負擔する能はずとして拒絶したが如き、又第一次大戦の末期に方り新に建國したるチエッコ・スロヴァキアは、奥匈國の戦前の公債にして新建國の領域に係る分は之を分擔すべきも、奥匈國がその交戦のために起せるものは之を分擔せざるべき旨を宣明(一九一八年十月十八日)したが如き、孰れもその類例である。

ヴェルサイユ對獨平和條約に於ては、獨逸の領土の讓渡を受けたる諸國は特定條件の下に獨逸の債務の一部を引受くべきも、アルサス・ローレンヌに關しては佛國は一八七一年に獨逸が佛國公債の引受を拒絶したるの事實に顧み、その支拂義務を分擔せざること、又波蘭に關しては、賠償委員會に於て獨逸及び普魯西の政府の波蘭に於ける獨逸植民政策に基因するものと認めたる公債はその割當中より除外することが規定されてある(第二百五十四條及び第二百五十五條)。これ等の理由は、將來敵國領土の割讓に伴ふ同様の場合に援用せらるべき先例となるものであらう。

三六一〇 割讓地には第三國が從來割讓國政府より得たる特許の下に、例へば鑛山の採掘、鐵道の敷設經營、その他の特許的事業に従事するものもあるであらう。これ等の特許は受讓國に於て如何に取扱ふべきか。之を依然繼續せしむるならば論なきも、面白からずと見れば任意之を取消すを得べきか。

之に關しては、特許の繼續が公益に害ありと認むるときは之を取消すに妨げなく、將たその繼續を認むるに就ても『征服國は必要と認むる新條件を之に課するの權あり、これ南阿戦役の終局に際し The Transvaal Concession Commissioners の英國政府に答申せる所なり。』とある(Laith, p. 73)。ラチフイは主として征服的併合の場合に就て云へるのであるが、理は移して割讓の場合にも同様に論じ得べしと信ずる。

第二款 講和條約に依らざる戦戦

三六一一 戦戦は講和條約に依るのが最も普通の方法であるが、別に講和條約に依らず、いつとはなしに交戦状態の事實的に終止となるものもある。この類の戦戦は大凡四種に細別して見るを得べきである。

その一は、多くは交戦國の双方が共に力盡きて交々綏き、又稀には何等かの都合に由り、特に講和條約を締結するに至らずして、自然的に交戦状態は止み、自然的に國交の回復を見るが如き場合である。假に之を自然的戦戦と稱すべきか。如何なる期間戦闘が行はれずば以て自然的戦戦となつたものと認むべきか、は之

割讓地の公債及び借款の負擔義務

第三國人の從來有する特許

四種の細別

(一) 自然的戦戦

を限定すること不可能で、一にその時と事情の如何に依りて取捨すべきである(Moore, *Digest*, VII, § 1163, p. 336)。然しながら孰れにしても、自然的戦戦の場合に於ては、戦戦と共に開戦前の現状即ち *status quo ante bellum* がその儘復活するか、將た戦戦の際に於ける現状即ち *status quo post bellum* の主義が舊交戦國間の將來の關係を律すべきか、に就て議論の生ずる餘地があり、それ次第で例へば戦時中の占領地の歸屬問題にも重要な關係を及ぼすことになる。斯かる論争の餘地なからしむるためには、能ふ限り正式の講和條約を大幕として交戦状態を閉づるの便多きに若かない。

自然的戦戦の近代に於ける類例としては、先づ十九世紀初葉の西班牙の米大陸植民地と母國との多年に互れる戦がある。この戦が正式に終焉となつたのは一八四〇年であるが、實際は二十有餘年も前から漸次下火となり、一八二五年頃には既に全く敵對行動が消失せ、事實その頃を以て終焉を告げたものである。その他一八〇一年の露國と波斯の戦、又一八六二年乃至六七年の佛國と墨西哥の戦、孰れもこの類に屬するであらう。最近世界に於ける顯著の一例としては、第一次大戦の末葉に於ける露國の獨、奥、土、勃諸國との戦戦始末を擧ぐべきである。露國勞農政府は一九一七年十一月八日(露曆十月二十六日)、その前日全露勞農兵諸代表會議に於て採擇せられる講和決議として

『勞農政府は總ての交戦國の人民及び政府に直ちに正義及び民衆的の、即ち土地の割讓なく且賠償金の支拂なき、講和の會商に入らんことを提議す。…勞農政府は強大諸國がその擧取せる弱小諸國を割奪することのために、この上續戦することを以て人道に對する最大犯罪たりと認む。』

といへるのを公表し、次で翌一八年二月十日(露曆一月二十八日)、プレス・トリトヴスクの第一回講和會議に於て『吾等は兇暴を承認するを得ない。けれども正式の講和條約には調印するを肯じない。』と聲明し、同

近代に於けるその類例

日左の宣言を同盟聯合諸國に送附した。

『露聯邦共和國はその交戦中の竝に同盟及び中立の諸國の各政府及び人民に對し、茲に人民委員會の名に於て左のことを通告す。曰く。露國は強奪的の一條約に調印するを拒否すると共に、獨逸、奥、土、土耳其、及び勃牙利との現交戦は茲に終了を告げたりと。同時に露國はその軍隊の復員令を下しつあり。』

斯くして露國は、少なくとも露國の關する限り、講和條約に依らずして當年の交戦を終焉としたのである。

三六一二 その二は議會の決議即ち立法的作用にて戦戦の手續を了するといふ極めて稀有ではあるが一種の方法も、特殊の事態の下に於て見ぬではない。假に之を立法的戦戦と稱する。その最も顯著なる——或は近代に於て唯一の——例は米國の對獨戦の終結にあつた。

當時米國にありては、ヴェルサイユ平和條約の第一編を成す所の國際聯盟規約に關し大統領ウエルソンと上院外交委員會との間に不和確執を生じ、上院は該條約に同意を與へざる始末となつたので、如何にして對獨戦を法律的に終了せしむべきかは憲法上の一問題となつた。是に於てか一九一九年八月、上院に於て一議員は大統領に向つて『貴下の判断にては、大統領は一の布告を發し、この布告に於て適當の文辭を以て平和克復のことを宣明するは、その職權上不可能なりと認めらるるか。』と質問したるに、之に對しウエルソンは『予の判断にては、予は一布告を以て平和克復を宣明するの權能を有せざるのみならず、予は如何なる事情の下にありても、正式の講和條約の批准に先だち斯かる方法を執るに同意すること能はず。』と答へた。そこで議會は別に上下兩院の聯合決議を以て平和の克復を宣言し、それにて交戦の終結に大段落を告げしめんとし、一九二〇年五月之に關するノックス決議案の提出となつた。その要旨は、『獨逸帝國政府と合衆國の政府

(二)立法的戦戦

米國の對獨戦終了手續

及び人民との間に交戦状態成立せることを宣明したる一九一七年四月六日通過の本議會聯合決議は茲に之を撤廢し、右交戦状態は同時に終了したるものと宣明す。』といふのである。この決議案は同月五月十六日可決せられたが、ウキルソンは即時之に對し不裁可の意を表した。随つて米國は依然對獨戰を繼續しつつあるの形式となつた。然るに程なく大統領の改選期となり、ハルチングその職を襲ぐに及び、議會は翌二一年七月重ねて大要前回の決議案と同様なる——但し一九一七年四月の決議を撤廢云々の文句を削りて單に交戦状態の終了を宣明するに止めたる——聯合決議案を通過せしめ、而して新大統領は直ちに之を裁可し、漸くにして對獨戰を公式に終了せしむる法律的の手續を済ませた。

同じ對獨戰の終了に關し、支那政府の當時執りたる措置も亦一の異例を作せるものであつた。支那は山東問題の經緯からヴェルサイユ平和條約に調印せず、而してその後のサンゼルマンの對獨平和條約に調印したることに依りて内容の略々同じき對獨平和條約に間接に加入することとなり、之に依り對獨戰を終了せしめた。

(三) 敵國
滅亡

三六一三 第三は敵國を全く撃滅ぼし、その領土を併呑して茲に兵を戢めるといふ敵國滅亡の場合であるが、これは多少説明を要するので、便宜款を別つて述ぶることとする。

(四) 新政
權承認後
抗敵の殘
賊殲滅

三六一四 第四は敵國內に交戦繼續に反對する新政權が成立し、對戰國が該新政權を承認して之と國交回復に關する協定を遂げ、然る上單獨にて又は該新政權の配下の軍と協同にて抗敵軍の討伐を尙ほ進め、之を殲滅し盡して茲に新政權に依りて代表せらるる過去の敵國との間に完全に平和の克復を告ぐることである。この例は現下の支那事變の終結の場合に就て想像し得られる。

支那事變
の收局に
關する我
が方針

三六一五 支那事變は如何なる方式に於てその大團圓を見るべきか。顧みるに、この事變が起つてから五ヶ月餘の昭和十三年一月二十二日、時の外相廣田氏は貴衆兩院に於ける定例の外交演說中に於て、日支事變の解決の希望四條件の第四として『支那は帝國に對し所要の賠償を爲すこと』の一項を擧げ、又同月二十五日の貴族院に於ける岡田男爵の質問に對する答辯中に於て、本事變の終局の講和も普通の戰爭に於けると同じ手段に出づべき關係にありと云へるが(第一卷、第三二六節參照)、同年十二月二十二日、政府は武漢陥落後の新段階に對處すべき帝國の態度及び東亞新秩序建設の方針を近衛首相談話として發表し、その末段に於て『日本が敢て大軍を動かせる眞意に徴するならば、日本の支那に求むるものが區々たる領土に非らず又戦費の賠償に非らざることは自ら明かである。』と高調し、更に翌十四年一月二十六日の衆議院豫算總會に於て廣田氏の後任の有田外相は

『新支那との間の國交調整に關する原則につきまして前の内閣と申しますか廣田氏が外務大臣當時に發表された調整の要項と今のものとは賠償の點について違つてゐるのではないか、かういふ御尋ねであるのでありますが、發表されたものに依つても御承知の通り、今回のものは個人の被つた損害は之を賠償せしむるが、國家の損害については賠償せしめないといふことになつてゐるのであります。講和といふ觀念でなくして、今度は新支那の政府との間の國交を調節するといふ考で行くのでありますから、國家の被つた損害を賠償せしむる必要はない。かういふ考から出てゐるのであります。これは前の時と狀況が變化したことに依り生じた自然の結論であると思ふのであります。』(翌二十七日の『朝日』の速記に據る)

と述べ、即ち政府は、講和の方式は之を取らず又戦費の賠償も之を要求するに意なきことを直接間接に宣明した。これは有田外相の云へる如く、畢竟廣田外相時代と狀況が變化したるに鑑み、自然前任者の所見を更

正せざるを得ざるに至つたものと見るべきである。無割譲無賠償の是非は事専ら國家の政策に屬するものであるから本講の範圍外とし、戦局收拾の方式はどうであるか。廣田外相は前記の定例外交演説中に於て、講和も普通の戦争に於けると同じ手段に出づべしと聲明したが、その後約十ヶ月を経たる昭和十三年十一月頃には、政府は戦局收拾の方式に關し右と異なる見解を執るに至つたやうで、即ち十一月二十五日の諸新聞紙には、政府筋より出たものと推測せらるる左の重要な一記事が報道せられた。

『今次事變の收拾に當りて最も重要とすべきは、戦勝者と戦敗者との間に講和條約の締結に依る戦争終結の形式が存在しないことであつて、このことは帝國政府屢次の聲明に於て抽象的に宣明せられてゐるものの、尙ほ内外に徹底せざる憾があるので、政府は今後凡ゆる機會に帝國の眞意を徹底せしむることになつた。』

『今次事變がその規模に於て我國としては類稀なる大戦争であり、且帝國の徹底的勝利と蔣政權の決定的敗北の中に進行されつつあるので、戦争の終結は當然戦勝者と戦敗者との間に於ける講和の形式が執られるのが在來の國際法の理念に依る常識とされてゐるが、今次事變は東亞の特殊事情に胚胎する特殊の戦闘であつて、抗日政權と抗日軍隊の打倒を目的とするもので、支那の國民大衆を敵とするものでないから、國民政府との間に一般講和に見られるが如き屈辱條件たる領土割譲又は戦費賠償は斷じて有り得ざるは勿論、講和の形式そのものが採用されないで、たとひ現國民政府が和を求め來るも帝國は之と和議を進めて事變の解決を計るが如きことは斷じてあり得ず。…然しながら帝國政府は國民政府に代るべき新支那の中央政府の育成輔導に當りつつあるから、これが樹立の曉は右新政權を今次事變處理に關する支那側の交渉相手として時局收拾に關する諸般の協議を進めるものと見られ、帝國と新支那中央政府との間に締結さるべき種々の協定は、日支國交調整に關する基本協定ともいふべきもので、講和條約ではない。しかも右基本協定は、東亞の新體制結成に關し日支兩國が享有負擔すべき權利義務を規律する特異の新國際協定であつて、政治經濟文化など諸領域に互る兩國の互讓聯關の新原則を宣明するものであり、斯の如き結果の新國際協定の誕

生に依りて東亞の新協同體は、日滿支三國のゆるぎなき政治經濟的紐帶の上に創建されるものであつて、講和なき戦争の處理解決が企圖されるのである。』(昭和二三、一一、二五『東京日日』に據る)

即ちその現に敵とする對手國政府とは講和條約を締結せず、いや誰とも講和の方式は執らず、別に支那新政權との間に國交調整協定を取結んで自然に事變を終局せしむるの方針といふのである。

三六一六 この間にありて汪精衛の新政權は逐次その地歩を築上げ、民國二十九年即ち昭和十五年の三月三十日、南京に新國民政府の樹立となつた。而してこの新國民政府を對手とする我が政府の國交調節工作は次第に歩を進め、遂に同年十一月三十日を以て彼我の間に日支基本條約(外に附屬議定書及び日滿支共同宣言)の調印を了した。この基本條約は言はば累次の謂ゆる近衛聲明を條約文に編成且敷衍したもので、要は日支兩國間に平和克復を見るの日に於て、又その之を見るに至るべき道程に於て、兩國は互に此々のことを爲すべく、且その爲すことを互に容認するといふ文字通りの基本的大綱を掲記したに止まり、之に依り過去三年有餘の間遂行し來れる我が對支作戰行動に終焉を告げしめ、日支の間に之を以て平和が克復したといふ事變終局の事實を宣明したものである。これは該條約の條文を法律眼にて通讀すれば、蓋し疑を容るるの餘地なき所であらう。想ふに我國が汪政權に依りて代表せらるる支那新政府との間に假に講和條約を訂結して支那國との間に平和を克復せしめたならば、蒋介石及びその麾下の軍は最早や單に一團の殘孽餘賊に過ぎず、恰も曩に述べたる明治二十八年の日清講和後の臺灣の劉永福軍に類するものたるべき理であるが(第一卷、第三四〇節參照)、しかし事實未だ以て『兩國間ノ全般的平和克復』に非ざること、即ち『戦争状態』の終了したるに非ざること、附屬議定書を一讀する者の誰しも氣付く所、即ち謂ゆる日支基本條約は未だ

日支基本
條約成立
と平和克
復の將來

之を目するに日支兩國間の講和條約を以てするを得ず、帝國政府に依りて承認せられたる南京の新國民政府は、要は皇軍の占領地に於て占領軍の権力と去就向背を一にする特殊の新政府たるものである。然らば謂ふ所の全般的平和克復は如何にして招徠せしむるかと問へば、結局は皇軍が實力を以て蔣の軍營を粉碎して了るの目と答ふるの外なかるべく（尤もその間に蔣政権が假に南京政府に合流するとか蔣の内部から崩潰して自然解體となるが如きことがあるとせば別論である）、これ即ち講和條約に依らざる第四種の最顯著にして且最新の類例に推すべきものであらう。

第三款 征服及び征服に由る敵國の滅亡

敵國滅亡の意義

三六一七 此に謂ふ征服に由る敵國の滅亡とは、交戦國が敵の兵力を殲滅し、敵國領土の大體に於て全部を席卷し、その國家としての存立を失はしめ、斯くして之を自國の領土に併合するに至りたる状態のことを意味する。併合にも、征服に由らずして一國が合意の下に他國を併合すること例へば韓國が明治四十三年に我國に、將た塊太利が一九三八年に獨逸に、孰れも併合されたるが如きもあれど、斯かる合意に由る平和的の併合でなく、武力の抵抗力盡きて遂に敵國に併合せらるるものもある。南阿共和國及びオレンヂ自由國の英國に、エチオピアの伊國に、孰れも併合されたるが如き、又第二次大戰の初期に於て波蘭が獨逸と蘇露國に依り事實的に分割併合せられたるが如きもそれである。（事實的にといふ所以は、波蘭は獨逸及び蘇露國に征服せられたるも、一方には波蘭救援の少なくも名義を棄てずに交戦を續行しつつある英國あり、他方には波蘭の大統領及び政府主腦者は羅馬尼國內（⁹）に逃竄して尙ほ餘喘を保ちつつあるので、未だ以て完全に滅

亡したものとは云へず、随つて法律的には未だ併合の完成を認むるを得ないからである。これが謂ゆる征服的併合である。

三六一八 征服に由る敵國の滅亡（*annihilation*）は單に敵國を征服（*conquest*）したのみでは足りない。征服にありては、敵が再び被征服地を奪回するの機會もある。敵國領土の一部を征服した場合は勿論のこと、その全部を征服した場合に於ても、敗餘の敵國軍隊は一時擧げて近隣の盟邦内に退き、又は本土を棄てて屬領地に移り、捲土重來して之が奪回を試みるなすと限らず、又之を試みて成功するなきを保しない。將た敵國を征服し、その兵力を粉碎し、再擧の餘力を挫推したる後にありても、戰勝國は必しも之を以て敵國を滅亡せしむるとは限らず、その権内に收めたる、若くは一時他に蒙塵せる、敵の元首なり他の執權者なりをして新政府を樹立せしめ、征服せる土地の全部又は一部を還附して更に國を建直さしむることもあらう。ここまでは征服の範圍に屬する。

然るに征服が更に一步進み、敵國の存在を許さずして之に向つて止めを刺し、征服したる敵國領土を擧げて自國に併合すれば、茲に敵國は滅亡したことになる。内亂に於ける叛徒破滅の場合には、叛徒は元々一定の領土を有する譯でないから、その破滅だけにて自然戡戰となるが、對外戰に於ける敵國滅亡の場合は、單に敵を征服したのみでは未だ盡さず、兼ねて領土の併合といふことが必要條件である。故に敵國滅亡とは、交戦國が敵國の兵力を完全に殲滅し、征服を遂げ、且その全領土を擧げて自國に併合し、依つて以てその存在を根絶したる場合を謂ふのである。その舊元首なり國民なりは、或は第三國に訴へて抗議し、或はその援助を藉りて蘇生回春の策を運すかも知れない。けれども斯かるは將來の政治的問題に屬し、兎に角敗戦又敗

滅亡と征服の異同

戦の結果として國の命脈が遂に敵に依りて全く絶たれ、その全領土がよしんば一時ながらも完全に併合し得るに於ては、茲に征服に由る敵國の滅亡を見たことになる。

三六一九 征服に由る敵國の滅亡は近代にありては類例乏しき方であるが、その乏しき中にありて二三の指摘し得べきは、第一次大戦前には英國の南阿の役に伴へるオレンヂ自由國及び南阿共和國なるべく（前者は一九〇〇年五月二十四日、後者は同年九月一日の各併合宣言あり）、同大戦後にありて最も卓絶せるものとして、一九三六年の伊太利のエチオピア征服を推すべきである。伊軍は同年五月の初めエ國の首都に侵入したが、當時エ國皇帝は既に國外に蒙塵し、是に前後しエ國政府は土崩瓦解し、斯くて伊軍は政治的に見たる無人の境に侵入し、豫期の征服を完全に成就し、敵國は全然滅亡した。是に於てか伊國政府は五月十日を以てその既に國家の體を失へるエチオピアの併合を宣言し、茲に征服に由る敵國の滅亡を完全に示さしたのである。（第二次大戦中に於て英軍の支援しつつあるエチオピア挽回策が如何なる程度に物になるべきかは今豫測の限りでない）。

三六二〇 第二次大戦に於ける敵國の征服に由る滅亡の例は、今少し局面の推移を見究めた上ならでは、確とは之を擧ぐるを得ない。波蘭の如き、その後の情勢に於ては、他國內へ逃竄の本國政府も以て非運を盛返へすの餘力なく、英國の波蘭救援も名實共に見込が全然無くなつたので、事實的には滅亡となつたに相違ないが、法律的には尙ほ強て議論すればするの餘地あらう。外に丁、諾、蘭、白の諸國もある。

丁抹にありては、獨軍は四月九日（一九四〇年）拂曉、首都コーペンハーゲンに無抵抗に上陸し、同市を完全に占領したが、同日丁抹政府は閣議の決定に依り獨軍の指令を諾して自國を獨逸の『保護』の下に置くこ

近代に於ける敵國の滅亡の類例

第二次大戦に於ける被征服諸國

波蘭

丁抹

とにしたとある。この謂ゆる『保護』の意義は未だ詳でないが、要するに丁抹は之に依り中立國の地位を抛つたものである（抛つての意思があつたのではなく、その意思に反したにしても）。被保護國は能保護國の敵から見て必しも當然敵國たるものではないにしても、被保護國は能保護國の要求する凡ゆる作戦上の便宜を之に供與せねばならぬ立場にあるから、その既に中立國と稱し得ざるものたるは論なく、随つて能保護國の敵は之を己れの敵國と認めんと欲すれば爾く認め得ること論を俟たない。孰れにしても丁抹は、國は滅亡せずして依然獨立國たりとしても、最早や完全なる獨立國ではなく、獨逸を宗主國とする一種の保護國となつたものと思はれる（現交戦の終局の曉に於て如何にその地位が決定せらるべきか豫測し得ざるも）。

次に諾威は、獨軍の丁抹侵入と同じ日に同じく侵入を受け、國都オスロは難なく獨軍の占領に歸せるが、諾威政府は直ちに獨逸に對して宣戦した。勿論形式のみの宣戦に過ぎなかつたが、兎に角宣戦を爲した以上は、たとひ全土擧げて獨軍の占領する所となるにしても、その滅亡さるるに非ざる限りは、形式の上では獨逸の敵國となつた譯である。然るに右の宣戦あつてから丁度一ヶ月を経たる六月九日、獨諾兩軍指揮官の間に休戦が成立し、獨軍の諾威作戦は事實的に終結となつた。（恰も同じ頃、北諾ナルヴィクに於ける英佛軍は同地を抛棄して本國へ撤退した）。この休戦は一時的性質のものであるか、將た事實講和に均しきものであるかは未だ詳ならず、随つて諾威は依然獨逸と形式上交戦關係にあるか、將たその成立と共に交戦關係は終了し、再び中立の地位に還元したものであるか、本節執筆の際には尙ほ何とも判断し得ない。

その次は和蘭である。

和蘭は秦楚の間に挟まる一小國なるも、國民の獨立主權の抱負は古來却々強い方である。第二次大戦に先

だつ一年半前の一九三七年一月三十日、ヒットラーは議會に於ける演説中に於て、獨逸政府は和蘭（及び白耳義）を不可侵國として承認するの用意ありとのことを聲言したるに、それが蘭國議會の大問題となり、蘭國外相は一議員の質問に對し『獨逸政府は昨年「一九三六年」三月七日、英伊兩國の保障の下に佛白兩國政府との間に不侵略條約を締結するに意あること、而して蘭國に於て希望し他の關係諸國にして異議なくば、蘭國をも該條約の一員に迎ふべきことを宣明したが、獨逸總統の今次の聲言は右の宣明のことを指すのであらう。然しながら蘭國政府は、獨逸政府の好意は深く謝するも同時に同國政府に對し、蘭國は斯かる條約に加入するを欲せず、蘭國領土の不可侵は當然のことに屬し、敢て他國の保障のお世話には成らずとの旨を確答した。』と答辯したことがある（A. J. Barnouw, *The Dutch, 1940*, pp. 25）。斯かる大抱負の和蘭も、怒濤の如き獨軍の前には一溜りもなく崩潰した。

和蘭は一九四〇年五月十日の獨軍の落下傘部隊の大奇襲と引續く獨軍の電撃戦に由り、その侵入を受けてから四日を出でざるに全軍潰え、和蘭の王室及び政府機關は倫敦に蒙塵したが、敢て倫敦から對抗軍を指揮して居つたのではなく、蘭軍總指揮官ウッケンケルマン將軍は程なく獨逸の軍門に降り、同月十五日獨軍との間に降伏規約に調印し、その降伏地域外に置かれたる本國の餘の地方も相次で獨軍の占領に歸し、斯くして和蘭本國は擧げて事實的に獨逸の征服地となつた。

そこで問題となるのは、獨逸の和蘭本國征服と蘭領印度との關係である。

蘭領印度は別れて東西にあるが、蘭領西印度は猫額大の小島嶼で、實際的には格別の問題とならず、蘭領印度と云へば専ら東印度を指す。和蘭本國の約六十倍の廣面積を有する蘭領東印度は普通に和蘭の屬地とか

和蘭本國
の征服と
蘭領印度
の關係

植民地とか稱せらるるも、同國の一九二二年十一月改定の現行憲法第一條には『和蘭王國は和蘭、蘭領印度、スリナム、及びキュラサオの領土を包含す。』（佛譯 “Le Royaume des Pays-Bas comprend le territoire des Pays-Bas, des Indes néerlandaises, de Suriname et de Curaçao.”）とありて、即ち同國の憲法上に於ては、蘭領東印度は和蘭王國を構成する一分子で、隨つて和蘭王國それ自體の一部を成し、本領土と不可分のものである。和蘭王國の憲法は、多少の例外を除き、原則としては歐洲の蘭國領土のみに適用されることになつてあるが（同第二條）、憲法が全領土内の如何なる部分に限りて適用せらるべきかは國內法上の問題で、その或部分が憲法適用の範圍外に立つことは、以て該部分の國家構成の一分子たることを防ぐるものではない。蘭領印度は英國の海外領土式の自治領土ではなく、總督ありて行政を總攬するも、これは本國の法令の範圍に於ける委任事項に屬し、その行政は總て和蘭國王の名に於て執行する。總督は國王の任命する一官吏に過ぎないで、特立の自治領の統治権者たるの性質を有するものではない。要するに蘭領印度は和蘭本國の保護領ではなく、又嚴正に云ふ植民地でもなく、將た例へば國際聯盟に各別に代表せられ、本國と離れて各別の外交機關を有し、外國との間に獨自の外交代表者を交換する加奈陀や愛蘭自由國などの英帝國の海外領土の如き、國際法上の準人格者とも異なり、和蘭王國の領域の一部たる一の地方行政區劃たるに外ならぬものと解すべきであらう。

一國の保護領なり將た普通の屬領地、植民地の如きものであつて見ると、本國の主權が外敵の征服の下に消滅したならば、その基本的法源が消滅するのであるから、隸屬關係は之と共に當然消滅する。隨つて言はば無主の地となる譯である（それが本國と共に征服に由り滅亡するか將た獨立の旗を揚げぬ限り）。その無主

の地となつたものを戦勝國なり第三國なりが來りてその儘之を攫取すれば、國際政治の上からは大問題となることあるべけんも、國際法の眼より視れば無主地の先占の法理以外に格別の問題は無い。然しながら本國の領域の構成領土であり、而してそれが敵の征服の手の尙ほ及ばざる所であらば、たとひ本土の全地域が征服せられたにしても依然本國の一支柱として餘命を保つので、その之を保つ限りは未だ以て本國の滅亡とはならない。蘭領印度は則ちそれである。和蘭本國は擧げて獨軍の征服を受け、政府は倫敦に蒙塵し、その實體は有れども無きと擇ばざる微力のものとなつたには相違なきも、獨軍は兵を蘭領印度へも進めて之を攻略したに非ざる限り、蘭領印度は獨軍の占領地でも征服地でもなく、依然和蘭王國の構成の一分子——その本國に十倍する——として同王國を支持する一大柱礎たるを失はず、隨つて同王國は獨逸の征服に由り滅亡したものと未だ云へぬのである。

白耳義

白耳義も五月十日和蘭に次で獨軍の電撃的侵入を受け、之に對抗せんとて起上つたが、應援の英佛軍と共に百萬内外の大兵はフランダースの廣野に於て獨軍に包圍せられ、その鐵環に時々刻々締括ぐられ、遂に國王レオポルド三世は五十萬の軍隊と共に獨逸に降伏した。恰も是れ一八七〇年の役にナポレオン三世帝のセダンに於て普王の軍門に降れるに彷彿たるものである。レオポルドの降伏は輔弼の閣臣の與かり知らざる所として違憲なり、隨つて無効なり、との説は同國內に聞えたが、それは國內法上の問題とし、既に大元帥としての國王の正式降伏である以上は、對手の獨逸としてその手續如何に頓著しない。白耳義の内閣は憲法の規定に依り國王の權利を代行し、依然續戰のことを決定したが、それは名のみ虚勢に止まり、事實獨逸の白耳義作戦はレオポルドの降伏に由りて終焉を告げた。然しながら作戦はよしんば終焉を告げたるにもせよ、

獨逸にして恰も往年の伊國政府のエチオピアに對せるが如くに白耳義の併合を宣言すれば兎に角、さもない限りは、國としての命脈が絶えて了つた譯ではなく、隨つて法的には白耳義は國際政治地圖の上から抹殺されたに非ずして、名のみながらも依然國としての存在を持続して居るのである。その名實共に滅亡となるや否やは、今後の事態殊に現第二次大戰を收拾すべき他日の全局的講和條約の成果を見るの時までは何とも言へない。

滅亡國の
從來上の
義務の條

三六一

國が敵の征服に由り滅亡したるときは、その國が從來諸外國に對して負へる條約上の義務關係はどうなるかと云ふに、これは國土併合の場合——その合意に由ると武力を以てせるとを問はず——に於ける法理より推論し得らるべきである。國土併合の場合にありては、併合國が繼承するものは被併合國の領土主權そのもので、その國際上の諸般の義務でないから、被併合國と第三國との間に從來存在したる國際條約の如き、その政治的性質のものは當然失効となるは勿論、通商條約、犯罪人引渡條約、その他領事裁判條約の如き法規關係の條約も、總て繼承せられずと見る説が多い。明治四十三年の韓國併合の際、韓國との間に條約を有し又は韓國に於て最惠國待遇を享有すべきこととなり居りたる英、米、佛、獨、澳、伊、露、白、丁、清の九ヶ國政府に對して帝國政府の爲したる宣言中に「韓國と列國との條約は當然無効に歸し、日本國と列國との現行條約は其の適用し得る限り朝鮮に適用せらるべし。朝鮮に在留する諸外國人は日本法權の下に於て事情の許す限り日本内地に於けると同一の權利及び特典を享有し、且其の適法なる既得權の保護を受くべし。」とありしは、右の不繼承説を紹述したる一例である。尤も併合國に依りて行はるる領土の取得は、無主地の先占の場合に於けるとは異なり、從前存立の國家を相續するものであるから、被併合國の資産負債

に關する權利義務の如きは、大體に於て國際法の國家相續の原則に依り之を繼承するものと普通に説かれてある。

末編 括言及び拾遺

第一章 戦時國際法の將來の完成

未解決の
問題の累

三六二二 筆を本講七編に擱せんとするに方り、顧みて上來論述したる交戦及び中立の諸法則の迹を溯視すれば、戦時國際法は過去千載二千載の長日月を経る間に逐次進化し、特に十九世紀に入りて以來頗みに長足の進歩を示したるには相違なきが、しかも尙ほ且如何に不備不完全の點多きかを閑却せんとして得ない。空戦に關しては、今日國際法規の未だ一も成れるを見ず、慣例とても未だ熟化せるものなきに於て、已むなしと云へば云ひ得られぬではないが、陸戦に於ても、而して海戦に關しては更に一層廣く、法規慣例の不備及び學說の不一致に基く未解決の問題は今日現に累積するの狀にある。蓋し第二回海牙平和會議に於ては、陸戦法規慣例規則の改定の外、海戦關係の若干條約は新に議定せられ、倫敦海戦法規會議に於ては倫敦宣言の調印ともなりたるが、當時にありては、第一次大戦となつて續々現出したるが如き新事態及び新作戰術を全然豫期せず、全然夢想をだにせざりし所で、隨つて當該條約及び宣言の規定せる條項は、以て同大戦の新現實に順應するに足らず、情勢の大變化は從來の法則をその儘に適用せしむる能はざることが着々證明せられた。中立の法則にありても、二回の大戦殊に第二のそれを迎へて以來、種々の點に於て甚大の消長を示すに至りたること既に叙せる如くである。斯の如くにして從來の法規慣例は事實に於て大半時代錯誤の觀を呈

するに至りしに加へ、その缺陷を補填すべき新法則も尙ほ案出せられざるがため、未解決の問題は勢ひ今日層重するの姿となつた。

その凡例

三四三三 それ等未解決の問題は今日舉げて計ふるに勝へざる程あるが、特に將來新に規定を設け又は解釋を一定するの望ましと思はるる重なるものを試みに凡例的に列挙して見れば、少なくとも左の如きがある。

第一。敵對行為の一般的法則に關するもの

(一) 敵對行為開始の手續に關しては、海牙議定の現行『開戦ニ關スル條約』の規定に何等改正を加ふるの要なきか。

(二) 敵人、敵船、及び敵貨の性質に關する統一的基準を定むるの要なきか。

(三) 報復の濫用に關しては法的に之を取締るの方法なきか。

(四) 對手國に對する或要求強制のために非ずして、敵國の兵力を弱めしむるため即ち作戰行動の一部として敵國の沿岸に向つて行ふ謂ゆる平時封鎖(この場合には平時封鎖の語それ自身に矛盾あるも)には、將來第三國人の船及び載貨に對する拘束を認むることの當否如何。

第二。陸戰に關するもの

(一) 非交戰者(俗に謂ふ非戦闘員)の地位を明確にし、その保護を能ふ限り期することを望ましとせば、之に關し如何なる標準を立つべきか。

(二) 砲撃(及び爆撃)に關し不防守地の意義を明確にするの要なきか。

(三) 間諜の性質は現行陸戰法規慣例規則の規定する所果して之を盡せるものなるか。その取締に關し現

行規定を補正するの要なきか。

(四) 毒瓦斯の使用は將來戰場に於て可能的のものと思ふと見、之を戰場以外に於て使用すること勿らしめんとせば、その取締方法は如何に爲すべきか。

(五) 占領地に於ける占領軍の權利に關しては、現行陸戰法規慣例規則の規定は果して妥當なるか、改正を加ふべきものとすれば、その改正要目は如何。

(六) 特に占領地の敵人及び中立人の私有財産に對する占領軍の權利に關し現行法規慣例の當否如何。

第三。空戰に關するもの

(一) 空下爆撃を適法ならしむる軍事的目標の種類を取捨如何

(二) 爆撃を受くることを避けんがため軍事的目標を平和的地域又は保護建物の中に介在せしむるの弊ありとせば、その弊の取締方法如何。

第四。海戰に關するもの

(一) 謂ゆる長距離封鎖を適法のものと思はるる以上は——爾く認むるに相當理由あることとし——封鎖に實力を要すとの巴里宣言以來の既定法則は、よしんば全然非認せられざる迄も、將來は別箇の解釋を要すべく、然らば如何に之を解釋し、如何に謂ゆる紙上封鎖と之を區別すべきか。

(二) 長距離封鎖は事實的に中立國の港及び沿岸に封鎖を及ぼすものとなるから、封鎖は敵國又は敵國占領地の港及び沿岸に限り施行すべきものと爲し來れる法規慣例は、必然根本的に覆へざるべきが、この點に於ける中立國の權利と交戰國のそれとは如何に調和せしむべきか。

- (三) 倫敦宣言の之を認めず而して第一次大戦中に於て憚らず行はれたる封鎖に繼續航海主義を適用することは、將來は之を適法と認むべきか。
- (四) 戰時禁制品の絶對的と條件附の區別は依然之を將來に認むべきか。或は表面の仕向先は敵國の軍であると行政廳であると、防備地であると營業者その人であるとを問はず、結局事實に於ては均しく敵軍の手に渡るべきものとし、右の區別は全然之を廢するに理ありと爲すべきか。
- (五) 苟も直接間接軍用に供し得べしと認むるものは交戰國政府任意に之を禁制品と布告するを得る現制の下にありては、科學の進歩に伴ひ事實上如何なる物品にても全然軍用に供せられずといふものは殆どあるまいから、交戰國は殆ど一切の物品を擧げて之を禁制品と布告するを得べく、その結果は事實に於て中立人の交戰國との通商を絶對に禁ずると同じことにならなうが、斯くては中立人の權利は過度に侵害せらるるを否み得ない。この事實に鑑み、せめては禁制品と宣言するを得ざる品目だけにも國際的に律定するを得ざるべきか(例へば倫敦宣言第二十八條の如くに)。
- (六) 機械水雷を公海に敷設するを得るや否やの問題に關しては、第一次大戦中英國の否定説に對し獨逸の肯定説ありて、自動觸發水雷敷設條約は未だ以て之を徹底的に解決したるものと謂ふを得ざるの憾がある。現今及び將來の戰時に於けるこの問題の論争を避くるためには、意見の明確なる歸一が望ましからざるか。
- (七) 交戰國が公海の特定水域を指定し、此に中立船の出入を遮斷する第一次大戦以來の慣行は之を將來に認むべきか。若し之を認むるとせば、中立國の通商の自由との關係を如何に調和せしむべきか。

(八) 交戰國軍艦が海上にて遭遇する中立船を先づ自國の港津に引致し然る上にて搜索を行ふこと、且之がために該船を相當日子留置することは、適法の措置と既に認められたるが如くなるも、果して然らば之を國際法上既定の法則として一層明確に律定し、且その留置の條件を明定するの要なきか。

(九) 交戰者の權利と中立人のそれとを如何なる度合に於て調和せしむべきかは海戰法規を通じて最重要の、しかも最困難の一問題に屬し、一朝にして之を決定するは至難なるべきが、少なくとも中立人の權利保護の一端として臨檢搜索權の行使を何程か制限し、例へば一九一七年一月ハバナ開催の米國國際法協會大會にて決議せるが如く、中立船にしてその載貨の無害性に關し發航港の正當官憲の査證せる證明書を帶有するものには搜索を行はずと爲し、以て双方の煩累を避くるの辦法を講ずることは望ましからざるか。

(一〇) 商船を補助軍艦に変更するを得る場所及び條件の問題、並に國旗移轉の效力のそれに關しても、現在の如き各國の區々の方針を能ふ限り統一することは須要に非ざるか。

(一一) 潛水艦に關する一九三〇年の倫敦海軍條約第二十二條には『潛水艦ハ其ノ商船ニ對スル行動ニ關シテハ水上艦船ガ從フベキ國際法ノ規則ニ從フコトヲ要ス。』とあるが、謂ふ所の『水上艦船ガ從フベキ國際法ノ規則』それ自身が今日尙ほ不明確なるの状態なるに鑑み、その一般法則を先づ以て明確にするのが先決問題であるまいか。

(一二) 商船の自衛的武装の當否に就ては、第一次大戦中の關係國間の折衝に於て尙ほ曖昧の點が少なからず殘されてある。これ亦一層明確に律定するの要なきか。

- (一三) 交戦國が敵國より輸出する中立人の貨物を輸送の途上に於て押収することは將來之を適法と認むべきか。
- (一四) 交戦國軍艦は臨檢搜索を行へる中立船内より拉去して俘虜と爲すを得る所の『敵國軍に編入せられたる一切の人員』(倫敦宣言第四十七條、帝國海戰法規第八十二條)の解釋を一層明確にするの要なきか。別言すれば、該中立船内に發見の敵國の現役軍人に非ざる軍籍者、軍役適齡者を拉致するの權を將來は認むべきか。
- (一五) 交戦國軍艦の中立國の首都又は沿岸附近の公海領水に於ける臨檢搜索權の行使は之を避止すべきものと爲すべきか。
- (一六) 將來國際捕獲審檢所の設置を望ましとすれば、之を實現せしむるに就て可能的方法是は如何。

第五。中立に關するもの

- (一) 交戦國をして中立領土の尊重を厲行せしむるに就ては、該中立國自身の實力を以て對抗する以外に何等法律的方法なきか。なしとせば中立領土の尊重なるものは結局死文と擇ばざるべきが、國際法は之に満足すべきか。
- (二) 中立國がその領水以外に交戦國の作戦行動を牽止すべき特定の水域を設定することは之を適法と認むべきか。
- (三) 一は戰時に於ける領水關係問題の紛糾を能ふ限り避けしむるの利益に鑑み、一國の領水範圍を統制するため凡ゆる故障を排し之を國際的に確と律定するの要なきか

(四) 交戦國軍艦の中立港碇泊に關する二十四時間制は、海戰中立權利義務條約の議定當時にありては専ら水上艦を意味し、潜水艦に關しては想到せざりしもので、隨つて第一次大戰中潜水艦の中立港航入及び碇泊に關し中立國と交戦國との間に幾たびか悶着ありしことなるが、向後同様の論争の反覆を避けんがためには、潜水艦の中立港碇泊に關し確たる國際法規の制定を要せざるか。

(五) 潜水商船は平時に於ては兎に角、戰時に於ては將來實現するの可能性なきを保せざるに鑑み、中立國の港及び領水に於けるその取扱方に關し豫め準則を一定するの要なきか。

三四四 以上は僅にその一端を擧げたに止まり、この以外にも尙ほ討究を盡して徹底的に決定するを要する問題は多々あらう。而して之を決定するには、往年の海牙會議及び倫敦海戰法規會議に倣ふて再び同様の國際大會議を開くより他に方法はあるまい。ブライスは會て第一次大戰の尙ほ酣なりし當時『同盟與國の第一の任務は陸戰及び海戰の法規慣例の更正に關する一會議を開くにある。海牙諸條約及び倫敦宣言は以てその更正の基礎案とすべく、而して新なる國際法規はその禁すべき行爲の細目を詳細に掲記し、併せて違反に對する適當の制裁を規定するを要する』(Byrce, "Outlook for International Law," *Proc. of the Amer. Soc. of Int. Law*, 1915)と論じ、ルートもその會て公表したる國際聯盟規約改正意見中に於て『聯盟理事會は二年より短かからず五年より長からざる期間に於て特に國際法の現狀を調査し、その法規を議定し、並に權威ある方式に於てその原則を宣明する總會を招集すること』(The N. Y. Times, March 31, 1919)と云くが、その開催期間を敢て二年乃至五年と註文するには及ばず、又之を國際聯盟の仕事と限らしめず、兎に角斯かる會議を開くの要は確にあるであらう。一九二二・三年の海牙戰時法規改正會議は、空戰法規及戰時

無線通信取締規則を立案せるに於て相當の功績を留めたが、別に陸戰、空戰、海戰、及び中立の法規を洽く編案すべき一大國際會議を開き、以て現下尙ほ未解決に屬する少なくとも上掲の諸問題の決定を計るの要は確に存する。その成案は將來の交戰國及び中立國の權利義務の尊重を期する上に於て如何許り緊要なるか計り知れない。戰時國際法の立法會議は平時國際法のそれに比し遙に勝るも劣らざる重要性を有する。

三四二五 顧みるに一八九九年及び一九〇七年の二回の海牙平和會議は、共に露帝の發議であつた。一九〇八・九年の海戰法規會議は英國政府之を招請した。一九二一・二年の華盛頓會議は米國政府の發議であつた。而してこれ等の孰れの會議に於ても、我國は概して他の列強に引摺られ、概して彼等の願指するが儘に調印するの風であつた。今さら既往を回想するも詮なしとし、今や我が帝國は大東亞の盟主となり、その新秩序建設の指導者たるの大責任を片肩に荷ふに至つた。されば帝國はその指導者たるの重責に鑑み、世界平和の樹立と一般人類の福祉のために、人道的支柱の上に戰時國際法の完成を率先主張すべき好地位にあり、又今日は——現第二次大戰及び支那事變の終局の曉に於ては——その絶大の好機會でもある。從來の國際會議に於ては、その立法的會議たると政治的會議たるを問はず、我國は概言するにお附合的の參加であり、大勢順應的態度であり、極言すれば大國媚附主義であつた。然るに今や國位國勢は全く一變し、帝國の意向及び態度を無視しては如何なる國際會議も目鼻が付き得ざる世運となつた。乃ち戰時法規會議の如きも、我國率先之を主唱し、能ふべくんば我國之が招請者となりて帝都に開催せしむることは、決して不當の主張でも不思議の事柄でもないと確信する。

至難の業

三四二六

然しながら招請者が何れの國であり、又開催地が何れの都市であるかは、實は支葉の問題で、

なるも不
可能では
あるまい

要は戰時法規會議の開催そのことである。しかも同會議の開催及び成功は、談は容易なるも實は容易でない。由來この種の國際會議は、概して二つの目的の下に開かるるを常とする。一は既定の交戰(又は中立)慣例を條約の成文に編綴することで、他の一は未定の交戰(又は中立)法則を新に條約の上に律定せんとすることである。而して前者は、専ら事實の認定に屬するものであるから、その目的を達するに就て比較的容易であるが、後者に至りては各國の主義及び利害自ら相異なる所から、參加國の全會一致を期することは常に容易なりとは云へず、いや寧ろ至難のことに屬する。戰時法則に關する國際會議の既往の失敗は、他にも無論原因ありしならんが、一は右の一見調和し難き二つの目的を同時に達成せしめんとする所にあつたやうである。今後とても戰時法規會議を開かんとするに方りては、この難關は依然前途に横はるに相違あるまい。けれども、その調和を計るに就て努めて倦まずんば、必しも絶對不可能のことに非ずと信ずる。

或は云はん、如何に條約を以て交戰及び中立に關する國際法規を制定して見た所で、戰時とならば強大國は己れの意の儘に之を引裂くのは有勝ちのことで、別して今日その弊甚しく、隨つて條約の神聖などは最早や迂儒の嚙語に過ぎぬから、右様の努力も畢竟無益の業のみと。これは然しながら理由なき見方であらう。國際法規に限らず國內法規でも、亂暴者は往々之を無視して憚らない。兇賊棍匪が横行跋扈し、社會の秩序を破壊するに至るあらば、國內法規とてもその影を沒し、有れども無きと擇ばざることになる。(と云ふも敢て現下の交戰諸國を兇賊棍匪に擬する意味では毫もない)。或は制裁の有無を以て國內法規と國際法規の各無視の相違を云爲するものあれど、特に制裁あるの故を以て國內法規を尊重するといふのは、市井の匹夫匹婦は別とし、識者に向つては意味を成さない。吾等が法を法として尊重するのは、法は社會の秩序を維持す

るがために必要なるものとの信念にありて、制裁があるといふ點に存するのではない（詳しくは第一卷、第二〇三節参照）。国際法規は戦時に於て事實無視され易いが、いくら無視せらるればとて法規そのものが消滅するのではなく、法規は法規として依然儼として存在し、その無視を咎責する標準として国際輿論の上に重きを成すのである。この理を少しく考ふるならば、戦時に無視され易きの故を以て国際法規の制定を徒事徒勞と見るの當らざるは容易に解し得らるべき筈である。

のみならず国際法が二回の大戦に於て無視に無視を重ねられ、權威の殆ど地に墜ちたのを見ればとて、實は驚くにも歎くにも及ばないのである。十年二十年の悪経験は、千年二千年の長き眼を以てすれば一瞬にも足らず、大戦といふ大戦に於て国際法は一步影を没するあるも、次の時代には反動的に二歩も三歩も光明を呈すべく、寸進尺退の次には寸退尺進の日を迎ふること社會進化の常則で、一時の翳雲を以て日月の存在を疑はば誤まる。国際法の忠實なる信徒は一時の非運に眩惑せず、長き歲月の鏡にかけてその前途を卜すべきである。

想ふに國際社會の秩序は今や一大轉換期にある。國際法に對する世人の考へ方も、今後如何に變化するか豫斷し得ないが、必しも悲觀するを須みず、寧ろ却つて良方向に轉換すべきかと思はるに理由が無いではない。問題は要するに各國の政治家の眼識と國際法學者の努力如何に歸着すべく、斯道識者の一大奮翅を望まざるを得ない。

第二章 本論締切後の追録

第一 戦の構成要件と第三國に依る承認問題

ライト教授は承認の唯一の要件と説く

その當否

二七五の二 前に云へるライト教授は、その近刊の一著(Quincy Wright, *The Existing Legal Situation as it relates to the Conflict in the Far East, 1939*)に於て重ねて戦の構成要件に關し『一國の武力行使が法的意義に於ける戦を構成するや否やは、敵對行爲の規模如何には存せず、將た交戰當事者の一者又は數者に依る宣戰、最後通牒、その他の公然たる行爲を以てする交戰の意思表示にすらも關係なく、要は第三國が之を交戰状態と周認することの有無如何に在る。』と説く(But, p. 33)。これは前に述べたる所から推論し得るが如く、奇怪至極の説と評せざるを得ない。凡そ獨立主權國は、その主權に伴ふ基本的權利(假に基本的權利の語が許さるるならば)として、外交權を有すると共に交戰權を有する。この交戰權の發動は第三國の承認如何とは全然沒交渉たるべきもので、即ち第三國の承認の有無如何に拘らず發動し、その發動の結果は對手國との關係の關する限り、苟も前掲の四つの構成要件さへ具備するならば、法的に成立するのである。殊に交戰の意思表示があらば問題は無く、第三國の思惑などは全然關係なきことである。勿論凡そ獨立主權國は國際條約を以て(例へば國際聯盟規約、ケロック・ブリアン不戰條約等の如き)自國の交戰權の行使の上に或制限の設定を受諾することは毫も妨げなく、又その實例は現に多々ある。これは恰も通商條約、同盟條約等に於て平時戦時の外交權の行使の上に於ける或種類の制限を受諾するのと擇ばない。然しながら國際條約の

上に於て受諾するその制限は、交戦権の行使に就ての制限で、交戦権そのものの制限ではない。假に當該條約の加入國にして交戦権の行使に關する制限條項に違反して交戦権を發動せしむるありとしても、手續違反の責は當然負ふべきことなるも、それはそれとして別に交戦そのものは完全に成立する。交戦の法的成立に第三國の承認を要件——しかも唯一の——とすと視るが如きは、國家主權の根本觀念と相容れざる一大謬見である。

想ふるライト教授の意見は、輒近若干の國際條約（又は學會案）の上に散見する『侵略國』なるものの觀念に出發し、謂ふ所の侵略國に對する第三國の制裁は、その第三國と侵略國との間に交戦状態を成立せしむるものに非ず、又第三國人の受けたる損害に就ては該侵略國政府のみ之が責に任すべし、との見解を前提的に支持せんがために構想したる論斷であらう。彼が次で『一國が他の諸國に對し負ふ所の責務「例へば國際聯盟規約、不戦條約等に依るそれを指す」を無視して敵對行為に訴ふる場合には、之に訴へたる國即ち謂ゆる侵略國に對し該諸國は差別的取扱を爲すの自由を有す。斯く差別的取扱を爲すことは、法的意義に於ける戦でない。なぜならば、當事國の法的平等といふことが戰の要件であるが故である。該諸國が交戦當事國に對し不偏不黨の中立を宣布して交戦状態の成立を認めたる場合に於てのみ、そこに交戦状態の地位が成立するのである。』と云ひ、又『違法に敵對行為を開始したる國のみが、ために生ずる一切の損害に對し責任を有し、賠償の義務を負ふべきである。』(Ibid., pp. 34-4)と論ずるは、この推定を確むる一資料と見られる。

第二 第二次大戦に於ける開戦の方式

英國の對
獨最後通
牒

五三四の二 第二次大戦は英佛兩國の獨逸に對する條件附最後通牒の送附を以て開幕となるが、英國の最後通牒即ち在伯林英國大使の獨逸外相に送致せるそれに関しては、その後獨逸外務省の發表したる開戦始末文書 (Auswärtiges Amt, 1939, Nr. 2, Dokumente zur Vorgeschichte des Krieges —— 以下單に Dokumente として引抄) に依れば、その本文左の如くである。

『本使「在伯林英國大使ヘンダーソン」の九月一日を以て閣下「獨逸外相リッペントロップ」に向つて爲すの光榮を有したる通告に於て、本使は本國外務大臣の訓令に由り左のことを申入れた。即ち獨逸政府は波蘭に對する一切の侵略的行動を停止すること、且その軍隊を波蘭領土より即時撤退せしむるの用意あること、の満足なる證言を同政府に於て英國政府に與ふるの用意あるに非ずんば、英國政府はその波蘭に對する責務を遲滞なく履行すべしと。』

『この通告を爲したる以來既に二十四時間を経過したるも、未だ何等の回答に接せず。然るに獨逸の波蘭攻撃は引續き行はれ、且その度を加へつつあり。仍て本使は、本日即ち九月三日の英國夏季時刻の午前十一時までに上述の意味に關する満足なる證言を獨逸政府に於て與へられ且それが倫敦政府に到達するに非ずんば、同時刻以降英獨兩國間に交戦状態は成立すべし、とこのことを茲に申入るるの光榮を有す。』(Dokumente, S. 317, Nr. 477)

この通告は、ヘンダーソンの手記に依れば、九月三日の早朝の彼と獨逸外務省との打合に由り、同日午前九時を以て外相代理のシュミット(無任所全權公使 Dr. Schmidt)に手交せりとある(Henderson, Failure of a Mission, p. 253)。然るに要求の午前十一時までに獨逸政府より何等の回答に接せざりしとして、英國外相ハリファックスは同日午前十一時十五分、在倫敦獨逸代理大使に公文を手交し、在伯林英國大使の前記通告の次第と、且期待の期限までに何等の回答に接せざりしが故に、九月三日午前十一時以降兩國間に交戦状態成立すとのことを通告した(Dokumente, S. 316, Nr. 478)。故に英國の前記最後通牒は、九月三日の午前九時に

之を獨逸政府に提出し、而して限るに同十一時を以てしたる正味二時間といふ極めて短少の回答期間のものであつたのである。

他方、在伯林英國大使は同日午前十一時少し過ぎ、獨逸外相より即時の來省を求められたので、彼は午前十一時三十分に出省した。彼の手記には

『すると外相は直ちに予に交付すべき長文の覺書を讀み聽かせた。即ち先づ英國政府發送の最後通牒の性質に於ける何等要求は之を受諾する能はずと云ひ、次に英國の以て執らんとする何等侵略的行動に對しては酬ゆるに同じ武器を以てすべしと云へるもので、餘の全文はただ國內及び中立國の消費用と思はるる純乎たる宣傳記事に屬し、要は事態の責任は一に英國のみを負ふべきものとすることを獨逸國民及び廣く國外に知らしめんとの趣意のものに外ならず。』(Henderson, *Ibid.*, p. 384)

とある。その揣摩の是非は措き、獨逸外相の同大使に手交せる覺書は、段落を五項に分ちたる事實長文のもので、その第一節に於て先づ『獨逸政府及び獨逸國民は英國政府より最後通牒たるに均しき要求を提示せらるることも、接受することも、況して受諾することも、總て之を拒絶す。』と言明し、次に第二節乃至第四節に於て問題の由來を略叙し、而して最後の第五節に於て

『故を以て獨逸政府は、獨逸防護のための軍隊を撤退せしめて再び以前の不安且不正の状態に立たしめんとするが如き最後通牒的要求を以て獨逸に迫るが如き何等企圖は之を峻拒する。聽かずんば獨逸に向つて開戦すべしといふが如き脅威は、これ英國の幾多の政論家の過去數年に互る意圖とまさしく合致するものである。獨逸の政府及び國民は英國との了解及び親好すらも之を希ふの意を既往幾たびか英國國民に向つて證言した。英國政府にして之を今日まで拒否し、而して今日改めて開戦の公然たる脅威を以て我國に答ふることは、その結果に伴ふ責任は全然英國の内閣、殊に

獨逸國民の破滅を多年説教し來れる同國の人々之を負ふべきである。獨逸の國民及び政府は英國とは異なり、世界を支配せんとするが如き意圖としては之を有せず、ただ自國の自由、獨立、及び生命そのものを防護せんと決心するのみである。獨逸に對しヴェルサイユ條約以上の一層強き打撃を加へざる可らずと英國政府を代表してキング・ホール氏の我國に通じたる意圖は我國まさに之を了承し、乃ち英國の以て行はんとする何等侵略的行動に對しては我方之に酬ゆるに同一の武器と同一の方法を以てす。』(Documente, S. 318-9, Nr. 479)

と記せる語辭頗る峻嚴のものであつた。

五三四の三 佛國政府も在伯林大使クーロンドル (M. Courtonne) をして、九月一日に英國政府のそれと同一の要望を獨逸政府に申入れしめたが、回答に接しなかつたので、同大使は九月三日午後零時二十分を以て獨逸外相に謁し、事由を説明したる上左の公文を之に手交した。

『本使の九月一日午前十時を以て閣下に手交したる公文に對し九月三日正午に至るも獨逸政府より何等満足的答案に接せざるを以て、本使は本國政府を代表し茲に左の通告を閣下に致すの光榮を有す。

『佛共和國政府は左のことに就て最後の閣下の注意を喚起するをその義務なりと思惟す。即ち獨逸政府が宣戰なしに波蘭に向つて敵對行爲を開始したること、而して波蘭に對する凡ゆる侵略的行爲を思止め、その軍隊を即時波蘭領土より撤退せしむることの佛英兩國政府の提議を採擇せざることに伴ふべき責任の重大なることは是れなり。

『故を以て佛共和國政府は、豫て波蘭との間に取結びたる獨逸政府御承知の條約上の責務を本日即ち九月三日の午後五時以降履行するの義務の下に立つことを茲に獨逸政府に通告するの光榮を有す。』(Ibid., S. 319, Nr. 480)

五三四の四 一九四〇年十月二十八日、伊太利は希臘に最後通牒を送り、次で伊希兩國は交戰状態に入つた。この最後通牒は、同日羅馬及びアテネ發『同盟』通信に依れば、在希都伊國公使は同日午前三時を以て

希臘政府に提出し、同午前六時を以て即ち三時間を回答期限とせるものであつた。而してその期限満了に先だつ三十分前に(或は午前五時ともあつた)伊軍はアルバニアの國境各所より大舉侵入し、而して希軍は之に抵抗し、茲に開戦となつたとある。最後通牒に對する僅に三時間の回答期限は稀に見る短少のものであるのみならず(前掲の英國の對獨最後通牒はより短き二時間であつたが)、期限満了に先だつ對手國領土内への侵入即ち敵對行動の開始は、現行國際法規の關する限り蓋し之を許さざる所のものであらう。(但し該現行法規そのものは是非は別論である)。

右の最後通牒は頗る長文のものなるが、希臘に對する要求の骨子は、その末段にある『希臘の中立及び伊太利の安全に對する保障として現伊英交戦の繼續する期間、伊國軍隊を以て希臘領土内の或軍事的要地を占領することに決したるに付、希臘政府に於てこの占領に抵抗せず、且この目的に於てする伊軍の自由通過を阻礙せざることを要す。』の一句にありて、即ち一の保障占領として報道せられた。然しながら保障占領なるものは、條約協定上の義務履行の保障として對手國との合意の上にて特定地を該義務の遂了まで占領するといふ性質のものであるから、この場合に保障占領と稱するは當らない。さればとて或損害に對する賠償を要求し、その賠償支拂を對手國が納得するまで特定地を占領するのとも目的が違ふから、謂ゆる要償占領にも當嵌まらない。伊軍のこの場合に於ける占領の實行は、希臘の中立及び伊太利の安全に對する保障とあるが、英國に依る希臘の中立の侵害に對する希臘の救済懈怠、延いて伊國の安全に對する脅威は、而してこれを事態緊急なりと見れば、伊國は國家自衛のためとして自身之を排斥するの權利を勿論有するから、この場合に於ては右の占領は自衛行爲として主張するのが最も論理的であらう。自衛行爲であらば對手國の承認を俟

つべき限りでないこと勿論であるから、その實行に方りては敢て最後通牒を發せず、即時軍事行動を開始するに妨げなく、既に之を發したにしても、事態同じく緊急と見れば、回答期限の盡きざる中にその開始に移るも亦妨げない。伊國のために計るならば斯く論ずるのが最も妥當なるべく、保障占領などに結付けると或は却つて最負の引倒しになるかも知れない。

獨逸の對蘇宣戰

五三四の五

獨逸と蘇露國との交戦状態は最後通牒送附の形式に依らず、獨逸の一九四一年六月二十二日朝の開戦理由の發表を以て成立した。その發表の次第は、先づ獨逸宣傳相ゲッペルスの日午前三時半に爲せる開戦のラジオ放送、次で外相リッペントロップの同じくラジオに依る長文の開戦理由書の朗讀、更に次で同日朝同外相の在柏林蘇露國大使に手交せる公式のこれ亦長文の開戦覺書の通告を以て行はれ、且この間に於て、同日午前五時半、在モスコフ獨逸大使は蘇露國外相に對し獨蘇間に交戦状態成立の旨を通告した。而して獨逸軍司令部の同六月二十九日發表として報ぜられた所に依れば、獨逸軍は同月二十二日午前三時を期し蘇露軍に向つて敵對行動を開始し、程なく蘇露機三百二十基を撃墜し、同日夜までに地上にて破壊せる分を加へて千八百十一基の多數に上る敵機を潰滅せしめたとあり、又獨逸東部軍は二十二日の未明に國境を突破し、逐次敵軍を撃破したとある。この未明とは、蘇露國外相モロトフの同二十二日午後零時十五分より爲せるラヂオ放送演説には『獨逸は二十二日午前五時、本政府に對し何等の理由を説明せず宣戦をも布告することなくして、蘇露國國境を數ヶ所の地點に於て突破侵入せり。』とあつたので、假に之に依るとせば、獨逸軍の敵對行動は大凡同日午前三時頃より五時頃の間上空及び陸地に於て開始されたものと思はれる。右は當時の新聞電報に依るものであるが、假に之に誤りなしとすれば、左の事實が認めらるべきである。

即ち(一)獨逸政府の國內への開戦布告は六月二十二日の午前三時半より行はれたること、(二)同政府の蘇露國政府への交戦状態成立の通告は同日午前五時半を以て爲されたること、(三)敵對行動は右の通告に先たつ午前三時乃至五時には既に開始されたること、これである。

この中の(一)は國內關係の事項に過ぎず、國際法上何等問題とする所でない。問題は(二)及び(三)の對手國政府への交戦状態成立の通告と敵對行動開始との先後如何にある。開戦に關する現行海牙條約に依れば、理由附の開戦宣言(又は條件附最後通牒)の通告を爲した後でなければ敵對行動を開始してはならぬとなつてある(第一條)。而してこの條約には獨蘇兩國共に批准國であるから、嚴格に論ぜば獨軍の敵對行動開始は手續の先後に於て右の規定に抵觸するの嫌ありしを否み得ない。

然しながら凡そ交戦は、假に開戦の手續に違反がありたればとて、その法的の成立を毫も妨ぐるものに非ざることには既に縷説した通りである。のみならず右の規定は、空襲にて機先を制することの戰略上如何に緊切なるかに末だ想到せざりし言はば先史時代の要求に屬し、現代の戦鬪の實際に副はざるの甚しきものである。今日にありては、愈々開戦の危機迫るとならば、敵機は開戦の宣言(その國內布告たると對手國政府への公式通告たるとを問はず)と同時に、若くは之に先だち、何時來襲を試むるかも知れずと想定すべく、古びたる——よしんば尙ほ現行のものなるにもせよ——條約の規定を楯にその違法を云爲して見た所で寸毫の效果あるものでない。(この意味に於て現行本條約には、その時代錯誤たるの故に於て必然更正を加ふるの要あることも既に述べた)。國際法則は現實の事態の要求と一致せしむるやうに律定せねばならぬ。世上假に獨逸の對蘇開戦手續に非難を挟むものありとせば(現に蘇露國外相は「獨軍は本政府に對し何等の理由を説

明せず宣戦をも布告することなくして……と稱して獨軍の國境侵入を非難したること前掲の如くである)、それは事態の變遷を辨知せざる迂儒の管見たるを免れない。

尙ほ伊太利政府も獨逸の對蘇宣戦に應呼し、同六月二十二日午前五時半を以て在羅馬蘇露國大使に伊蘇兩國間に交戦状態成立の旨を通告したとある。但し實際の敵對行動が之に前後して開始ありたることは聞かぬ。

第三 敵性の發生

五九五の二 『敵外人』の意義及び取扱方に關し第二次大戰に於て英佛獨諸國政府の執りたる方針は、大體に於て第一次大戰のそれを追へる如くなるも、多少の相違點せるが無いでもない。

一九一四年の第一次大戰は、サラエヴォの一悲劇は單に一條の導火線に過ぎず、戦因の由來する所は疾くその以前にありて、民族的及び經濟的の多年の爭鬪的角逐は到底當年の大戦を招徠せしめずんば已まざりしものであつた、といふに一理あるには相違なきも、それは史家の長日月を大觀せる因果探究の結論に屬し、現實舞臺の關する限りに於ては、歐洲各國の政治家及び外交家の多くが豫期せざりし寧ろ突發事たりしものであつた。然るに第二次大戰は、獨逸の一九三五年六月のヴェルサイユ平和條約第五編の軍事條項の破棄、翌三六年三月のラインランド侵入、翌々三八年三月の埃太利併合、次ではズデーデン地方の割取、更に次ではチェッコの解體等、ヒットラーの破竹の勢を以て邁進せる積極政策に直面して歐洲諸國は概ね近く干戈の再び避くべからざることを豫感して居つた。故に第二次大戰に先だつ一兩年來、現交戦諸國政府は一方には國

内居住の外國人に對しては漸次監視の度を加ふると共に、他方には開戦の曉に前大戦に於て實驗したるが如き在留敵國人の抑留保護に伴ふ面倒、殊に糧食その他諸經費の當加を避くるため、彼等の退去に寧ろ便宜を與ふるの方針に出でた。且開戦の直後に於て、素早く退去する能はざりし女小供は、中立諸國を通じその退去方に就て相互的に便宜を取計ふの措置を執つた。故に敵國に引續き在留するを欲せざる外國人、殊に獨逸居住の英佛人は、多くは開戦前に又は開戦と同時に居住國を引揚げて了つた。尤も開戦後も暫くは、獨逸人にして英國に在留せるもの約七萬五千、佛國に在留せるもの約四萬五千を算したが、彼等の多數は政治的、人種的、宗教的の關係から、ナチスの政府より追放せられたる言はば亡命者であり、隨つて本國政府に對し寧ろ反感を抱ける輩で、中には英佛側の勝利を希へる者すらありし位であつたから、その『敵外人』たるには相違なかりしも、當初即ち謂ゆる『第五列』の活躍するに至れる頃までは、英佛兩國政府共に第一次大戦當時ほど彼等に對する檢束的取締を嚴にしては居らなかつたやうである。

五九五の三 されば英國政府は、開戦直前の一九三九年九月一日、一九一四年制定の外人取締法に多少の改正を加へ、中に於て『敵外人』を『英國の臣民に非ず英國の保護人にも非ずして皇帝陛下と交戦の國の國籍を有する者』("an individual who not being either a British subject or a British protected person, possesses the nationality of a state at war with His Majesty the King.")と定義し、獨逸の國籍を有する者は總て之を『敵外人』に編入したるが、しかも英國外相(Sir J. Anderson)は同九月四日の下院の演述中に於て眞の敵外人("real enemy aliens")と形式的の即ち友好的の敵外人("technical or friendly enemy aliens")とを區別し、兩者の各取締の上に寛嚴の手心を加ふるの餘地あることを暗示した。今その取締方の一斑を見るに。

英國政府は開戦の直後、國內在留の約七萬五千の獨逸人を悉く特別名簿に登録し、その履歴、思想、性行等を詳細に探査し、その結果を倫敦その他敵外人の在留する重なる地方に臨時設置せる百有餘の『外人法廷』("Aliens tribunals")に報告せしめ、同法廷にては彼等の眞の敵外人即ちナチス黨同志の者なるや將た謂ゆる友好的のそれなるやを決裁する。而して前者と決裁したる者は之を甲種の敵外人として直ちに抑留することにし、その爾く決裁するに疑ある者は之を乙種の敵外人とし、或制限の下に置くも抑留はせざることを得ざる。その制限とは、例へば在留地より五哩以上を距る所に往來するを得ざること、寫眞機は一切携帯するを得ざること等で、附するに禁鋼刑の罰則を以てしてある。會て在本邦獨逸大使たりしゾルフの子息某は學生として英國に在留し、右の乙種に屬する者としてあつたが、彼は或時英國の或所に落下したる獨逸の一航空機を密かに携帯の寫眞機にて撮影したる廉に由り、禁鋼一ヶ月に處せられた例などもある。

更に獨逸人にして該法廷に向つて自身英佛側に同情を有するに相違なきことを立證し得たる者(その多くはナチス政府に追はれて英國内に亡命中の者)は之を丙種の敵外人とし、登録名簿の上には "Refugee from Nazi Oppression" と附記して之を特別扱にした。

右の『外人法廷』にて決裁したる數は、開戦後六ヶ月間に獨逸人約六萬二千、獨逸人約一萬二千、合計約七萬四千と云はれ、中にありて甲種として抑留したる者約二千で、餘は乙丙兩種の孰れかに屬せしめ、その結果抑留となれる甲種は獨逸人全員中の二分五厘、特別の制限の下に置かれたる乙種の者約一割一分、餘の約八割六分は何等制限の加へられざる者としたとある。之を英國が第一次大戦に於て在留獨逸人約五萬の中その

九割九分までを抑留に處したに比すれば、その取扱上に大相違があつた譯である。

然るにその後獨逸の對諾及び對蘭白作戦に於て謂ゆる『第五列』の活躍となるや、英國(及び佛國)政府には國內在留の敵外人は勿論、一般外國人の監視をも嚴にし、蘭白よりの避難者をも悉く登録し且その行動の上に制限を加へ、又前記の乙種敵外人に對する制限を稍々嚴にし、その大部分を婦女をも合せてマン島に抑留するに至れること既述の如くである。

五九五の四 次に佛國にありては、由來同國內に在留する外國人は頗る多數で、平時概略三百萬を算し(即ち佛國內の全人口の約百分の六に當る)、その中には外國の政治的亡命者の類も少なからず、中には既に佛國に歸化した者もあらんが、多くは依然外國人となつてある。開戦當時には、この外國人中伊太利人約九十萬、獨逸人約四萬五千とあつた。佛國政府は開戦の危機迫ると共に一切の外國人を登録し、敵外人(Ennemis)は内務長官の發給する身分證明書を携帶せしめ、又許可なしには各在留地を離れること能はざらしめたが、次で九月四日(一九三九年)、獨逸人にして十七歳以下の男子約一萬五千は毛布一枚、下衣一枚、糧食二日分、庖丁及び洗面器を携帶して『外國人集合中央部』(開戦と同時に競馬場及び競技場を急ぎ改造したる "Centres de Rassemblement Etranger")に出頭せしめ、その出頭するや悉く抑留となり、佛國政府は之を國內六ヶ所に別けて收容した。けれども、その後間もなく獨逸人中の友好的のものと否とを殊別するの要を主張する論が佛國の議院内に起り、政府は之に鑑みて調査の末、敵外人を(甲)ヒットラーの禮讃者、(乙)有力なる佛國人からの良性の保證ある者、警察官署の良性の證明ある者、妻又は子にして佛國生れの者、埃太利及びザール地方よりの亡命者、ナチス政府より國籍を褫奪せられたる元獨逸人、兵役

不適齡者、海路佛國を退去するを得る亡命者等に別ち、前者は依然抑留するも、後者(約七千人)は三ヶ月程經たる後に抑留を解かれた。その乙に屬せる者にして二十歳以上四十八歳以下の兵役適齡者中には、佛國軍隊に編入せられて佛領アルゼリー方面に出征せしめられた者もあつた由。而して獨逸人中には、一日六ツラソ及び卷煙草二十本の支給にて佛國の軍事工場又は農場の勞役に従事せる者もありしと云ふ。

五九五の五 獨逸にありては、開戦の際同國內に在りし英佛人は合して四五千を出でず、而してその大部分は開戦と共に獨逸國內より退去し、引續き在留せる者は何程も無かつたやうである。獨逸にては彼等の總てを先づ英國人、次に佛國人の順序にて警察官署に登録せしめ、且特別の許可なくして各自の住所を離るることを得ずとし、且必要と認めたる者、特に兵役適齡者は之を抑留することにした。けれども、その數は僅に二三百名を出でなかつたやうである。

伊國が六月十一日(一九四〇年)を以て獨逸側に起つて参戦したる當時にありては、同國に於ける英佛人の大部分は既にその直前に漸次在留地を引揚げたので、残るは極めて少數であつたが、その中の兵役適齡者は伊國政府悉く之を抑留したとある。

他方にありて伊國の参戦當時、同國人にして英本國に在留せる者約一萬二千、加奈陀に約一萬六千、濠洲に約一萬七千、外に地中海沿岸の英佛屬領地に百有餘萬を算した。その中にはムツソリニの禮讃者もあれば反ファシスト黨もありて、思想別にすれば極めて雜駁のやうであつた。英佛兩國政府は既に第二次大戰の初期に於て在留伊國人を總て警察官署に登録したるが、伊國の参戦と共に孰れもファシストの輩は之を抑留した。他の伊國人に對しても、佛國政府にありては、佛國に對する忠義を誓ふか將た抑留に甘んずるかを突止

めたるに、その七割五分までは忠義を誓つたと聞く。

以上は主として倫敦タイムスの關係記事及び R. M. W. Kempner, "The Enemy Alien Problem in the Present War," *Amer. Jour. of Int. Law*, Vol. 34, July 1940, p. 443 以下の論文を参照して叙述せるもので、事實多少の相違あるかも知れぬが、第二次大戦に於ける各交戦國の在留外國人の取扱振の一斑は之にて推知するを得べきかと思ふ。

第四 法人の敵性

五九九の二 英國政府は第二次大戦に於ても、開戦直後の一九三九年九月三日を以て對敵通商禁止法を發布せるが、その第二款に於て

本法に於て『敵』と稱するは左記のものを謂ふ。

- (イ) 英國と交戦の一切の國又は元首。
 - (ロ) 敵國領土に於ける居住箇人
 - (ハ) 本法に於て敵たる所の人に依りて管理せらるる限り、何れの場所に於けるを問はず業務に従事する一切の社團(法人たると非法人たるとを問はず)。
 - (ニ) 英國と交戦の國に於て又はその國の法律に依り構成せられ又は法人となれる一切の社團。
- 但し敵國臣民たるの故のみにては當該人をその中に包含せしめず。

と規定した。即ち何れの地に於て營業するを問はず苟も敵人の管理を受くる所の會社、及び敵地に於て又は敵國の法律に依り成立せる會社は、孰れも之に敵性を認むることにし、大體に於て第一次大戦當時の定住所

第二次大戦と英國の對敵通商禁止法

獨逸の法令

主義兼管理主義の方針を踏襲した。佛國の本件に關する法令は審でないが、察するに英國と同一歩調を取つたことであらう。

獨逸の之に對應すべき法令もこれ亦詳に知るを得ないが、開戦の直後に制定の捕獲令には、第八條第一項に『貨物の敵性なるや又は中立性なるやは所有者の國籍に依りて之を定め、所有者が無國籍人なるときは定住所に依りて之を定む。會社が所有者なるときは該會社の所在地に依りて之を定む。』とありて、即ち會社たる法人の敵性に關しては本店(と解すべきであらう)の所在地が敵地(敵の本國又は占領地)なるや否やを専ら標準とし、管理主義は取らざるものと讀める。けれども敵國たる英佛兩國にして既に法人の敵性に定住所主義兼管理主義の擴大的方針を執れるに拘らず、尙ほ且右の規定を以て獨逸が満足すべしとは考へられず、蓋し之に對應すべき特別の法規の制定ありしことと思はるるが、之に就ては未だ充分の資料に接しない。

第五 開戦と傭船契約の效力

七四三の二 川崎汽船會社對パンサム汽船會社の傭船契約解除に伴ふ損害賠償要求の件に關する英國控訴院の判決の要旨は上叙の如くであるが、その後入手せる米國國際法雜誌(一九四〇年七月號)所載の全文に據り、該判決の内容を尙ほ參考のため左に抄譯する。

『川崎汽船株式會社はパンサム汽船株式會社との間に一九三六年六月二日付にて傭船契約を取結び、後者所有の一汽船 *Naiasa Meadow* を傭入れた。本契約第三十一條には "Charterers and owners to have the liberty of cancelling this charter-party if war breaks out involving Japan" と規定す。この規定に依り船主は一九三

支那事變に關する英國控訴院の判決

七年九月十八日備船者に對し本契約の解除を通告したるに、備船者はこの解除を不當とし、之に由る損害の賠償を要求し、遂に仲裁案件となれり。

「仲裁者の取調に方り備船者は大規模の闘争が日支兩國の軍隊間に起りたることを認めたるが、しかも同九月十八日には該兩國間に開戦なかりしと辯ぜり。その理由とする所は(イ)日支兩國共に宣戦せざりしこと、(ロ)日支兩國間に外交關係の斷絶なかりしこと、(ハ)英國政府は日支間に交戦状態成立せりと認めざりしこと、(ニ)米國は中立法を發動せしめざりしこと、及び(ホ)日支兩國共に交戦の意思 (*animus belligerandi*) を有せざりしことと云ふにあり。右の(イ)、(ロ)、及び(ニ)は孰れも船主側に於て肯認したるが、(ハ)に關しては英國政府の一九三七年九月十一日付及び一九三八年一月二十四日付の二書翰の提示ありて、備船主は該書翰の陳述を決定的のものと主張せり。

「船主側の主張する所は、(イ)備船契約の第三十一條の字句は、國際法に於ける技術的且學理的の意味よりも寧ろ普通の且通俗的の意味に於て解すべきこと、(ロ)同條に謂ふ「戦」とは宜しくその自然の意味に解すべく、法律的の語として解すべからざること、(ハ)戦は九月十八日前に起りたること、(ニ)日支兩國は交戦の意思を以て大規模に軍事行動を開始し、國際法に於て謂ふ所の交戦状態が成立したること、(ホ)他國に依る交戦状態の承認は要件に非ず且交戦状態は依然他國の承認前に成立すること、と云ふにあり。

「仲裁者は、九月十八日前に(イ)日本は支那軍を北支及び上海方面より驅逐し、之を撃破して屈服せしめ、自國の政策を支那政府の上に強要せんと欲したること、(ロ)支那は日本軍の自國領土内への侵入に對し全力を擧げて抵抗せんと欲し、且支那の中央及び地方政府並に自國の政治を日本が何等支配せんとするに抗拒せんと試みたることの事實を肯認せり。且仲裁者は事實の問題の關する限り、九月十八日前及び同日を含む九月の軍事行動は日支兩國共に交戦の意思の下に之に従事したるものと肯認し、而してそれが事實の問題にてある限り、九月十八日には日本の従事する戦が起りたること、及びその軍事行動は日支間に普通の且通俗的の意味に於ける戦を構成したるものなることを肯認

し、斯くして仲裁者は法廷の意見は之を留保し、備船主は船主に對し損害賠償を要求するの權なきものと裁定せり。裁判所に於ては、備船契約の解釋上及び事實取調の結果として、一九三七年九月十八日には日本の従事する戦が起りたりと爲せる仲裁者の裁定は當を得たるものなるや否やを審理することとなれり。

「その審理に當れる判事ゴッダルドは、當業者が商業上の目的にて起草する文書の上に用ゆる文字は普通の意味に解すべく、隨つて日支間に起れる軍事行動は一九三七年九月十八日には本備船契約の文面上一の戦を構成するものと判決せり。然るに備船者はこの判決に服せずして本院に控訴せり。

「本院は本問題は極めて明瞭にして、ゴッダルド判事の判決は全然正しきものと決定せり。原告代理人クリップス氏は、凡そ國家の事柄に關しては政府の決定及び陳述は常に終結的たるのみならず、不可缺のものなること英國の法則にして、法廷は之に悖る判決を下して政府に迷惑を蒙らすが如きことは宜しく避くべきなり。……と論ずるが、英國政府が日支間に交戦状態成立せりと認むるや否やは法廷の關する所に非ず。問題は特定の文書の解釋上に於て本件の場合に船主は備船契約を解除するの權を有するや否やにあり。而して政府の表白せる見解に從つて該契約の條項を解釋するは不可能にして、交戦状態は英國政府の承認なしと雖も成立することは *Thelluson v. Gosling* (4 Esp. 266) の判決の支持する所なりとす。

「次に「日本の従事する戦の起りたるときは」の「戦」なる語は曖昧なる通俗的の意味のものに非ずして、國際法の原則の上に見出さるる法的意味のものたらざる可らずとの論點なるが、謂ふ所の原則なるものは何れにあるか。論者は、それは國際法の幾多の著書の上に見出さると云ふも、諸著者の意見は必しも一致せず、戦の定義に關する諸説の間には撞着もあり。原告代理人は、戦の一要件は戦鬪者の双方又は少なくともその一方に於ける交戦の意思なりと論ずるが、何を以て交戦の意思と爲すかも亦曖昧の一問題にして、之を定義することは戦そのものを定義すると擇ぶ所なるべし。彼は外交關係の斷絶を以て戦の決定的の一要件と云へるも、これ唯だ參考とすべき一要件に過ぎず。その果

して交戦の意思ありしや否やは事實の問題であり、而して仲裁者は、それが事實に於て存在せりと見たり。原告代理人は右の事實を支持すべき何等證據なしと云ひ、交戦に従事する當局者及び兩國政府の若干の言説を援用するが、行動に言辭よりも雄辯にして、戦が特定の日に於て現實に行はれたりとの事實に徴せる仲裁者の裁定は覆へさんとして得ず。即ち原判決は決定的のものとし、本控訴は之を棄却すべきものと判定す。』

(Amer. Jour. of Int. Law, Vol. 34, July 1940, pp. 533-6)

第六 同盟條約の參戰義務發生條件

七六〇の二 昭和十五年九月二十七日調印の日獨伊三國同盟條約は、歐洲及び大東亞の各新秩序建設の上に極めて意義ある最重要の劃史的の一大産物であること言を俟たない。この同盟條約の調印を見るに至りたる國際政局の推移及び三國間の交渉始末は、事専ら外交政策及び外交史論に屬するので、本講の範圍外として今觸れず、此には主として國際法的見地に於て本同盟の主眼たる參戰義務發生條件 (causes for entry) に就て一應の解説を爲すに止める。

凡そ同盟條約には、その參戰義務發生條件の原因を作す所の目的を前文に掲ぐるのを普通とする。舊日英同盟協約に於ても、他の歐洲諸國間の同盟條約に於ても、悉くその例に洩れない。本同盟條約もその前文に於て、日獨伊三國政府は『萬邦ヲシテ各其ノ所ヲ得サシムルヲ以テ恒久平和ノ先決要件ナリト認メタルニ因リ、大東亞及歐洲ノ地域ニ於テ各其ノ地域ニ於ケル當該民族ノ共存共榮ノ實ヲ舉グルニ足ルベキ新秩序ヲ建設シ且之ヲ維持セムコトヲ根本策ト爲シ、右地域ニ於テ此ノ趣旨ニ據レル努力ニ付相互ニ提携シ且協力スル

コトニ決意セリ。……斯クシテ世界平和ニ對スル三國終局ノ抱負ヲ實現セムコトヲ欲ス。』と宣明して本同盟締結の目的を表示してある。斯く宣明したる本同盟の目的は、締約三國の對外政策の大方針を之に依り内外に聲明したるもので、從來の諸同盟のそれに比し遙に高邁深遠の概がある。この目的からして、日本は獨伊兩國の歐洲に於ける新秩序建設に關し指導的地位を認め且之を尊重し、獨伊兩國は日本の大東亞に於ける同様の地位を認め且尊重すること(第一條及び第二條)、而して日獨伊三國はこの方針に基く努力に付相互に協力し、更にその孰れの一國にしても現交戰當事國以外の第三國より攻撃せらるるときは、凡ゆる政治的、經濟的、及び軍事的方法に依り相互に援助すること(第三條)を相約した。これが本同盟條約の大主眼であり、右の第三條が參戰義務發生條件を構成するものである。一國が他國に對し指導的地位に立つと云へば、その他國の獨立的自尊心を傷くるの嫌あるが、新秩序建設に關しての指導的地位と云へばその懸念は無い。この點に於て締約當事者の用意周到を認むべきである。

右の條文中にありて『大東亞』(“Great-Orientalischen Raum”)は、今回の國際文書の上に於て始めて現はれた文字であらう。東亞の語は既に明治三十八年の第二回及び同四十四年の第三回の各日英同盟協約の上にもあるが、之に大を冠したる用例は從來會て無かつた。つまり近時我國の外交論策の上に屢々見ゆる所の大東亞共榮圏の語に照應するものである。この條文を卒讀しては何人も先づ疑問とするのは、謂ゆる大東亞の範圍如何である。大東亞共榮圏と稱する命題の中には、東亞の獨立國もあれば歐洲諸國の屬領地もあり、又その歐洲屬領地中には、本締盟國中の少なくも獨逸が現に相當の經濟的利害關係を有する例へば蘭領印度の如きもある。然しながら我國が之に對し將來門戸閉鎖主義を執り、他國の機會均等を許さず、といふが如

き方針に出づるに非ざる限りは、他國とても異議を挟むの餘地はあるまい。要するに大東亞と汎稱する地域に於ける新秩序建設に關し帝國の指導的地位を獨伊兩國に於て認め且尊重するといふに就ては、謂ふ所の大東亞の範圍如何に關し締盟國間に於て事前に必然隔意なき談合があり、十二分の了解に到達し得たる結果であること想像する迄もない。而してその了解に到達したる大東亞の地域は之を締盟三國間の默契に止め、世に公表せざることを以て外交上に有利若くは必要のことと認められたものと信ずる。

同じ理由に於て、第一條の『歐洲』の範圍に關しても、第二條の『大東亞』のそれと同様に、獨伊兩國が帝國政府との間に充分の了解を遂げたものなることは疑ふべくもない。

前掲の第三條には『現ニ歐洲戰爭又ハ日支紛争ニ參入シ居ラザル一國』とありて、特定の國を指してないが、これは何れの同盟條約にも見る所の通則的の書方で、露骨に擬想敵國を明記するものとしては、古來一も無しと云つて可い。然しながら凡そ軍事的同盟條約（本條約も無論その要素を含有すること第三條の文面に照し毫髮の疑を容れない）には、一として擬想敵國のあらざるは無く（事實それが無いならば特に軍事同盟を取結ぶ理由も必要も無い譯である）、しかも一として何れの國をも對象とするものに非ずと懸言せざるはない。又外交當局者も、努めて何等擬想敵國の無いことを疏明するを常とする。これは外交政策の上から毫も怪むに足らない。さりながら、その含蓄する擬想敵國の何國なるかは、當該同盟條約の由來する所を想へば、何人も之を推定するに容易である。本同盟條約に於ても亦然りて、即ち第三國に對する外交的辭令は別とし、謂ふ所の『一國』とは孰れの國を指すやは、之を推定するに難きを覺えない。（『一國』とは數國に對する一國ではなく、單に不定冠詞附の或國の意味である）。且現に交戰國たる以外の一國と云ふも、例へば巴

擬想敵國の推定

爾幹の一小國が英國側に加担するあればとて、我國に參戰義務が發動する譯ではない。その發動を促すに至るべき特定國の何なるかは、締約國間の默契の下に自ら限定されてあるべきである。

第三條にある『攻撃せられたる』（"angriffen wind"）の語に關しては、由來攻撃即ち Angriff——英語では Attack——は、その性質及び手段に幾様の意義もあり、形容的には對手の言説や態度などの排撃にも用ひらるるが、元來は英語のアタックで云へば、英字彙に "To assault"; "fall upon with force"; "assail as with force and arms"; "begin hostilities against" 等の解説ある如く、此では主として武力に依る侵襲と解して然るべきである。さりながら例へば米國が武器彈藥類、飛行機艦艇等を公々然と英國に供給し、英國の對獨作戰を事實的に援助する。獨逸は之を認めて米國の攻撃を受くるものと爲すべきか。將た英國が緬甸ルートを開き、米國は之を通じ盛に軍需品を蔣政権に輸送し、これ亦事實的に蔣の對日作戰に援助を與へる。之を帝國政府は米國よりの攻撃と看做すべきか。現代の交戰は武力のそれであると同時に經濟力の闘争であり、いや武力以上に經濟力の輸贏が戦局を支配すること大であるから、物資殊に軍用器材の憚るなき敵方への供給は我方に對する一種の攻撃なりとの論も或は立たぬであるまい。ただ斯かることは法理的解釋よりも時の勢に支配され易いから、豫め肯否を論斷するは早計であらう。

凡そ參戰義務發生條件は、元々自動的に發動するものではなく、締盟國の之を發動せしむるの決意ありて始めて發動するのである。參戰義務發生條件は、之を發動して貰はんと欲する締盟國の一方たる甲が他方の乙に對してその發動を要求するを得る所の條約上の權利たるに止まる。乙國はその要求に應ぜねばならぬ條約上の義務を負ふこと論なきが、その義務を履行するに就ては、先づ現實の事態は本條約中の他の關係條項

攻撃の意義

見解の異同の調整

と照し合せ、その果して規定の義務を構成せしむるものなるかを覆査し、然る上にて即時参戦すべきものなるや否やを決定すべきである。殊に参戦義務発生条件ありと雖も、右の甲國は軍事外交上の見地から乙國の即時の参戦を希はざる場合も無いとは云へず、その希はざるに強て参戦するは面白からず、又その必要もあるまい。要するに参戦義務発生条件は、之に依り締盟國中の甲は乙に對し参戦を要求するの權利を、又乙は之に應ずるの義務を、條約上互に有せしむるに止まり、その權利義務の現實の發動に就ては、更に當該締盟國間に協議の餘地あるものと解すべきである。舊日英同盟協約では、参戦義務発生条件は「直に」發動する規定であり(第二回及び第三回の同協約第二條)、隨つて該條件の發動の時期に猶豫を許さざるものとなつてあつたが、本條約には斯かる限定的規定は無い。その無いのは特に不要として省いたのであるか、將た氣の附かざりし偶然の筆落ちであるか詳でないが、察するに前者であらう。

本三國同盟に對する我國の参戦義務に關しては、當時の外相松岡氏の衆議院豫算委員總會(昭和十六年一月二十六日)に於ける説明を見るに、

『……日獨伊三國條約第三條に謂ゆる攻撃のあつた場合には當然に第三條で規定した参戦の義務が生ずる。これを細かく分けて申すと、なかなか議論が付きまない。窪井君の述べられたやうに、個人間の喧嘩ですら多くは實際とつちが始めたのか分らぬ。況や非常に複雑してあるこの國際關係に於ては、なかなかその判断は難かしい。後に至つて歴史家があらゆる材料を集めて判断してみても分らぬ場合が多い。たゞこれだけは私は言へる、獨逸が何等故なくして亞米利加大陸を襲撃にかかつた場合は第三條に入らぬことは確かだ。他の場合は大概入るだらうと思つてゐるが、しかしそれも、その時は何しろ第三條に依つて國を眞に賭するか賭せぬかといふことを決するのであるが、我が政府に於ても朝野を擧げて極めて慎重なる審議を遂げらるべき筈のものと思つてゐる。私はこれだけははつきり申して置

く、又我民族の名譽のために、日本國民は斷じて逃げたいために詭辯を弄して尻込みするといふことはない。それから日本獨自の見解で攻撃があつたか否かを決するかといふ御質問に對しては、日獨伊は獨立國であるから自己のこの點に關する見解を決することは當然である。日本一國だけで判断して攻撃せぬから入らぬといふことは、同盟國である以上は云へない。三國が寄つて協議を遂げて認定を確立する。再び繰返すが、その場合に日本が故なくしてたじろいだとか、自分の利害のみから判断して、今入らぬ方がよい、喧嘩をやらして高見の見物をすればそれだけ得だ、といふやうな狡い動機がその間に混入することは斷じてないと思ふ。眞に國運を賭する場合と雖も我が國民は同盟には加はる、現に日英同盟が明かにこれを立證してゐる。(翌二十七日『朝日』所載の同社速記に據る)

とあつた。即ち(一)獨逸が故なくして米大陸を襲撃した場合には第三條の適用なきこと、(二)『攻撃』の無は締盟各國各自の見解にて之を決するの當然なること、(三)日本一國だけで判断して去就を決することは同盟關係上爲し得ず、三國協議して之を決すること、(四)我國は自己の利害のみから判断して参戦を避くるが如き狡い動機は混入せしめざること、といふ風に解せられた。この中の(一)は本條約第三條の解釋として勿論疑を容れず、(二)も條約の解釋權は締約國各自之を有するから、これ亦當然であり、(四)も既に條文の正しき解釋の上から當然参戦せざる可らざる場合に處して、利害の上から参戦を避くるの恕すべからざるは論を俟たずとし、ただ問題は(三)の協議が纏らざる場合である(例へば第一次大戦中、中歐三國同盟に由る伊國の参戦義務に關し獨伊間に見解の一致を得ざりしが如き)。これは實際問題としては國交の時の親疎に由ること、即ち國交親密であれば一見纏り難き協議も極めて容易に纏るべきが、疎隔して居ると兎角に難解がつき、安結し得べきものも安結し難くなる。隨つて日獨伊三國間の親好雍睦が現在の如くである限りは、之に關し何等の懸念は無いに相違なきも、法律的には協議の纏り兼ねる場合もあるべきを想定して置かねば

なるまい。

兎に角本同盟條約の文字の解釋に關し締約國間に疑義を生ずるあらば、第四條の規定する混成専門委員は之が審議に當るべきであらう。この混成専門委員は一般委員會、軍事委員會、及び經濟委員會として、之を日獨伊の各首都に置くことに三國政府間に於て決定されたとある（昭和十五年十二月二十日内閣情報局發表）。而して松岡外相は之に就て更に左の如くに説明した。

『混合委員會は羅馬、伯林、東京の三ヶ所に置くことになつて居ります。それには打合せには多少暇取つて居りますが、極力進めて居ります。専門委員會は數は非常に多くはないのであります。例へば最高の機關は何んであるかといふと、東京では外務大臣と獨伊の大使、丁度さういふ具合の仕組が羅馬にも出來、伯林にも出來、その下に委員が一つの機關を作つて居るのであります。これも餘り數は多くないのである。……混合委員會には非常に重きを置いて居りまして、殊に軍事混合委員會、これは軍部で御配意になつて、未だ任命を受けない内から御承知のやうに相當有能な軍部の人を早手廻しに獨逸や羅馬に送つて居るやうな譯であります。これは軍部の方でおやりになりますが、私の最も重きを置いて居るのは經濟混合委員會、この經濟混合委員會に就ても特に重きを置いてゐるのは平時産業であります。（昭和十六年二月十七日衆議院豫算總會、佐藤洋之助氏の質問に對する答辯、翌十八日の『東京日々』所載、同社速記）

故に該委員會は、謂ゆる技術的の専門委員會ではなくして、政治家的見地に於て事を取捨裁斷し得る相當有力のものであるかと想像する。

凡そ軍事同盟條約には、特定の場合に於ける參戰のことを規定すると共に、單獨講和を遮る條句のあるを普通とするが、本條約にはその規定が無い。蓋し本同盟條約は普通の同盟條約に往々見るが如き『共同戰闘

に當るべし』といふやうな文字を有せず、單に『……軍事的方法に依り相互に援助すべきことを約す』と云へるもので、旁々講和の場合に關して運用の餘地を條文以外に存せしめてあるものと解すべきであらう。且同盟條約に於て單獨講和を爲すべからずと規定するにせよ、縮盟國の一にして敵の前に力屈し、他の縮盟國からの焦眉の急を要する援助の到來が到底覺支なしと見る場合には、勢ひ單獨講和を爲さざるを得ざるに至ること既往その例に乏しからざる所である。要は縮盟の精神と現實の事態の問題であるから、單獨講和遮止の規定は有るも無きも、結果に於ては同じと云へば云へぬでもない。

七六〇之三 本同盟條約の諸條項は、縮盟三國と蘇聯邦との間に現存する政治的狀態には何等の影響をも及ぼさざるものとしてある（第五條）。即ち獨逸の蘇露國との一九三九年八月二十一日締結の不侵略條約——獨蘇兩國は『相互の間に一切の武力行爲、侵略行爲、及び攻撃を爲さざるの義務を負ふ。』（第一條）ことを約したるのみならず、『兩國の一方が第三國に依る作戰行爲の目的となるが如き場合には、他の一方は該第三國を如何なる方法にても援助せざるべし。』と約したる——は本條約のために何等影響を受けざること（隨つて獨逸としては蘇露國が本條約の對象たるに非ざること）は明瞭である。伊太利も、蘇露國とは巴爾幹政策に於て必しも一致せぬ關係にはあるが、兎に角一九三三年九月の不侵略協定があるので、大體に於て獨逸の對蘇露國關係と同一の地位にある。然らば我國としてはこの點どうであるか。條文には特に『現存ノ政治的狀態』とあるに鑑み、將來の日露不侵略の問題は措き、現在に於て假に大東亞に於ける新秩序建設に關聯し日露間に事端發生したるが如き場合には、本條約との關係は之を如何に解すべきか。本同盟條約の締結に先立ち我國と蘇露國との間にも獨蘇間の不侵略條約に類する一種の了解が出來て居つたならば論なかりしが、順序の

此に出でざりしには時機未熟の關係もありしなるべく、當局者としては蓋し相當の理由があつたことと推察する。

防共協定との關係

右の第五條、殊にそれと防共協定との關係は、これ亦外交上機微なる問題であらんが、之に關しては昭和十六年二月十四日の衆議院豫算總會に於て松岡外相は、一宮房治郎氏の質問に對し左の極めて重要な答辯を爲した。

「……第五條に就ては先般今井君の御質疑にも答へた通り、あの條約だけに就て見れば、一宮君が憂へられるのは恐らく國民の多數が憂へてゐる所であらう。それから又一宮君から指摘されたやうに、あの締結の時は日蘇國交調整をしたといふやうなことは、現に條約面にも規定がないし、又何處にもさういふ取極めがないことだけは申して置かぬ。併し國民はこの點を重大な心配をしてゐることだらうと思ふから、これだけ申上げて置く。外交は條約が總てではない、而してあの條約なるものは、今申したやうに日蘇國交調整に非常な重點を置いて作つたものであつて、蘇聯を對象として何等秘密協定等はないのである。外交は活物であつて、刻々國際の動きを注視しなければならぬのである。將來一宮君の憂へられるやうな最悪の場合も考へてゐるのであつて、よく注視して、そして不幸にも日米が衝突する、或は又單獨に日蘇が干戈を交へるといふ危険が生ずる憂があると思はれた場合には、必ず御指摘の點に就ては早きに及んで有効な而して適切な處置を施さうと考へてゐる。それからどうしても第五條は補強しなければならぬ、その補強に就ては御意見もあつたが、私は具體的に今不可侵條約を結ばうとしてゐるかといふやうなことは申上げ兼ねるが、この點は三國同盟締結以來非常な重點を置いて考へてゐるし、施策も致してゐる。それ以上は言明出来ませんが、これも御察し願ひます。

『日蘇國交調整の上から言つても防共協定などは廢止した方が都合が良い、これは問題でない。又一宮君が言はれたやうに私も重大な考慮を要すると思つて居るが、ただこれだけは明確にして置きたい、それは近衛内閣成立以來の政府の態度であつて、防共とは共產黨及び共產主義を排除する意味であつて、必しも蘇聯政府又は蘇聯國を排撃するといふ意味ではない。御承知の如く蘇聯は從來から共產黨と蘇聯政府とは別のものである、同じものではない、斯ういつて兎も角も主張して來てゐる。この主張に合はず譯でもないが、吾々としては日本國內は素より、東亞全體に互つて共產黨の活動及び共產主義の傳播には嚴乎として從來と毫も異なる所なく、これが排撃の決心を持つてゐるのである。この決心を以てその後獨伊その他と防共協定を持續してゐるのである。斯ういふ建前で現に獨逸も一面蘇聯不可侵條約を締結したが、日本との防共協定は廢止してはゐないのである。その後之を廢止したら良いかといふ話合は今日までの所出たこともない。のみならず我が日本としては、昨年十一月三十日支那民國とも防共を一つの大きな問題として明確な取極をしてゐる譯である。この取極は、吾々の解釋では、必しも日蘇國交調整に關係はないといふ建前を取つてゐる。ただ率直に言へば蘇聯の方では機嫌が悪いだらうし、多少の苦情があつても、之を輕々に廢止するかどうかといふことは非常に重大な問題であり、政府に於ては深甚な考慮を拂ひつつあることを申上げて置きたい。又最初の御質疑の中で御指摘になつたモロトフ氏の言明に就て一言申上げて置く。既に意義を失つてゐるのみならず日蘇間に國交調整の障害となるやうな條約は取除いたら、後は何でもなく國交調整が出来たらう——斯う言明してゐる。その中で意義を失つて而も兩國の國交に障害となつてゐる條約とは、必ずしも防共協定を指したものである。この點に就てモロトフ氏は從來も公けに言明した方針又は精神で話合をして居る。その話合の中で防共協定は一度も指摘したことなどはない。ただ多少露西亞側に苦情があることを傳へ聞くが、廢した方が廢さぬよりは良いだらうか餘り喧しく言つてをらぬといふのが事實である。』(翌十五日の『讀賣』、同社速記要旨)

即ち要は(一)日米の關係に最悪の事態が招徠せらるるが如き場合には是に先だち有效適切の處置を講ずべき準備のあること、(二)本條約の第五條に對する補強工作に就ても準備を進めつつあること、(三)防共協定は

その内外に及ぼすべき影響に鑑み、進んで之を廢棄するの意思は無いこと等を闡明したもので、本條の運用に關し重大なる示唆を與へたる極めて有意義の答辯であつた。

我が外交當局者の思慮の周到は右の演述中に窺ふを得べきであるが、孰れにしても日蘇の間に何等かの新取極が出来るのでなければ、折角の畫龍も點睛を缺くの憾あるを掩ひ得ない。然るにこの缺陷は、本三國同盟の出來てから約半歳後の昭和十六年四月十三日、モスコウ調印の日蘇中立條約にて補填せられた。同條約の要旨は、我が情報局の當時發表したる所に依れば左の如くである。

大日本帝國及ソヴィエツト聯邦は兩國間の平和及友好の關係を鞏固ならしむるの希望に促され、中立條約を締結することに決し、左の如く協定せり。

第一條 兩締約國は兩國間に平和及友好の關係を維持し、且相互に他方締約國の領土の保全及不可侵を尊重すべきことを約す。

第二條 締約國の一方が又は二以上の第三國よりの軍事行動の對象となる場合には、他方締約國は該紛争の全期間中立を守るべし。

第三條 本條約は兩締約國に於て其の批准を了したる日より實施せらるべく、且五年の期間効力を有すべし。兩締約國の何れの一方も右期間満了の一年前に本條約の廢棄を通告せざるときは、本條約は五年間自動的に延長せられたるものと認めらるべし。

第四條 本條約は成るべく速に批准せらるべし。批准書の交換は東京に於て成るべく速に行はるべし。

尙ほ右の調印と同時に、兩國代表は『大日本帝國政府及ソヴィエツト聯邦政府は兩國間に締結せられたる中立條約の精神に基き兩國間の平和及友好關係を保障するため、大日本帝國は蒙古人民共和國の領土の保全

及不可侵を尊重し、ソヴィエツト聯邦は滿洲帝國の領土保全及不可侵を尊重す。』と聲明したとある。

乃ち本中立條約の當面の效果としては、暫く蘇露國側の利益勘定は措き、我國としては太平洋に事あるの日、以て能く北方よりの後顧の憂を斷ち、兩面作戰の危險を拭去し得るの價値は何人も認めて疑ふまい。

七六〇の四 序でながら、この條約は題して『日蘇中立條約』と云ふやうであるが、第一條に於て『締約國の領土の保全及び不可侵を尊重すべきこと』をも約してあるから、不侵略兼中立の條約と見るのが適當であらう。不侵略條約と中立條約の異同に關しては、我が政府の『情報局週報』に『不侵略條約或は不可侵條約は第三國の存在に重點を置いてゐるが、中立條約では締約國相互間の存在に重點を置き、一般に第三國の存在は第二義的なものとされてゐるのである。』とある(昭和十六年四月二十三日號、第二五頁)。然しながら不侵略條約は、假に第三國が全然存在せずとするも、尙ほ且二國間に之を締結することあるべきを想像し得るが、中立條約には交戰國たる第三國の存在を擬想せざるものとは一も無く、隨つてその存在は第一義的たるものであるから、右の解説はまさに逆である。のみならず理論的に云へば、世に中立條約は有り得べきも、不侵略條約なるものは實は屋上屋を架するの類である。なぜならば、一國は他國と中立條約を締結することに依り、戰時中立を維持するも交戰に参加するも全然自由たるべきその權能に任意拘束を加へ、必然中立を維持せざる可らざるものと互に釘を打つのであるから、それには特に中立條約の締結を必要とする譯であるけれども、他國の領土尊重なるものは國際法上當然のことで、その不侵略を特に約束するなどは、恰も貴君の自宅には侵入せざるべしと隣人相約束するのと擇ぶなく、言はば極まり切つた話である。ただ然しながら、事理當然のことも念に念を入れて特に約束することは世に稀でないから、この意味に於て謂ゆる不

侵略條約を迎ふるは勿論妨げない。

七六〇の五 日獨伊の三國同盟には、その後匈牙利、羅馬尼、ユーゴ・スラヴィア、及び勃牙利が相次で加入した。加入の議定書は孰れも簡單なるもので、例へば匈牙利のそれにおいては、第一條に於て匈牙利國の本三國同盟に加入する旨を謳ひ、第二條に於て日獨伊三國混成専門委員會が匈牙利國の利益に關する問題を討議する場合には同國の代表者も該委員會に参加するを得ること、第三條に於て本議定書の正文語のこと及び署名の日より實施のことを孰れも規定したものである。然るにユーゴには右加盟の翌日(三月二十六日)反獨的の大政變起り、旬日を経て獨軍のユーゴ進撃となり、一週日を出でざるに後者全く潰崩し、是と共に三國同盟への加入も自然消滅となつた。

七六〇の六 凡そ同盟條約には前述の如く原則として參戰義務發生條件の記載なきはないが、當該兩國が孰れも現に別國と交戰中であり、而してその兩國が共同的に作戰を遂行するの目的よりして相互援助の同盟條約を取結ぶ場合には、特に右の記載を爲すの須要も理由も無いこと言を俟たない。最近の英蘇協定(一九四一年七月十二日モスコウ調印)の如きはそれである。この協定は、翌十三日同地發『同盟』に依れば、『蘇英兩國政府は現下對獨戰遂行中凡ゆる種類の助力且支持を相互に供與すべきこと。』(第一條)、及び『兩國政府は本交戰繼續中相互に協議することなくして獨逸と休戰又は講和の條約を商議し又は締結せざること。』(第二條)の二ヶ條より成り、外に『締約國は本協定に署名すると共に批准を要せずして效力の發生すべきことに同意す。』との附屬議定書を有すとある。即ち應援義務發生條件は、條文の上に掲記はなきも、つまり現に行はれつつある對獨戰の進行中といふことであり、而してその條件の存續する限り、所規の應援義務が隨

南歐四ヶ國の三國同盟加入

一九四一年七月の英蘇協定

伴するのである。本協定に就ては、これは謂ゆる同盟に非ずして聯合のみと傳へられたが、又その正文の表題に何と記してあるか未だ詳でないが、名は兎に角實に於ては、對獨戰の繼續する限りに於て一の同盟條約たるに相違なく、この種類の協定——凡ゆる援助の相互供與と單獨講和の禁止を主眼とする——に同盟の名を附し若くは同盟として周認のものも古來その例に乏しからぬ所で、一八九二年八月露都調印の『軍事協定』即ち當年の謂ゆる『露佛同盟』の如きもその一である。(尤も右の軍事協定には、兩締約國が現に別國と交戰中であつたのではないから、別に特定の應援義務發生條件が第一條に掲記されてあつた)。

第七 作戰地帯

七六四の二 頃日米國のリムプス大尉の名著(Capt. L. M. Limpus, *Twentieth Warfare*, 1940)を讀むに、中に米國の軍事専門家の解する作戰地帯の説明がある(第五六頁)。それに依れば、作戰地帯(Theatre of Operations)中には『軍の侵入せんと欲し、將た防禦するに必要な、及び作戰地帯所在軍隊に係る兵站施設に必要な、一切の地方』を含むとありて、別つて之を戰闘地帯(Combat Zone)及び交通地帯(Communications Zone)とする。戰闘地帯は現實の戰闘が行はれつつある地帯で、交通地帯は戰闘地帯と内方地帯(Zone of the Interior)の中間に位し、戰線に到る一切の道路及び鐵道、その他總ての必要な臨時病院及び軍需品貯藏所はその中にある。戰闘地帯は之を若干の“Army areas”に別ち、更に之を“Army service area”と“Army combat area”とに細分する。この細分は、戰闘の現に進行中において部隊長が經理の問題に煩累する勿らしめんがためとある。内方地帯は前記兩地帯を除ける地方で、作戰地帯に含まれざる占領

米國の軍事専門家の作戰地帯の分類

地も之に屬する。内方地帯は之を九つの "Contra areas" に別ち、その各區域は米國の三軍團管區に配屬される。以上は軍制研究者に多少の参考ともなるであらう。

第八 國際法眼に映ずる帝國陸軍の『戰陣訓』

戰陣道德
を高調せ
る一大教
典

七八五の二 昭和十六年一月八日の我が陸軍始の佳日、東條陸軍大臣は『戰陣訓』を部内に訓令し、之を『戰陣道德昂揚ノ資ニ供スベシ』と命ぜられた。この戰陣訓は曾て帝國軍人に賜はりたる 勅諭を經とし、戰陣訓練等に關する帝國陸軍の典令綱領を緯とし、特に戰場に於て實踐且戒愼すべき須要事項を端的に列擧したるものとありて、各項目共に辭簡にして意到れる頗る好訓令に推すべきが、殊にその中には、國際法眼より見るも、現代に於ける陸戰の法規慣例の要求に善く合致し、戰場(及び占領地)の準則として稱揚すべき箇條が少なからずある。

例へば『軍ハ：：常ニ大御心ヲ奉ジ、正ニシテ武、武ニシテ仁。：：武ハ嚴ナルベシ、仁ハ遍キヲ要ス。：：假令峻嚴ノ威克ク敵ヲ屈服セシムルモ、服スルハ撃タズ從フハ慈シムノ德ニ缺クルアラバ、未ダ以テ全シトハ云ヒ難シ。』(本訓、其ノ一、第二)とあるが如き、交戰法則の根本義を道破して復たこの以上の贅説を須ゐない。又『六。敵産、敵資の保護ニ留意スルヲ要ス。徵發、押收、物資ノ燼滅等ハ總テ規定ニ從ヒ、必ず指揮官ノ命ニ依ルベシ。』、『七。皇軍ノ本義ニ鑑ミ、仁慈ノ心能ク無辜ノ住民ヲ愛護スベシ。』(本訓、其ノ三、第一)、『八。常ニ大國民タルノ襟度ヲ持シ、正ヲ踐ミ義ヲ貫キテ皇國ノ威風ヲ世界ニ宣揚スベシ。國際ノ儀禮亦輕ンズベカラズ。』(同上、第二)とあるが如き、孰れも戰地殊に占領地に於ける軍の権力の運用に關

し、反論を挟むの餘地なき鐵則的箴規である。戰陣道德の凡ゆる發露は、悉くこれ右の若干條項を敷衍せる餘映に外ならない。既に述べたる如く、一九〇七年の陸戰法規慣例條約の調印且批准後に於て、同條約第一條の規定の命ずる當該訓令を自國陸軍部内に發したる國としては、僅に獨逸の『陸戰慣例』を外にし、爾來他に殆ど無かつた。(獨逸の『陸戰慣例』とても同條約附屬の典型的規則とは大分違つたものである)。今回の戰陣訓中の少なくとも前抄諸條項の如き、實は當時疾く發令して皇軍の精神を夙に列國の間に宣揚せしめ置きたきものであつたが、今日でも勿論遅くはない。そこで今臚を得たる上更に蜀を望ましむれば、皇軍當局者に於て右の戰陣訓を基準とし、同時に一九〇九年の前記條約附屬の陸戰法規慣例規則を参照し、主として國際法的見地に立脚したる世界絶冠の帝國陸戰法規の編纂を企てられんことは是れである。神武の精神の力的體現に就ては、今日世界を擧げて寸毫の疑を皇軍に挟むものとは一人も無い。乃ちその法的體現に於ても、東西列國をして後へに墮若たらしめたきことが講者の希望である。『日本軍隊の國際法尊重は日露戰役を以て最後とし、その後の日本は舊獨逸の戰時無法主義の忠實なる信徒となれり。』とは泰西國際法學者の口よりして往々出づる評言なるが、この誤解(又は曲解)を一掃するには、今回の戰陣訓は少なくとも最有力の一武器たるに相違あるまい。

第九 近代戰に於ける非戰鬪者の地位

七九九の二 第二次大戰にありては、交戰國の非戰鬪者即ち一般常人にして戰鬪員に對する敵の加害の捲添的災禍を蒙れる者極めて多數なりしは勿論、非戰鬪者彼等自身とても當初より敵の加害の直接の目的物と

第二次大戰
に於ける
非戰鬪者